



0006250-000

特227-262

農漁山村中小商工業匡救に関する第六十三回非常時臨時議事録

二松堂編輯所・編

二松堂書店

昭和7

ABE

34  
32  
山村中小商工業者匡救に関する諸問題諸法律はどうきまつたか！

其他滿洲問題、外交問題及び幾多重要問題に就て第六十三回非常時臨時議會に於て各大臣及貴衆兩院議員の質問應答||大獅子吼||名論卓說||決定諸法律||等は一言半句洩らさず輯録したものが本書である。故に毎戸に本書一冊は是非共なくてはならぬ必要書である。

農漁山村  
中小商工業  
匡救に関する  
第六十三回  
非常時  
臨時議事録



非常期  
第六十三回  
中小商工業  
臨時議會記録  
東京山本  
国株ニ關スル

### 序

餓死線上にあえぐ農村、中小商工業者の苦惱をめぐつて起つた社會不安、内外の政治不安の重壓の下に、いはゆる非常時對策、即ち議會召集の眼目たる一億七千萬圓の時局匡救豫算、その他、米穀法改正案、不動産融資損失補償案、中央金庫損失補償案、義務教育費増額案等幾多の重要案件を組上に、その間政府は當初の豫定に反し、會期延長を行ふこと三たび、最終日においては、前後十時間有餘に及んで兩院協議會を開會し、最後の瞬間まで、目まぐるしき波瀾を繰返し、十三日間にわたつた第六十三回議會は、實に白熱的討議の連続であつた。

然しながら、國民諸君が選んだ代議士諸氏は、果して、その名の示す如き非常時議會の實を擧げ得たであらうか。

實に本書は、日本國民として熟知せざるべからざる、各自に與べられた国策は如何なる程度に、如何なる方面に、如何なる法律によつて定められたか、今議會の赤裸々になる論戰論話を一言一句餘すところなく掲載し、正確に非常時對策を理解せしむべく編纂してあるから、非常時における代議士諸氏及政府諸公に與へられたる重大なる課題に對して、國民諸君はよろしく本書を熟讀吟味し、嚴密に採點せられんことを冀ふものである。

昭和七年九月五日

# 貴族院議事録

## 目次

△第六十三回帝國議會開院式勅語……………一

### ◎八月二十四日

(水曜日) 午前十時五分開議

- △諸般ノ報告……………一
- 一、伯子議員當選ノ報告ソノ他……………一
- 一、政府委員氏名ソノ他……………一
- △開院式勅語奉答文ニ關スル會議……………二
- △奉答文案ノ採決……………二
- △全院委員長ノ選舉……………二
- △常任委員ノ選舉……………二

### ◎八月二十五日

(木曜日) 午前十時六分開議

- △齋藤首相ノ施政方針演說……………三
- △内田外相ノ外交演說……………四
- △右ニ對スル柳澤保惠伯ノ質疑……………六
- △齋藤首相ノ答辯……………七
- △南通相ノ答辯……………八
- △柳澤伯ノ再發言……………八
- △菅澤重雄氏ノ質疑……………八
- △後藤農相ノ答辯……………八
- △高橋藏相ノ答辯……………八
- △小山法相ノ答辯……………八
- △齋藤首相ノ答辯……………八

### ◎八月二十六日

(金曜日) 午前十時七分開議

- △諸般ノ報告……………二
- △阪本鈔之助ノ緊急質問……………二
- △右ニ對スル小山法相ノ答辯……………二
- △罹災救助基金法中改正法律案(政府提出)……………二
- △右ニ對スル山本内相ノ提案理由說明……………二
- △丸山鶴吉氏ノ質疑……………三
- △山本内相ノ答辯……………三
- △丸山氏再發言……………三
- △委員付託……………三
- △菅澤重雄氏ノ國務大臣ノ演說ニ對スル質疑ノ續キ……………三
- △堀切政府委員答辯……………三
- △紀俊秀男ノ國務大臣ノ演說ニ對スル質疑……………三

### ◎八月二十七日

(土曜日) 午前十時七分開議

- △諸般ノ報告……………三
- △紀俊秀男ノ質疑ニ對スル齋藤首相ノ答辯……………三
- △高橋藏相ノ答辯……………三
- △紀男ノ再發言……………三
- △勝田主計氏國務大臣ノ演說ニ對スル質疑……………三
- △齋藤首相ノ答辯……………三
- △高橋藏相ノ答辯……………三

△後藤農相ノ答辯……………三

### ◎八月二十八日

(日曜日) 午前十時五分開議

- △諸般報告……………四
- △秘密會議……………四
- △第一回請願委員會ノ報告(清岡子爵委員長)……………四
- △勝田主計氏ノ昨日ニ續ク國務大臣ノ演說ニ對スル質疑……………四
- △長尾天太氏ノ同ジク質疑……………四
- △有馬政府委員ノ答辯……………四
- △長尾氏再質……………四
- △有馬政府委員ノ再答辯……………四
- △佐々木志賀二氏ノ質疑……………四
- △鳩山文相ノ答辯……………四
- △堀切政府委員ノ答辯……………四
- △長尾氏ノ再發言……………四
- △會期延長ノ詔書……………四

### ◎八月三十一日

(水曜日) 午前十時六分開議

- △諸般ノ報告……………四
- △罹災救助基金法中改正法律案(政府提出)……………四
- △委員長報告(松本宗隆伯)……………四
- △採決……………四
- △請願會議(委員長報告)……………四
- 一、秋田縣橫莊鐵道買收ノ件……………四
- 一、山村住民救済ニ關スル件……………四
- 一、山村住民救済ニ關スル件……………四
- 一、農村救済ニ關スル件……………四

- 一、鬼怒川水利補ニ關スル件……………四
- 一、鬼怒川堰堤設計變更ノ件……………四
- 一、山村住民救済ニ關スル件……………四
- 一、妻伊川改修敷地買收ノ件……………四
- 一、雪害地救済ノ件……………四
- 一、全國孝子祭制定並ニ全國孝子追賞ノ件……………四
- 一、山村救済ニ關スル件……………四
- 一、新宮川治水工事速成ノ件……………四
- 一、農村救済ニ關スル件……………四
- 一、傷痍軍人待遇改善ノ件……………四
- 一、實業販路海外擴張ニ關シ國費補助ノ件……………四
- 一、柳澤保惠伯請願委員會ニ於ケル議事進行ニ關スル質問……………四
- 一、清岡長言子ノ答辯……………四
- 一、齋藤首相ノ答辯……………四
- 一、財團法人日本少年指導會ニ對シ國庫助成金下付ノ件……………四
- 一、農商工業者救済ノ件……………四
- 一、山形縣鶴岡大島間鐵道中一部速成ノ件……………四
- 一、加古川治水工事續行ノ件……………四
- 一、加古川支流千鳥川改修ノ件……………四
- 一、加古川支流東條川改修ノ件……………四
- 一、農村救済ニ關スル件……………四
- 一、輪島線鐵道速成ノ件……………四
- 一、中小商工業者及ビ庶業者救済ノ件……………四
- 一、北海道苫前郡苫前村力盡ニ簡易停車場設置ノ件……………四



# 衆議院議事録

## 目次

△第六十三回帝國議會開院式勅語

◎八月二十三日(火曜日)

午前十一時三十七分開議

▼開院式勅語奉答文ニ關スル會議

△起草委員ノ指名

△開院式勅語奉答文起草委員長熊谷直太氏ノ報告

△奉答文案ノ採決

八月二十四日(水曜日)

午前十時開議

△諸般ノ報告

一、政府ヨリ提出セラレタル議案

其他

一、政府委員氏名其他

▼全院委員長ノ選舉

▼常任委員ノ選舉

◎八月二十五日(木曜日)

午後一時開議

△諸般ノ報告

▼齋藤首相ノ施政方針ノ演說

▼内田外相ノ外交演說

▼高橋藏相ノ財政演說

△右ニ對スル森恪氏ノ質疑

△内田外相ノ答辯

△大口喜六氏ノ質疑

△齋藤首相ノ答辯

△高橋藏相ノ答辯

△大口喜六氏ノ再發言

△川崎克氏ノ質疑

△高橋藏相ノ答辯

△山本内相ノ答辯

△中島商相ノ答辯

△後藤農相ノ答辯

△川崎克氏ノ再發言

△演田國松氏ノ質疑

△齋藤首相ノ答辯

△演田氏ノ再質

△永井拓相ノ答辯

△中野正剛氏ノ質疑

△齋藤首相ノ答辯

△諸般ノ報告

一、豫算、決算、請願、懲罰、建議ノ委員長及理事氏名ノ他

▼不動産融資及損失補償法案(政府提出)

昭和七年法律第六號中改正法律案(政府提出)

昭和七年度一般會計歳出ノ財源ニ充ツル爲メ公債發行ニ關スル件

△右ニ對スル高橋藏相ノ說明

△右ニ對スル武田徳三郎氏ノ質疑

△高橋藏相ノ答辯

△武田氏再質

△高橋藏相ノ再答辯

△中島彌圓次氏ノ質疑

△三土鐵相ノ答辯

△高橋藏相ノ答辯

△中島氏ノ再發言

△加藤剛一氏ノ質疑

△高橋藏相ノ答辯

△杉山元治郎氏ノ質疑

△高橋藏相ノ答辯

△委員付託

▼産業組合中央金庫特別融通及損失補償法案(政府提出)

▼産業組合中改正法律案(政府提出)

▼甚業組合中央金庫法中改正法律案(政府提出)

製絲業法案(政府提出)

米穀需給調節特別會計法中改正法律案(政府提出)

△右五案ノ後藤農相ノ說明

△清家吉次郎氏ノ質疑

△後藤農相ノ答辯

△清家氏ノ再發言

△加藤知正氏ノ質疑

△後藤農相ノ答辯

△松本忠雄氏ノ質疑

△後藤農相ノ答辯

△松本氏ノ再質

△後藤農相ノ再答

△河野一郎氏ノ質疑

△後藤農相ノ答辯

△河野氏ノ再質

△後藤農相ノ答辯

△栗原彦三郎氏ノ質疑

△堀切政府委員ノ答辯

△齋藤首相ノ答辯

△後藤農相ノ答辯

△委員付託

△諸般ノ報告

一、不動産融資及損失補償法案外ノ數件ノ委員氏名

△中島彌圓次氏ノ失言取消

△井上剛一氏ノ會期延長ニ關スル質問

△右ニ對スル齋藤首相ノ答辯

▼金錢債務臨時調停法案(政府提出)

△右案ノ小山法相ノ說明

△小山法相ノ答辯

△右ニ對スル青木雷三郎氏ノ質疑

△小山法相ノ答辯

△中野勇次郎氏ノ質疑

△小山法相ノ答辯

△平川松太郎氏ノ質疑

△山谷義治氏ノ質疑

△小山法相ノ答辯

△松谷與二郎氏ノ質疑

△小山法相ノ答辯

△藤田若水ノ質疑

◎八月二十七日(土曜日)

午後一時十九分開議

△諸般ノ報告

一、不動産融資及損失補償法案外ノ數件ノ委員氏名

△中島彌圓次氏ノ失言取消

△井上剛一氏ノ會期延長ニ關スル質問

△右ニ對スル齋藤首相ノ答辯

▼金錢債務臨時調停法案(政府提出)

△右案ノ小山法相ノ說明

△小山法相ノ答辯

△右ニ對スル青木雷三郎氏ノ質疑

△小山法相ノ答辯

△中野勇次郎氏ノ質疑

△小山法相ノ答辯

△平川松太郎氏ノ質疑

△山谷義治氏ノ質疑

△小山法相ノ答辯

△松谷與二郎氏ノ質疑

△小山法相ノ答辯

△藤田若水ノ質疑

△小山法相ノ答辯……………三  
△委員付託……………三  
△農村負債整理組合法案(政府提出)……………三  
△右ニ對スル後藤農相ノ說明……………三  
△官崎一氏ノ質疑……………三  
△後藤農相ノ答辯……………三  
△官崎氏ノ再發言……………三  
△高橋守平氏ノ質疑……………三  
△後藤農相ノ答辯……………三  
△委員付託……………三  
△商業組合法案(政府提出)……………三  
△商品券取締法案(政府提出)……………三  
△右ニ對スル中島商相ノ說明……………三  
△右ニ對スル深澤豊太郎氏ノ質疑……………三  
△中島商相ノ答辯……………三  
△廣瀬德藏氏ノ質疑……………三  
△中島商相ノ答辯……………三  
△荒木陸相ノ答辯……………三  
△岡田海相ノ答辯……………三  
△南滿相ノ答辯……………三  
△委員付託……………三  
△市町村立尋常小學校臨時國庫補助法案(政府提出)……………三  
△助法案……………三  
△右ニ對スル鳩山文相ノ說明……………三  
△松岡俊三氏ノ質疑……………三  
△鳩山文相ノ答辯……………三  
△松岡俊三氏ノ再質……………三  
△廣藤首相ノ答辯……………三  
△武知勇記氏ノ質疑……………三  
△鳩山文相ノ答辯……………三  
△武知氏ノ再發言……………三  
△後藤亮一氏ノ質疑……………三  
△廣藤首相ノ答辯……………三  
△鳩山文相ノ答辯……………三  
△委員付託……………三  
△米穀應急施設法案(政府提出)……………三  
△右ニ對スル後藤農相ノ說明……………三  
△委員付託……………三  
△負債整理組合法案(兼倉助氏外二十三名提出)……………三  
△右ニ對スル土井樞大氏ノ提出……………三  
△委員付託……………三  
△米穀法中改正法律案(兼倉氏外二十三名提出)……………三  
△右ニ對スル菅官貞夫氏ノ提出……………三  
△首辨……………三  
△日本實業株式會社法案(胎中補右衛門氏外二名提出)……………三  
△原種種畜法案(胎中補右衛門氏外二名提出)……………三  
△製糖業法案(胎中補右衛門氏外二名提出)……………三  
△輸出生絲販賣統制法案(胎中補右衛門氏外二名提出)……………三  
△米專賣法案(胎中補右衛門氏外一名提出)……………三  
△米專賣特別會計法案(胎中補右衛門氏外一名提出)……………三  
△植民地米統制法案(胎中補右衛門氏外一名提出)……………三  
△右ニ對スル胎中補右衛門氏ノ提出……………三  
△出題員辨明……………三  
△委員付託……………三  
△五月十五日事件ニ關スル小山法相ノ報告(秘密會)……………三  
△會期延長ノ詔書……………三  
◎八月二十九日(月曜日) 午後一時十五分開議  
△諸般ノ報告……………三  
一、不動産調査及損失補償法案外數件ノ委員長及理事氏名……………三  
一、金債債務臨時調停法案外數件ノ委員氏名……………三  
△傷兵軍人及戰公傷病死者遺族等ノ鐵道船等ノ乘車船優遇ニ關スル法律案(江藤九郎氏外二名提出)……………三  
△右ニ對スル江藤九郎氏ノ提出……………三  
△委員付託……………三  
△地租ノ免除ニ關スル法律案(政府提出)……………三  
△關稅國稅犯罪者處分法中改正法律案(安達謙藏氏提出)……………三  
△民法中改正法律案(安達謙藏氏提出)……………三  
△民法中改正法律案(安達謙藏氏提出)……………三  
△商法中改正法律案(安達謙藏氏提出)……………三  
△商法施行法改正法律案(安達謙藏氏提出)……………三  
△商法中改正法律案(安達謙藏氏提出)……………三  
△利息制限法中改正法律案(安達謙藏氏提出)……………三  
△山谷義次氏ノ提案說明……………三  
△清瀬一郎氏ノ提案說明……………三  
△伊藤慶氏ノ提案說明……………三  
△右ニ對スル志賀和多利氏ノ質疑……………三  
△八並政府委員ノ答辯……………三  
△志賀氏ノ再發言……………三  
△委員付託……………三  
△銀行法中改正法律案(加藤一氏外四名提出)……………三  
△同(松本忠雄氏外五名提出)……………三  
△同(天辰正守氏提出)……………三  
△同(菅澤裕氏外四名提出)……………三  
△加藤一氏ノ提案理由說明……………三  
△青木亮實氏ノ說明……………三  
△天辰正守氏ノ說明……………三  
△官澤裕氏ノ說明……………三  
△委員付託……………三  
△民事訴訟法中改正法律案(龜井實一氏外二名提出)……………三  
△國稅徵收法中改正法律案(龜井實一氏外三名提出)……………三  
△右ニ對スル提案理由說明見章氏……………三  
△委員付託……………三  
△中央卸賣市場法改正法律案(村上政四郎氏外一名提出)……………三  
△右ニ對スル村上政四郎氏ノ提案理由說明……………三  
△藤田若水氏ノ質疑……………三  
△岩切政府委員ノ答辯……………三  
△福田大郎氏ノ質疑……………三  
△委員付託……………三

△大正十五年法律第五十二號中改正法律案(土地區劃整理ニ伴フ清算金ニ關スル件)(安達正純氏外六名提出)……………三  
△右案ノ中野勇次郎氏ノ提案理由說明……………三  
△委員付託……………三  
△關稅定率法中改正法律案(荒川五郎氏外三名提出)……………三  
△右提案理由說明荒川五郎氏……………三  
△委員付託……………三  
△失業防止法案(安部磯雄氏提出)……………三  
△失業手當法案(安部磯雄氏提出)……………三  
△右ニ對スル安部磯雄氏ノ趣旨辨明……………三  
△委員付託……………三  
△家屋稅免除ニ關スル法律案(龜井實一氏外二名提出)……………三  
△委員付託……………三  
△鈴木正吾氏ノ議事進行ニ關スル發言……………三  
◎八月三十日(火曜日)  
△諸般ノ報告……………三  
△松谷與二郎氏ノ會期延長ニ付議事進行ニ關スル發言……………三  
△調停申立事件ノ手續費用救助ニ關スル法律案(安達謙藏氏提出)……………三  
△町村役場臨時國庫補助法案(安達謙藏氏提出)……………三  
△後藤亮一氏ノ質疑……………三  
△廣藤首相ノ答辯……………三  
△鳩山文相ノ答辯……………三  
△委員付託……………三  
△米穀應急施設法案(政府提出)……………三  
△右ニ對スル後藤農相ノ說明……………三  
△委員付託……………三  
△負債整理組合法案(兼倉助氏外二十三名提出)……………三  
△右ニ對スル土井樞大氏ノ提出……………三  
△委員付託……………三  
△米穀法中改正法律案(兼倉氏外二十三名提出)……………三  
△右ニ對スル菅官貞夫氏ノ提出……………三  
△首辨……………三  
△日本實業株式會社法案(胎中補右衛門氏外二名提出)……………三  
△原種種畜法案(胎中補右衛門氏外二名提出)……………三  
△製糖業法案(胎中補右衛門氏外二名提出)……………三  
△輸出生絲販賣統制法案(胎中補右衛門氏外二名提出)……………三  
△米專賣法案(胎中補右衛門氏外一名提出)……………三  
△米專賣特別會計法案(胎中補右衛門氏外一名提出)……………三  
△植民地米統制法案(胎中補右衛門氏外一名提出)……………三  
△右ニ對スル胎中補右衛門氏ノ提出……………三  
△右ニ對スル井上剛一氏ノ說明……………三  
△同野中徹也氏ノ說明……………三  
△委員付託……………三  
△小作人保護法案(杉山元治郎氏提出)……………三  
△右ニ對スル杉山元治郎氏ノ說明……………三  
△委員付託……………三  
△衆議院議員選舉法中改正法律案(安部磯雄氏外一名提出)……………三  
△右ニ對スル安部磯雄氏ノ趣旨辨明……………三  
△委員付託……………三  
△通信事業特別會計法案(志賀和多利氏提出)……………三  
△右ニ對スル志賀和多利氏ノ趣旨辨明……………三  
△右ニ對スル牧野良三政府委員ノ意見開陳……………三  
△委員付託……………三  
△古物商取締法中改正法律案(岸田正記氏提出)……………三  
△右ニ對スル岸田正記氏ノ提案理由說明……………三  
△委員付託……………三  
△上海事變直接被害者救済ニ關スル建議案(西岡竹太郎氏提出)委員長報告……………三  
△自力振興計畫ニ關スル建議案(荒川五郎氏外八名提出)委員長報告……………三  
△警察官ノ待遇改善ニ關スル建議案(本田義成氏提出)委員長報告……………三  
△菊川改修速成ニ關スル建議案(宮本雄一氏外七名提出)委員長報告……………三  
△矢作川改修ニ關スル建議案(小林善兵衛氏提出)委員長報告……………三  
△飯沼川排水改良工事促進ニ關スル建議案(佐藤洋之助氏提出)委員長報告……………三  
△島原半島ヲ含ム雲仙國立公園指定ニ關スル建議案(中川善秀氏提出)委員長報告……………三  
△十和田國立公園地域擴張指定ニ關スル建議案(鈴木安孝氏外五名提出)委員長報告……………三  
△磐梯山猪苗代湖ヲ中心トスル國立公園指定ニ關スル建議案(八田宗吉氏提出)委員長報告……………三  
△日光國立公園地域擴張指定ニ關スル建議案(增田金作氏外一名提出)委員長報告……………三  
△北海道拓植計畫ニ關スル建議案(木下成太郎氏外十一名提出)委員長報告……………三  
△酒造稅法中清酒ニ關スル遺石稅率改正ニ關スル建議案(中野種一氏提出)委員長報告……………三  
△鹽專賣制度廢止ニ關スル建議案(一瀬二氏外一名提出)委員長報告……………三  
△新宮區裁判所ニ甲號支部設置ニ關スル建議案(世耕弘一氏提出)委員長報告……………三  
△湯水地方救済ニ關スル建議案(出七)……………三  
△田八郎氏外七名提出 委員長報告……………三  
△雪國地帯ノ鐵道敷設速成ニ關スル建議案(八田宗吉氏提出)委員長報告……………三  
△野岩羽鐵道速成ニ關スル建議案(八田宗吉氏提出)委員長報告……………三  
△柳津小出間及只見古町間鐵道速成ニ關スル建議案(八田宗吉氏提出)委員長報告……………三  
△大町糸魚川間鐵道速成ニ關スル建議案(鈴木義隆氏外三名提出)委員長報告……………三  
△岐阜市內貫通有鐵道高架改築ニ關スル建議案(大野伸助氏提出)委員長報告……………三  
△柳津野澤間及坂下喜多方間鐵道敷設ニ關スル建議案(八田宗吉氏提出)委員長報告……………三  
△信濃川發電所工事ニ關スル建議案(武田德三郎氏外三名提出)委員長報告……………三  
△澀川低水工事ニ關スル建議案(中野種一氏提出)(田中祐四郎氏外一名提出)委員長報告……………三  
△右建議案全部ノ採決……………三  
◎八月三十一日(水曜日) 午後一時十分開議  
△諸般ノ報告……………三  
△昭和七年歲入歳出總算追加案……………三

昭和七年度特別會計歳入歳出追加案

- 豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ヲ爲スヲ要スル件
豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ヲ爲スヲ要スル件
以上ノ四案ニ對スル豫算委員長岡田忠彦氏ノ報告

九月一日(木曜日) 午後一時十八分開議

- 高田松平氏ノ報告
八田宗吉氏ノ報告
小池仁郎氏ノ報告
諸般ノ報告
罹災救助基金法中改正法律案(政府提出)

- 九月一日(木曜日) 午後一時十八分開議
諸般ノ報告
罹災救助基金法中改正法律案(政府提出)

- 野中徹也氏ノ報告
丹下藤十郎氏ノ報告
西脇啓氏ノ報告
右三案ニ對スル委員長樋口典常氏ノ報告

- 九月二日(金曜日) 午後一時二十七分開議
會期延長ノ詔書
陸海軍派遣軍ニ對スル感謝決議案

右三案ニ付キ委員長東武氏ノ報告

- 補償法案(政府提出)
産業組合法中改正法律案(政府提出)

右委員長岩崎幸治郎氏ノ報告

- 一松定吉氏ノ報告
小林錦氏ノ報告
井上剛一氏ノ報告

右委員長長松實喜代太氏ノ報告

- 古物商取締法中改正ノ請願(委員長報告)
湖戸内海國立公園區域ニ關スル請願(委員長報告)

提出者牧野賤男氏ノ趣旨辯明

- 提出者永田良吉氏ノ趣旨辯明
提出者竹下文隆氏ノ趣旨辯明

提出者永田良吉氏ノ趣旨辯明

- 提出者永田良吉氏ノ趣旨辯明
提出者竹下文隆氏ノ趣旨辯明

提出者竹下文隆氏ノ趣旨辯明

- 提出者竹下文隆氏ノ趣旨辯明
提出者竹下文隆氏ノ趣旨辯明

提出者竹下文隆氏ノ趣旨辯明

- 提出者竹下文隆氏ノ趣旨辯明
提出者竹下文隆氏ノ趣旨辯明

提出者永田良吉氏ノ趣旨辯明

- 提出者永田良吉氏ノ趣旨辯明
提出者永田良吉氏ノ趣旨辯明

提出者永田良吉氏ノ趣旨辯明

- 提出者永田良吉氏ノ趣旨辯明
提出者永田良吉氏ノ趣旨辯明

提出者永田良吉氏ノ趣旨辯明

- 提出者永田良吉氏ノ趣旨辯明
提出者永田良吉氏ノ趣旨辯明

提出者永田良吉氏ノ趣旨辯明

- 提出者永田良吉氏ノ趣旨辯明
提出者永田良吉氏ノ趣旨辯明

提出者永田良吉氏ノ趣旨辯明

- 提出者永田良吉氏ノ趣旨辯明
提出者永田良吉氏ノ趣旨辯明

提出者永田良吉氏ノ趣旨辯明

- 提出者永田良吉氏ノ趣旨辯明
提出者永田良吉氏ノ趣旨辯明

提出者永田良吉氏ノ趣旨辯明

- 提出者永田良吉氏ノ趣旨辯明
提出者永田良吉氏ノ趣旨辯明

提出者永田良吉氏ノ趣旨辯明

- 提出者永田良吉氏ノ趣旨辯明
提出者永田良吉氏ノ趣旨辯明

提出者永田良吉氏ノ趣旨辯明

- 提出者永田良吉氏ノ趣旨辯明
提出者永田良吉氏ノ趣旨辯明

提出者永田良吉氏ノ趣旨辯明

- 提出者永田良吉氏ノ趣旨辯明
提出者永田良吉氏ノ趣旨辯明

提出者永田良吉氏ノ趣旨辯明

- 提出者永田良吉氏ノ趣旨辯明
提出者永田良吉氏ノ趣旨辯明

提出者永田良吉氏ノ趣旨辯明

- 提出者永田良吉氏ノ趣旨辯明
提出者永田良吉氏ノ趣旨辯明

提出者永田良吉氏ノ趣旨辯明

- 提出者永田良吉氏ノ趣旨辯明
提出者永田良吉氏ノ趣旨辯明

提出者永田良吉氏ノ趣旨辯明

- 提出者永田良吉氏ノ趣旨辯明
提出者永田良吉氏ノ趣旨辯明

提出者永田良吉氏ノ趣旨辯明

- 提出者永田良吉氏ノ趣旨辯明
提出者永田良吉氏ノ趣旨辯明

提出者永田良吉氏ノ趣旨辯明

- 提出者永田良吉氏ノ趣旨辯明
提出者永田良吉氏ノ趣旨辯明

提出者永田良吉氏ノ趣旨辯明

- 提出者永田良吉氏ノ趣旨辯明
提出者永田良吉氏ノ趣旨辯明

提出者永田良吉氏ノ趣旨辯明

- 提出者永田良吉氏ノ趣旨辯明
提出者永田良吉氏ノ趣旨辯明

提出者永田良吉氏ノ趣旨辯明

- 提出者永田良吉氏ノ趣旨辯明
提出者永田良吉氏ノ趣旨辯明

提出者永田良吉氏ノ趣旨辯明

- 提出者永田良吉氏ノ趣旨辯明
提出者永田良吉氏ノ趣旨辯明



- 横濱線延長ニ關スル請願(委員長報告).....三〇
- 穴水輪島間鐵道速成ノ請願(委員長報告).....三〇
- 土別苦前間鐵道敷設ノ請願(委員長報告).....三〇
- 旭田村大字落合ニ停車場設置ノ請願(委員長報告).....三〇
- 會津線停車場設置ニ關スル請願(委員長報告).....三〇
- 番屋ノ澤ニ乗降所設置ノ請願(委員長報告).....三〇
- 大越神保兩驛間ニ菅谷停車場設置ノ請願(委員長報告).....三〇
- 東海道線神崎驛ニ北側出入口増設ノ請願(委員長報告).....三〇
- 臺灣總督ノ地位ニ關スル請願(委員長報告).....三〇
- 國旗記念日ニ關スル請願(委員長報告).....三〇
- 國民禮制定ノ請願(委員長報告).....三〇
- 沖繩縣振興計畫案促進ノ請願(委員長報告).....三〇
- 加古川支流東條川改修ノ請願(委員長報告).....三〇
- 加古川支流千鳥川改修ノ請願(委員長報告).....三〇
- 加古川治水工事續行ノ請願(委員長報告).....三〇
- 時局區救土木事業ニ關スル請願(委員長報告).....三〇
- 蕪蕪粉關稅率改正ノ請願外一件(委員長報告).....三一
- 葉煙草賠償價格引上ニ關スル請願(委員長報告).....三一
- 北惠那鐵道買収ニ關スル請願(委員長報告).....三一
- 鶴岡市本郷村大字熊出間鐵道速成ノ請願(委員長報告).....三一
- 新宮若櫻間鐵道敷設ノ請願(委員長報告).....三一
- 七尾水見間鐵道敷設ノ請願(委員長報告).....三一
- 田名部大間港間鐵道敷設並速成ニ關スル請願(委員長報告).....三一
- 小長井村大字釜ニ停車場設置ノ請願(委員長報告).....三一
- 金島勸業年金令改正並殊勲者優遇ニ關スル請願外一件(委員長報告).....三一
- 一時賜金撥兵ニ關シ恩給法一部改正ノ請願外一件(委員長報告).....三一
- 非常時五ヶ年禁酒法案反對ニ關スル請願外十四件(委員長報告).....三一
- 二十五歳未満飲酒禁止法制定反對ノ請願(委員長報告).....三一
- 帝國陸海軍ニ齒科軍醫設置ノ請願(委員長報告).....三一
- 農村救済ニ關スル請願外三十件(委員長報告).....三一
- 農村應急救済策ニ關スル請願(委員長報告).....三一
- 山村住民救済ニ關スル請願外二件(委員長報告).....三二
- 山村窮乏打開ニ關スル請願(委員長報告).....三二
- 山村救済ノ急務ニ關スル請願(委員長報告).....三二
- 新田神社昇格並ニ復稱關スル請願(委員長報告).....三二
- 鹿兒島縣大島郡振興計畫調査會設置ノ請願(委員長報告).....三二
- 阿武隈川改修促進ノ請願(委員長報告).....三二
- 新宮川治水工事急務ノ請願(委員長報告).....三二
- 杉原川改修ノ請願(委員長報告).....三二
- 善養川改修ノ請願(委員長報告).....三二
- 家主ノ苦境打開ニ關スル請願(委員長報告).....三二
- 市民生活防衛ニ關スル請願外二件(委員長報告).....三二
- 三笠村ニ區裁判所出張所設置ノ請願(委員長報告).....三二
- 土鏡村ニ區裁判所出張所設置ノ請願(委員長報告).....三二
- 鹿兒島高等農林學校演習林拂下ニ關スル請願(委員長報告).....三二
- 中小商工業者救済ニ關スル請願外五十一件(委員長報告).....三二
- 中小商工業者及農業者救済ニ關スル請願外四件(委員長報告).....三二
- 中小商工業者並農民救済ニ關スル請願外二件(委員長報告).....三二
- 三笠村ニ區裁判所出張所設置ノ請願(委員長報告).....三二
- 土鏡村ニ區裁判所出張所設置ノ請願(委員長報告).....三二
- 鹿兒島高等農林學校演習林拂下ニ關スル請願(委員長報告).....三二
- 中小商工業者救済ニ關スル請願外五十一件(委員長報告).....三二
- 中小商工業者及農業者救済ニ關スル請願外四件(委員長報告).....三二
- 中小商工業者並農民救済ニ關スル請願外二件(委員長報告).....三二
- 波見港開港ニ關スル請願(委員長報告).....三三
- 孝明天皇御陵參拜ニ關スル請願(委員長報告).....三三
- 産業組合融通資金ニ關スル請願(委員長報告).....三三
- 米穀專賣法制定ノ請願(委員長報告).....三三
- 製麥法改善並麥食獎勵ニ關スル請願(委員長報告).....三三
- 農商工不況對策ニ關スル請願(委員長報告).....三三
- 低利資金据置教育費國庫支辨並俸給令改正ニ關スル請願(委員長報告).....三三
- 低利資金据置強制執行法改正等ニ關スル請願外四件(委員長報告).....三三
- 森山村ニ於ケル五耕地整理組合救済ノ請願(委員長報告).....三三
- 開墾栽培養蠶事業資金等ニ關スル請願(委員長報告).....三三
- 木材業匡救ニ關スル請願(委員長報告).....三三
- 元部分林内樟樹交付ニ關スル請願(委員長報告).....三三
- 砂防工事施行ノ請願(委員長報告).....三三
- 國有林野所在町村ニ對スル交付金増額ノ請願(委員長報告).....三三
- 漁村救済ノ請願(委員長報告).....三三
- 精業補助ニ關スル請願(委員長報告).....三三
- 請願外二件(委員長報告).....三三
- 中小商工業者ノ金融ニ關スル請願外一件(委員長報告).....三三
- 中小商工業者救済實施ノ請願(委員長報告).....三三
- 商工會法制定ノ請願(委員長報告).....三三
- 紋別地方ニ金融機關設置ニ關スル請願(委員長報告).....三三
- 中南米地方實業販路擴張ニ關シ國費補助ノ請願(委員長報告).....三三
- 佐志村ニ郵便局設置ノ請願(委員長報告).....三三
- 小長井村大字長里ニ三等郵便局設置ノ請願(委員長報告).....三三
- 水沼郵便取扱所移轉ノ請願(委員長報告).....三三
- 海濱郵便取扱所移轉ノ請願(委員長報告).....三三
- 細山川郵便取扱所昇格ニ關スル請願(委員長報告).....三三
- 新古河驛前ニ無集配郵便局設置ニ關スル請願(委員長報告).....三三
- 小室村ニ三等郵便局設置ノ請願(委員長報告).....三三
- 古里郵便局ニ集配事務復活ノ請願(委員長報告).....三三
- 笠野原郵便局ニ集配事務開始ノ請願(委員長報告).....三三
- 田皆郵便局ニ電信事務開始ノ請願(委員長報告).....三三
- 度會街法中名稱並數字ノ正確ニ關スル請願(委員長報告).....三三
- 電氣事業法及度量衡法中名稱並法文統一ノ請願(委員長報告).....三三
- 雲部村東本庄ニ郵便取扱所設置ノ請願(委員長報告).....三三
- 願桂村字大川ニ郵便取扱所設置ノ請願(委員長報告).....三三
- 今和泉村大字池田ニ郵便取扱所設置ノ請願(委員長報告).....三三
- 西浦上村ニ三等郵便局設置ノ請願(委員長報告).....三三
- 牧之内郵便取扱所ヲ無集配局ニ昇格ノ請願(委員長報告).....三三
- 福田村郵便集配事務變更ノ請願(委員長報告).....三三
- 茨山郵便局ニ集配事務開始ノ請願(委員長報告).....三三
- 今和泉郵便局ニ集配事務開始ノ請願(委員長報告).....三三
- 開闢無集配郵便局ニ集配事務開始ノ請願(委員長報告).....三三
- 佐志村ノ一部ヲ電話普通區域ニ編入ノ請願(委員長報告).....三三
- 馬木郵便局ニ電信事務開始ノ請願(委員長報告).....三三
- 板荷村ニ無集配郵便局設置ノ請願(委員長報告).....三三
- 大場居電話普通加入區域擴張ノ請願(委員長報告).....三三

- 回漕業者救済ニ關スル請願(委員長報告).....三三
- 伏木港ヲ新潟縣港ニ指定ノ上伏木鐵道間ニ直通定期航空開設ノ請願(委員長報告).....三三
- 赤尾木並喜界島飛行場設置ノ請願(委員長報告).....三三
- 千歳村ニ飛行場設置ノ請願(委員長報告).....三三
- 鹿野飛行場ニ關スル請願(委員長報告).....三三
- 鐵道貨物特別小口扱制度改正ニ關スル請願(委員長報告).....三三
- 石炭鐵道運賃値下ニ關スル請願外四件(委員長報告).....三三
- 鐵道運賃多額納入者ニ對シ無料乘車券下附ノ請願(委員長報告).....三三
- 中里小泊間鐵道速成ノ請願(委員長報告).....三三
- 指宿枕崎間鐵道速成ノ請願(委員長報告).....三三
- 廣島濱田間鐵道完成促進ノ請願(委員長報告).....三三
- 帖佐入來間鐵道敷設ノ請願(委員長報告).....三三
- 岸線伊萬里兩驛間鐵道速成ノ請願(委員長報告).....三三
- 久慈官古間鐵道速成ノ請願(委員長報告).....三三
- 飯塚驛擴張改良ニ關スル請願(委員長報告).....三三
- 新平恒驛ヲ一般貨客取扱驛ニ變更ノ請願(委員長報告).....三三
- 滿蒙移民ニ關スル請願(委員長報告).....三三
- 金島勸業年金令改正並殊勲者優遇ニ關スル請願(委員長報告).....三三
- 非常時五ヶ年禁酒法案反對ニ關スル請願外四件(委員長報告).....三三
- 二十五歳未満飲酒禁止法制定反對ノ請願(委員長報告).....三三
- 省令ニ依ル理髮營業取締規則發布ノ請願(委員長報告).....三三
- 農村救済ニ關スル請願外十八件(委員長報告).....三三
- 山村住民救済ニ關スル請願(委員長報告).....三三
- 帝室御料林設置ニ關スル請願(委員長報告).....三三
- 鶴戶神社昇格ニ關スル請願(委員長報告).....三三
- 富士川改修ニ關スル請願(委員長報告).....三三
- 肝屬川治水工事急務ノ請願(委員長報告).....三三
- 營利職業紹介業者存続ニ關スル請願(委員長報告).....三三
- 產婆法制定ノ請願(委員長報告).....三三
- 斐伊川改修敷地買収ニ關スル請願(委員長報告).....三三
- 大工職工救済ニ關スル請願(委員長報告).....三三
- 山村住民救済ニ關スル請願外二件(委員長報告).....三三
- 山村窮乏打開ニ關スル請願(委員長報告).....三三
- 山村救済ノ急務ニ關スル請願(委員長報告).....三三
- 新田神社昇格並ニ復稱關スル請願(委員長報告).....三三
- 鹿兒島縣大島郡振興計畫調査會設置ノ請願(委員長報告).....三三
- 阿武隈川改修促進ノ請願(委員長報告).....三三
- 新宮川治水工事急務ノ請願(委員長報告).....三三
- 杉原川改修ノ請願(委員長報告).....三三
- 善養川改修ノ請願(委員長報告).....三三
- 家主ノ苦境打開ニ關スル請願(委員長報告).....三三
- 市民生活防衛ニ關スル請願外二件(委員長報告).....三三
- 三笠村ニ區裁判所出張所設置ノ請願(委員長報告).....三三
- 土鏡村ニ區裁判所出張所設置ノ請願(委員長報告).....三三
- 鹿兒島高等農林學校演習林拂下ニ關スル請願(委員長報告).....三三
- 中小商工業者救済ニ關スル請願外五十一件(委員長報告).....三三
- 中小商工業者及農業者救済ニ關スル請願外四件(委員長報告).....三三
- 中小商工業者並農民救済ニ關スル請願外二件(委員長報告).....三三
- 波見港開港ニ關スル請願(委員長報告).....三三
- 孝明天皇御陵參拜ニ關スル請願(委員長報告).....三三
- 産業組合融通資金ニ關スル請願(委員長報告).....三三
- 米穀專賣法制定ノ請願(委員長報告).....三三
- 製麥法改善並麥食獎勵ニ關スル請願(委員長報告).....三三
- 農商工不況對策ニ關スル請願(委員長報告).....三三
- 低利資金据置教育費國庫支辨並俸給令改正ニ關スル請願(委員長報告).....三三
- 低利資金据置強制執行法改正等ニ關スル請願外四件(委員長報告).....三三
- 森山村ニ於ケル五耕地整理組合救済ノ請願(委員長報告).....三三
- 開墾栽培養蠶事業資金等ニ關スル請願(委員長報告).....三三
- 木材業匡救ニ關スル請願(委員長報告).....三三
- 元部分林内樟樹交付ニ關スル請願(委員長報告).....三三
- 砂防工事施行ノ請願(委員長報告).....三三
- 國有林野所在町村ニ對スル交付金増額ノ請願(委員長報告).....三三
- 漁村救済ノ請願(委員長報告).....三三
- 精業補助ニ關スル請願(委員長報告).....三三
- 請願外二件(委員長報告).....三三
- 中小商工業者ノ金融ニ關スル請願外一件(委員長報告).....三三
- 中小商工業者救済實施ノ請願(委員長報告).....三三
- 商工會法制定ノ請願(委員長報告).....三三
- 紋別地方ニ金融機關設置ニ關スル請願(委員長報告).....三三
- 中南米地方實業販路擴張ニ關シ國費補助ノ請願(委員長報告).....三三
- 佐志村ニ郵便局設置ノ請願(委員長報告).....三三
- 小長井村大字長里ニ三等郵便局設置ノ請願(委員長報告).....三三
- 水沼郵便取扱所移轉ノ請願(委員長報告).....三三
- 海濱郵便取扱所移轉ノ請願(委員長報告).....三三
- 細山川郵便取扱所昇格ニ關スル請願(委員長報告).....三三
- 新古河驛前ニ無集配郵便局設置ニ關スル請願(委員長報告).....三三
- 小室村ニ三等郵便局設置ノ請願(委員長報告).....三三
- 古里郵便局ニ集配事務復活ノ請願(委員長報告).....三三
- 笠野原郵便局ニ集配事務開始ノ請願(委員長報告).....三三
- 田皆郵便局ニ電信事務開始ノ請願(委員長報告).....三三
- 度會街法中名稱並數字ノ正確ニ關スル請願(委員長報告).....三三
- 電氣事業法及度量衡法中名稱並法文統一ノ請願(委員長報告).....三三
- 雲部村東本庄ニ郵便取扱所設置ノ請願(委員長報告).....三三
- 願桂村字大川ニ郵便取扱所設置ノ請願(委員長報告).....三三
- 今和泉村大字池田ニ郵便取扱所設置ノ請願(委員長報告).....三三
- 西浦上村ニ三等郵便局設置ノ請願(委員長報告).....三三
- 牧之内郵便取扱所ヲ無集配局ニ昇格ノ請願(委員長報告).....三三
- 福田村郵便集配事務變更ノ請願(委員長報告).....三三
- 茨山郵便局ニ集配事務開始ノ請願(委員長報告).....三三
- 今和泉郵便局ニ集配事務開始ノ請願(委員長報告).....三三
- 開闢無集配郵便局ニ集配事務開始ノ請願(委員長報告).....三三
- 佐志村ノ一部ヲ電話普通區域ニ編入ノ請願(委員長報告).....三三
- 馬木郵便局ニ電信事務開始ノ請願(委員長報告).....三三
- 板荷村ニ無集配郵便局設置ノ請願(委員長報告).....三三
- 大場居電話普通加入區域擴張ノ請願(委員長報告).....三三

長崎港内西泊地解放ノ請願(委員長報告) 三三  
山口諒早間鐵道促成ノ請願(委員長報告) 三三  
大船渡山田間鐵道速成ノ請願(委員長報告) 三三  
志布志古江間鐵道速成及延長ニ關スル請願(委員長報告) 三三  
彌五島停車場貨物取扱開始ノ請願(委員長報告) 三三  
泊居港修築ノ請願(委員長報告) 三三  
樺太中央橋斷鐵道敷設ノ請願(委員長報告) 三三  
滿洲國ニ産業移民ノ請願(委員長報告) 三三  
耕地整理組合救済ノ請願(委員長報告) 三三  
一時賜金癩兵ニ關シ恩給法一部改正ノ請願外一件(委員長報告) 三三  
非常時五ヶ年禁酒法案反對ノ請願外十件(委員長報告) 三三  
二十五歳未満飲酒禁止法制定反對ノ請願外五件(委員長報告) 三三  
農村救済ニ關スル請願外六件(委員長報告) 三三  
農村救済ニ關スル請願(委員長報告) 三三  
農村匡救策ニ關スル請願(委員長報告) 三三  
山村民救済ニ關スル請願外一件(委員長報告) 三三  
石炭鐵道運賃値下ノ請願外九件(委員長報告) 三三  
私設社會事業助成ニ關スル建議案(守屋英夫外三名提出) 委員長報告 三三  
土木建築業界救済ニ關スル建議案(森田福外市君二名提出) 委員長報告 三三  
阿武隈川下流改修速進ニ關スル建議案(佐々木家壽治君外五名提出) 委員長報告 三三  
米代川改修並能代港灣修築ニ關スル建議案(杉本國太郎君外二名提出) 委員長報告 三三  
磐梯山ヲ中心トスル國立公園指定ニ關スル建議案(林平馬君提出) 委員長報告 三三  
白虎隊戰死者ヲ神社ニ祀ルノ建議案(林平馬君提出) 委員長報告 三三  
住宅組合救済ニ關スル建議案(中野勇治君外七名提出) 委員長報告 三三  
庶民金融法規制定ニ關スル建議案(加藤知正君提出) 委員長報告 三三  
關東並北丹馬地方震災應急及復舊貸付金償還免除利子補給ニ關スル建議案(河野一郎君外十三名提出) 委員長報告 三三  
能代郊外東原ニ航空隊設置ニ關スル建議案(杉本國太郎君外二名提出) 三三  
法令ノ解釋統一ニ關スル制度確立ニ關スル建議案(立川平君提出) 委員長報告 三三  
教育制度改革ニ關スル建議案(林平馬君提出) 委員長報告 三三  
日本の古典教育ノ振興並普及ニ關スル建議案(山本節二郎君外七名提出) 委員長報告 三三  
農村教育ノ根本的改善ニ關スル建議案(荒川五郎君外十二名提出) 委員長報告 三三  
自作農創設維持資金ニ對スル利子補給ニ關スル建議案(伊藤哲次郎君提出) 委員長報告 三三  
茶業振興ニ關スル建議案(宮本雄一郎君外七名提出) 委員長報告 三三  
國有林野所在府縣ニ對シ交付金下付ニ關スル建議案(八田宗吉君提出) 委員長報告 三三  
稻佐瀧港修築ニ關スル建議案(原夫次郎君提出) 委員長報告 三三  
馬産振興ニ關スル建議案(八田宗吉君外三名提出) 委員長報告 三三  
國有林野ヲ共ノ地元村ニ拂下又ハ利用ニ關スル建議案(林平馬君提出) 委員長報告 三三  
北海道自作農創設ニ關スル建議案(木下成太郎君外一名提出) 委員長報告 三三  
低利資金償還ノ中間措置及利子補給ニ關スル建議案(高橋廣次郎君外十六名提出) 委員長報告 三三  
郡市町村農會技術員俸給國庫補助ニ關スル建議案(東武君外七名提出) 委員長報告 三三  
機船底曳網漁業禁止ニ關スル建議案(林儀作君一名提出) 委員長報告 三三  
蠶絲業法中改正ニ關スル建議案(加藤知正君提出) 委員長報告 三三  
滿價安定補償法制定ニ關スル建議案(加藤知正君提出) 委員長報告 三三  
養蠶業組合ノ指導員設置ニ關スル建議案(加藤知正君提出) 委員長報告 三三  
出雲今市又ハ松江三次間省營自動車開通ニ關スル建議案(原夫次郎君提出) 委員長報告 三三  
穴水飯山間鐵道速成ニ關スル建議案(益谷秀次君外二名提出) 委員長報告 三三  
中里小泊間鐵道速成ニ關スル建議案(工藤十三雄君外三名提出) 委員長報告 三三  
貴生川加茂川鐵道速成ニ關スル建議案(中野種一郎君外一名提出) 委員長報告 三三  
三陸沿岸鐵道速成ニ關スル建議案(志賀和多利君外五名提出) 委員長報告 三三  
古河土浦間鐵道敷設ニ關スル建議案(佐藤洋之助君外二名提出) 委員長報告 三三

右建議各案ニ對スル討論  
河野一郎氏 二四  
平川松太郎氏 二四  
兒玉右二氏 二四  
荒川五郎氏 二四  
高橋廣次郎氏 二四  
討論終局  
採決  
道路法中特例ニ關スル法律案 牧野龍男氏外九名提出 二四  
右委員長東武氏ノ報告 二四  
銀行法中改正法律案(加藤氏外四名提出) 二四  
銀行法中改正法律案(松本忠雄外五名提出) 二四  
銀行法中改正法律案(天谷守氏提出) 二四  
銀行法中改正法律案(宮澤裕氏外四名提出) 二四  
右四案ノ委員長金光庸夫氏ノ報告 二四  
採決 二四  
九月三日(土曜)午前十時九分開議  
諸般ノ報告 二五  
尾崎天風氏ヲ懲罰委員ニ付スルノ勸議 二五  
右提出者清淵一郎氏ノ趣旨辯明 二六  
同提出者工藤鐵男氏ノ趣旨辯明 二六  
△右ニ對スル尾崎天風氏ノ一身上ノ辯明 二六  
委員長報告 二五  
法令ノ解釋統一ニ關スル制度確立ニ關スル建議案(立川平君提出) 委員長報告 三三  
教育制度改革ニ關スル建議案(林平馬君提出) 委員長報告 三三  
日本の古典教育ノ振興並普及ニ關スル建議案(山本節二郎君外七名提出) 委員長報告 三三  
農村教育ノ根本的改善ニ關スル建議案(荒川五郎君外十二名提出) 委員長報告 三三  
自作農創設維持資金ニ對スル利子補給ニ關スル建議案(伊藤哲次郎君提出) 委員長報告 三三  
茶業振興ニ關スル建議案(宮本雄一郎君外七名提出) 委員長報告 三三  
國有林野所在府縣ニ對シ交付金下付ニ關スル建議案(八田宗吉君提出) 委員長報告 三三  
稻佐瀧港修築ニ關スル建議案(原夫次郎君提出) 委員長報告 三三  
馬産振興ニ關スル建議案(八田宗吉君外三名提出) 委員長報告 三三  
國有林野ヲ共ノ地元村ニ拂下又ハ利用ニ關スル建議案(林平馬君提出) 委員長報告 三三  
北海道自作農創設ニ關スル建議案(木下成太郎君外一名提出) 委員長報告 三三  
低利資金償還ノ中間措置及利子補給ニ關スル建議案(高橋廣次郎君外十六名提出) 委員長報告 三三  
郡市町村農會技術員俸給國庫補助ニ關スル建議案(東武君外七名提出) 委員長報告 三三  
機船底曳網漁業禁止ニ關スル建議案(林儀作君一名提出) 委員長報告 三三  
蠶絲業法中改正ニ關スル建議案(加藤知正君提出) 委員長報告 三三  
滿價安定補償法制定ニ關スル建議案(加藤知正君提出) 委員長報告 三三  
養蠶業組合ノ指導員設置ニ關スル建議案(加藤知正君提出) 委員長報告 三三  
出雲今市又ハ松江三次間省營自動車開通ニ關スル建議案(原夫次郎君提出) 委員長報告 三三  
穴水飯山間鐵道速成ニ關スル建議案(益谷秀次君外二名提出) 委員長報告 三三  
中里小泊間鐵道速成ニ關スル建議案(工藤十三雄君外三名提出) 委員長報告 三三  
貴生川加茂川鐵道速成ニ關スル建議案(中野種一郎君外一名提出) 委員長報告 三三  
三陸沿岸鐵道速成ニ關スル建議案(志賀和多利君外五名提出) 委員長報告 三三  
古河土浦間鐵道敷設ニ關スル建議案(佐藤洋之助君外二名提出) 委員長報告 三三  
福島猪苗代間鐵道敷設ニ關スル建議案(林平馬君提出) 委員長報告 三三  
生山藩合間鐵道敷設ニ關スル建議案(矢野善也君提出) 委員長報告 三三  
岸嶽南波多伊萬里間聯絡鐵道敷設ニ關スル建議案(藤生安太郎君提出) 委員長報告 三三  
幸崎佐賀間鐵道敷設ニ關スル建議案(藤月學君提出) 委員長報告 三三  
指宿枕崎間鐵道敷設ニ關スル建議案(井上知治君外三名提出) 委員長報告 三三  
日光足尾間國營自動車運輸開始速成ニ關スル建議案(坪山徳彌君提出) 委員長報告 三三  
松山佐川間國營自動車運輸開始ニ關スル建議案(須之内昌吉君外十名提出) 委員長報告 三三  
池田川之江間國營自動車運輸開始速成ニ關スル建議案(森界三郎君外四名提出) 委員長報告 三三  
大府武豐間鐵道複線建設並ガソリン車運轉ニ關スル建議案(山田佐一君外一名提出) 委員長報告 三三  
石炭輸送鐵道運賃引下ニ關スル建議案(中井川浩君外四名提出) 委員長報告 三三  
鐵道運賃引下ニ關スル建議案(藤井啓一君外一名提出) 委員長報告 三三  
奥羽本線ヲ能代驛經由ニ變更ニ關スル建議案(杉本國太郎君外二名提出) 委員長報告 三三  
右建議各案ニ對スル討論  
明  
採決  
加藤一氏ノ講事進行ニ關スル發言 二四  
右ニ對スル議長秋田清氏ノ答辯 二四  
議長ノ答辯ニ關スル講事進行ノ發言 二四  
議長ノ答辯 二四  
砂田重政氏ノ貴族院ニ於ケル言論ニ付事案ノ有無ヲ質スノ緊急質問ノ趣旨辯明 二四  
△右ニ對スル後藤藤相ノ答辯 二五  
△土地工作物愛護法案(荒川五郎氏外五名提出) 二五  
△提出者荒川五郎氏ノ趣旨辯明 二五  
△委員付託 二五  
△製油用大豆ノ關稅免除廢止ニ關スル建議案(田村實君外一名提出) 委員長報告 二五  
△耕地整理事業振興ニ關スル建議案(田中祐四郎氏提出) 二五  
△市俄古萬國博覽會參加ニ關スル建議案(加藤知正氏提出) 二五  
△名古屋市ニ少年審判所設置ニ關スル建議案(瀨川嘉助氏外二名) 同 二五  
△新潟縣改革ニ關スル建議案(松木弘氏外四名提出) 同 二五  
△絹織物消費稅撤廢ニ關スル建議案(青木精一氏外一名提出) 同 二五  
△雪害地方國有林薪炭材拂下ニ關スル建議案(高橋廣次郎氏外四名提出) 同 二五  
△新潟北群間直通定期命令航路開始ニ關スル建議案(松本弘氏外六名提出) 同 二五  
△右八案ノ採決 二五  
△米專賣法案外二件委員會議事經過ニ關スル委員長東武氏ノ中間報告 二五  
△島田俊雅氏ノ會期ニ關スル緊急質問 二五  
△齋藤首相ノ答辯 二五  
△島田俊雅氏ノ再質 二五  
△金錢債務臨時調停法案(政府提出貴族院回付) 二五  
△水穀法中改正法律案(兼登助氏外十三名提出貴族院回付) 二五  
△金錢債務臨時調停法案貴族院回付案ノ採決 二五  
△米穀法中改正法律案貴族院回付案ニ對スル高田平氏ノ發言 二五  
△兩院協議委員ノ選舉 二五  
△會期延長ノ詔書 二五  
△農村負債整理組合法案(政府提出貴族院回付) 二五  
△右貴族院回付案ノ採決 二五  
△兩院協議委員ノ選舉 二五  
△諸般ノ報告 二五  
△栗原彦三郎氏提出足尾銅山鑛毒並煙毒ニ關スル質問ニ對スル





昭和七年八月二十五日(本曜日)午前十時六分開議

議事日程 第二號

昭和七年八月二十五日

午前十時開議

第一 震災救助基金法中改正法律案 (政府提出) 第一讀會

第二 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

○議長(公費川原重雄) 是ヨリ本日ノ會

議ヲ開キマス、内閣總理大臣齋藤實(登ル)

(國務大臣(子爵齋藤實) 齋藤、當議會

ニ於キマシテ再ビ附議ト相見エ、政府ノ所

信ニ付キ陳述スルコトヲ得マス、外、私

ノ光榮トスル所デアリマス、外交ノ事項ニ

付キマシテハ、新興滿洲國ガ益、健全ナル

發達ノ道程ヲ進ミツツアルコトハ、實國ノ

益最モ深キ我邦トシテ設クニ堪ヘザル所

アリマス、前開議院ニ於テ、之ヲ承認ス

ルハ帝國自ノ立場ニ基キ、出來得ル限リ

速ニ正式ノ承認ヲ與フル決意ノ下ニ、目下

萬般ノ準備ヲ整ヘテ居ル次第デアリマス、

在滿帝國國權擴張ノ目的ヲ達スル爲メ、

適當ナル施設ヲ行フコトノ緊要ナルハ、夙

ニ認ラレタル所デアリマスガ、今般取致

ズ現在諸機關ノ首腦ニ同一人ニ當リ、

滿洲ニ於ケル現實ノ事態ニ應ジ、必要ニシ

テ適切ナル措置ヲ講ゼラルルコト相成

タノデアリマス、而シテ事變勃發以來既ニ

一年ニ近ク、此間滿洲ノ實勢ニ在テ困苦

ニ堪ヘズ、兵匪ノ糾合ニ從事シテ、治安

ノ恢復ニ盡瘁シツツアル將兵ノ辛勞ニ對

シ、重ネテ深ク感謝ノ意ヲ表スルモノデア

リマス、諸君、不況困難ノ難局ニ直面シ

テ、農山漁村及中小商工業ノ窮乏ニ對シ

テ、農山漁村及中小商工業ノ窮乏ニ對シ

テ、農山漁村及中小商工業ノ窮乏ニ對シ

テ、農山漁村及中小商工業ノ窮乏ニ對シ

テ、農山漁村及中小商工業ノ窮乏ニ對シ

テ、農山漁村及中小商工業ノ窮乏ニ對シ

テ、農山漁村及中小商工業ノ窮乏ニ對シ

テ、農山漁村及中小商工業ノ窮乏ニ對シ

テ、農山漁村及中小商工業ノ窮乏ニ對シ

テ、農山漁村及中小商工業ノ窮乏ニ對シ

テ、農山漁村及中小商工業ノ窮乏ニ對シ

テ、農山漁村及中小商工業ノ窮乏ニ對シ

テ、農山漁村及中小商工業ノ窮乏ニ對シ

テ、農山漁村及中小商工業ノ窮乏ニ對シ

テ、農山漁村及中小商工業ノ窮乏ニ對シ

テ、農山漁村及中小商工業ノ窮乏ニ對シ

テ、農山漁村及中小商工業ノ窮乏ニ對シ

テ、農山漁村及中小商工業ノ窮乏ニ對シ

テ、農山漁村及中小商工業ノ窮乏ニ對シ

テ、農山漁村及中小商工業ノ窮乏ニ對シ

テ、農山漁村及中小商工業ノ窮乏ニ對シ

テ、農山漁村及中小商工業ノ窮乏ニ對シ

テ、農山漁村及中小商工業ノ窮乏ニ對シ

テ、農山漁村及中小商工業ノ窮乏ニ對シ

テ、農山漁村及中小商工業ノ窮乏ニ對シ

テ、農山漁村及中小商工業ノ窮乏ニ對シ

テ、農山漁村及中小商工業ノ窮乏ニ對シ

テ、農山漁村及中小商工業ノ窮乏ニ對シ

テ、農山漁村及中小商工業ノ窮乏ニ對シ

テ、農山漁村及中小商工業ノ窮乏ニ對シ

テ、農山漁村及中小商工業ノ窮乏ニ對シ

テ、農山漁村及中小商工業ノ窮乏ニ對シ

テ、農山漁村及中小商工業ノ窮乏ニ對シ

テ、農山漁村及中小商工業ノ窮乏ニ對シ

テ、農山漁村及中小商工業ノ窮乏ニ對シ

テ、農山漁村及中小商工業ノ窮乏ニ對シ

テ、農山漁村及中小商工業ノ窮乏ニ對シ

テ、農山漁村及中小商工業ノ窮乏ニ對シ

テ、農山漁村及中小商工業ノ窮乏ニ對シ

テ、農山漁村及中小商工業ノ窮乏ニ對シ

テ、農山漁村及中小商工業ノ窮乏ニ對シ

テ、農山漁村及中小商工業ノ窮乏ニ對シ

テ、農山漁村及中小商工業ノ窮乏ニ對シ

テ、農山漁村及中小商工業ノ窮乏ニ對シ

テ、農山漁村及中小商工業ノ窮乏ニ對シ

テ、農山漁村及中小商工業ノ窮乏ニ對シ

テ、農山漁村及中小商工業ノ窮乏ニ對シ

テ、農山漁村及中小商工業ノ窮乏ニ對シ

テ、農山漁村及中小商工業ノ窮乏ニ對シ

テ、農山漁村及中小商工業ノ窮乏ニ對シ

テ、農山漁村及中小商工業ノ窮乏ニ對シ

テ、農山漁村及中小商工業ノ窮乏ニ對シ

テ、農山漁村及中小商工業ノ窮乏ニ對シ

テ、農山漁村及中小商工業ノ窮乏ニ對シ

テ、農山漁村及中小商工業ノ窮乏ニ對シ

テ、農山漁村及中小商工業ノ窮乏ニ對シ

テ、農山漁村及中小商工業ノ窮乏ニ對シ

テ、農山漁村及中小商工業ノ窮乏ニ對シ

テ、農山漁村及中小商工業ノ窮乏ニ對シ

テ、農山漁村及中小商工業ノ窮乏ニ對シ

テ、農山漁村及中小商工業ノ窮乏ニ對シ

テ、農山漁村及中小商工業ノ窮乏ニ對シ

テ、農山漁村及中小商工業ノ窮乏ニ對シ

テ、農山漁村及中小商工業ノ窮乏ニ對シ

テ、農山漁村及中小商工業ノ窮乏ニ對シ

テ、農山漁村及中小商工業ノ窮乏ニ對シ

テ、農山漁村及中小商工業ノ窮乏ニ對シ

テ、農山漁村及中小商工業ノ窮乏ニ對シ

テ、農山漁村及中小商工業ノ窮乏ニ對シ

テ、農山漁村及中小商工業ノ窮乏ニ對シ

テ、農山漁村及中小商工業ノ窮乏ニ對シ

テ、農山漁村及中小商工業ノ窮乏ニ對シ

テ、農山漁村及中小商工業ノ窮乏ニ對シ

天皇陛下ニ深ク御禮申ス。アテラレ、眞ニ  
恐縮ニ堪ヘザル所デアリマス、而シテ今局長  
タモ時局匡救ノ爲メ、諸般救済及學術振興  
ノ資トシテ、多額ノ内帑ヲ御下賜アラセラ  
レ、蒙恩ノ安大ナル感ニ感戴ス。嗚呼、マ  
レ、聖旨ヲ奉讀シ、爾時力能ク成果ヲ收  
メ、以テ救済ニ副ヒ奉ラヌコトヲ期スル  
第デアリマス、固ヨリ時局ノ匡救ニ適切ナ  
ル施設ヲ實現イタシ、人心安定ノ對策ヲ遂  
行スルコトガ、現内閣ノ重要ナル任務ノ一  
デアリマス。高麗ヲ排シテ之ガ邊境ヲ  
切シツツアルノデアリマス、然ルニ滿、前  
朝議會ノ議院ニ於キマシテ、兩院通過  
高麗、農産物其他重要産業材料ニ關シ、必  
要ナル法案ヲ提出スベキ旨ノ決議モアリ、  
政府モ其議ヲ同ジウスルモノデアリマスガ  
故ニ、出來得ル限リ決議ノ趣旨ニ副ハムコ  
トヲ期シ、茲ニ諸君ノ御賛同ヲ請フベキ時期  
ニ達シタノデアリマス、先づ政府ノ現下ノ便  
害セル金融ノ疏通ヲ圖ルガ爲メ、産業資金  
等ノ供給ヲ相俟テ、今後三箇年間に於テ  
放出シテ、銀行及産業組合ノ不況ニ因定  
セル資金ヲ流動化セシムルコトトシ、之ガ  
金庫ニ損失ヲ生ジタル場合ニハ、政府ニ於  
テ之ヲ補償スルコトトシタノデアリマス、  
固ヨリ是等資金ノ融通ナル疏通ハ産業  
組合系統ニ屬スル各機關ノ活動ニ俟テ所  
大ナルベキニ付、茲ニモナリノデアリマスガ  
ラ、其機能ヲ廣クシ、其事業ノ發達ヲ助長  
シ、且之ガ活用ヲ普通化シ、進ニメコト  
期シ居ル次第デアリマス、政府ハ又低金利  
政策ヲ採リマシテ、來月十月一日ヨリ郵便  
貯金利子ノ引下ヲ行ヒ、一般金利ノ低下ヲ  
誘導シテ、金融ノ圓滑ヲ圖ラントスルモノ  
デアリマス、豫算ノ實施ト上述諸般ノ施設  
トニ依リ、通貨流通ノ圓滑ヲ上述諸般ノ施設  
モノデアリマス、次ニ農山村其他ノ負債整理  
ニ關シマシテハ、先以テ一方ニハ各種低利

○國務大臣(伯爵内田康徳) 帝國ノ重要  
外交案件ニ付キマシテハ、去ル六月ノ帝國  
議會ニ於テ前任者ヨリ報告ヲ蒙リ所見ヲ開  
陳シタル次第デアリマス、其後滿洲問題  
ノ重要ナル發展ニ關シ、滿蒙及支那本部ニ  
對シテ帝國政府ノ所見並ニ方針ニ付キ詳細  
申述ベシマシテ、諸君ノ御賛同ヲ煩ヒマシ  
ト思ヒマス、滿洲國ガ益、健全ナル發達ノ  
道程ヲ進ミツツ居ルモノハ、御同意ノ至デア  
リマス、帝國政府ハ新國家ニ對シテ承認  
ヲ以テ滿蒙ノ事變ヲ安定シ、延イテ領土ニ於  
ケル恒久之和平ヲ相成スベキ唯一ノ解決  
方法ト認ムルガ爲メ承認スル決意ノ下ニ、  
カニ滿洲國ノ正式承認スル決意ノ下ニ、  
下等準備ヲ整ヘテ居ルノデアリマシテ、  
右準備並ニ次第不日承認實行ノ答デアリマ  
ス、然ルニ外國ニ於ケル一部人士中ニハ今  
尙ホ支那ノ對シテ帝國ノ態度、殊ニ九月十  
八日事件ノ發生以來帝國ノ執リ來リシ措置  
ヲ十分ニ諒解セズ、又ハ滿洲國ノ成立ニ付  
キ正當ナル認識ヲ缺キ、朝ハ帝國ノ滿洲國  
ヲ爲スモノガアリマスニ關シ、私ハ此機會  
ニ於テ、從來政府ノ重大宣明シ來、タ所ト重  
複スルヲ厭ハズ、是等諸點ニ關シテ我方ノ立  
場ヲ明カニスルコト共ニ、前述ノ如ク帝國政  
府ガ滿洲國ノ承認ヲ以テ滿蒙問題解決ノ唯  
一ノ方法ト認ムル所以ノ概觀ヲ述ベテ、  
諸君ノ御諒解ヲ得テ置キたいと思ヒマス、  
抑モ近年極東ニ於テ國際關係變化ノ主要  
ナル原因ガ、支那ノ混亂セル状態ニ加フル  
ニ過激思想ノ顯著ナル影響ヲ受ケテ排外  
ノ革命外交ノ進行ニ存スルコトハ、何人モ  
争ヒ難イ所デアリマス、而シテ右支那ノ異  
常ナル狀況ニ依リ最大ノ被害者ガ日本デア  
ルコトハ申ス迄モアリス、其他ノ列  
國モ亦忍ブベカラザル極點ト堪ヘズ、災害  
ヲ蒙リ來、タ次第デアリマス、然ルニ新  
如キ事變ノ真正ノ原因規約其他所謂平和維  
持機關ニ求ムルノ至難ナルコトハ、尙タモ  
支那ノ實情ニ通ズル者ノ直チニ首肯シ得ベ



ルコトナリマシテ、郵便貯金ノ利下ニ依リ...

○國務大臣(南弘憲) 只今御澤伯爵カラ...

利資金ノ騰進ニ依リ、三年間ニ於テ約八...

○國務大臣(南弘憲) 只今御澤伯爵カラ...

○國務大臣(南弘憲) 只今御澤伯爵カラ...

○國務大臣(南弘憲) 只今御澤伯爵カラ...

○國務大臣(南弘憲) 只今御澤伯爵カラ...

○國務大臣(南弘憲) 只今御澤伯爵カラ...

見ル所ニ依リマシテ、政府ガ五十億若ク...

石ノ今ノ三十億ニ見積、場合合ハ九億万...

利ニ變更シテ、チウシテ此非常時ヲ救済ス...

三十一四三六、商工業ハ三三三三三...

閣議アリマス、而シテ政府ハ早晩...

閣議大臣(後藤文相) 菅澤君ノ御尋...

タコトヲ考ヘテアリマス、出来ル限...

閣議大臣(高橋是清) 菅澤君ノ御尋...

閣議大臣(高橋是清) 菅澤君ノ御尋...

閣議大臣(高橋是清) 菅澤君ノ御尋...

閣議大臣(高橋是清) 菅澤君ノ御尋...

閣議大臣(高橋是清) 菅澤君ノ御尋...

閣議大臣(高橋是清) 菅澤君ノ御尋...

閣議大臣(高橋是清) 菅澤君ノ御尋...

閣議大臣(高橋是清) 菅澤君ノ御尋...

以上八月二十六日 官報

閣議大臣(高橋是清) 菅澤君ノ御尋...

閣議大臣(高橋是清) 菅澤君ノ御尋...

閣議大臣(高橋是清) 菅澤君ノ御尋...

以上八月二十六日 官報

閣議大臣(高橋是清) 菅澤君ノ御尋...

閣議大臣(高橋是清) 菅澤君ノ御尋...

閣議大臣(高橋是清) 菅澤君ノ御尋...

以上八月二十六日 官報

閣議大臣(高橋是清) 菅澤君ノ御尋...

閣議大臣(高橋是清) 菅澤君ノ御尋...

閣議大臣(高橋是清) 菅澤君ノ御尋...

以上八月二十六日 官報



文ノ開演ハ本會期中總テ有略シタイト考ヘマス、御異存ゴザイマセスカ

(異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(金井龍川) 御異議ナシト認メマス、内務大臣山本明時

(左ノ通譯文及議案ハ朗讀ヲ經テモ參照ノクメテニ録ス以下之ニ依リ)

勅旨ヲ奉ジ帝國議會ニ提出ス

昭和七年八月二十三日

内閣總理大臣 子爵 齋藤 實  
大藏大臣 高橋 是清  
内務大臣 男爵 山本 達雄

被災救助基金法中改正法律案

被災救助基金法中改正法律案  
第四條中「營業稅」ヲ「營業收益稅」ニ改ム  
第八條中第五號ヲ第六號トシ以下順次繰下シ第四號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ  
五 埋葬費  
第十二條ノ二 埋葬費ハ災害ノ際死亡シタル被災者ヲ埋葬スル費用ニ充ツ  
第十五條第一項中「罰」ヲ削ル  
第十五條ノ二 被災救助基金ノ貯蓄ガ勸令ヲ以テ定ムル金額以上ニ達シ且地租、營業收益稅及所得稅ノ附加稅ノ賦課ガ明治四十一年法律第三十七號第一條乃至第三條ノ制限ニ達シタル府縣ハ毎年度其ノ前年度ニ於テ基金ヨリ生ジタル收入ヨリ其ノ年度ノ救助費、管理費、補助費及基金運用上ノ損失ヲ控除シタル剩餘ノ二分ノ一以テ内ノ金額ヲ限リ該勸令所定金額ヲ下ルニ至ラザル範圍内ニ於テ之ヲ救護法施行ニ要スル經費ニ充ツルコトヲ得

第十七條第一項第三號中「大藏省預金」ヲ「大藏省預金部」ニ改ム

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第十五條ノ二及左ノ各項ノ規定ハ昭和七年度ヨリ之ヲ適用ス

當分ノ内閣被災救助基金ノ貯蓄ガ第十五條ノ二ノ規定ニ依リ勸令所定金額以上ニ達シ且地租、營業收益稅及所得稅ノ附加稅ノ賦課ガ明治四十一年法律第三十七號第一條乃至第三條ノ制限ニ達シタル府縣ハ特種ノ事情アル場合ニ於テハ内務大臣及大藏大臣ノ認可ヲ受テ第十五條ノ二ノ規定スル剩餘額ヨリ同條ノ規定ニ依リ支出シタル費用ヲ控除シタル金額ヲ限リ該勸令所定金額ヲ下ルニ至ラザル範圍内ニ於テ之ヲ必要ナル經費ニ充ツルコトヲ得

昭和七年度乃至昭和九年年度ニ限リ第十五條ノ二及前項ノ規定ノ適用ニ關シテハ被災救助基金ノ貯蓄額ハ第三條ノ制限額ニ依リモノトス

(内務大臣男爵山本達雄君演壇ニ登リ)  
○議長(金井龍川) 只今議案ト相成リマシタ被災救助基金法ハ、施行以來既ニ三十有餘年ヲ經過シテ居リマス、各道府縣ニ於ケル基金ノ額ハ比年増加イタシマシテ、本年四月現在ニ於キマシテハ總額九千六百六十八萬八千餘ニ達シテ居ルノトゴザイマス、從テ基金ヨリ生ズル收入モ毎年度約四百萬圓餘ニ及ブ狀態デアリマスガ、他面救助費其他ノ必要經費ノ額ハ大體基金收入ノ四分ノ一ニ滿タヌノデアリマス、殘

額ハ總テ之ヲ基金トシテ貯蓄セラレテ居ル現況デアリマス、然ルニ近年經濟界ノ不況ニ基キマシテ、道府縣ノ財政ハ極度ニ窮乏ヲ告ルルニ至リテ居リマシタ關係上、是ガ緩和ノ一方策トシテ、被災救助ニ支障ヲ來サザル範圍ニ於キマシテ、相當ノ條件ノ下ニ基金收入ヲ救護法施行ニ要スル經費、其用途府縣ノ必要ナル經費ニ使用シ得ルノ途ヲ開キマスコトガ、此際ニテ必要ナル事項デアリト考ヘマス、デ此際ニテ必要ナル事項デアリト考ヘマス、尙本同法ニ規定スル救助費、支出費目中新クニ埋葬費ヲ加ヘ、被災者救濟上遺憾ナキヲ期シマスルト共ニ、現行法ノ條文中ニハ若干字句ノ修正ヲ要スルモノモアリマスノデ、是等ノ點ニ關シマシテモ、此議會ニ於テ併セテ改正スルヲ適當ト認メマシテ、故ニ本改正案ヲ提出イタシマシタ次第デアリマス、何卒御審議ノ上御協賛アラムコトヲ願ヒマス

○議長(金井龍川) 通告ニ依リマシテ丸山勲吉君演壇ニ登リ  
(丸山勲吉君演壇ニ登リ)  
○丸山勲吉 只今議案トナリマシタ被災救助基金中改正法律案ニ付キマシテ、内務大臣閣下ニ御伺テ致シタイト思フノデアリマス、只今内務大臣ヨリ提案ノ理由ニ付テ御説明ニナリマシタガ、本法律ノ改正案ノ要旨ハ、御承知ノ通り三點ニ歸スルト思フノデアリマス、其第一點ハ埋葬費ヲ追加サレタコトデアリマス、是ハ被災救助基金法當額ニ支出スベキ費目デアリマスガ、從來是ガ落テ居リマシタノヲ追加サレタノデアリマス、災害ニ於テ死亡イタシマシタ

者ヲ埋葬スル費用ヲ、此基金ヨリ支出スルコトノ出來マス改正デアリマス、事實ヲ事實ノ實情ニ依リマシタ當然ノ改正デアリト認メマス、改正ノ第二點ハ、重要ナル點デアリマシテ、唯今内務大臣ヨリ御説明ニナリマシタ通り、年々被災救助基金ノ利子ガ四百萬圓以上ニナリマシテ、ソレガ毎年基金ニ繰入ラレテ居ルノデアリマス、其基金ノ收入ノ一部ヲ救護法施行ニ要スル費用ニ御使ヒナラセトノ出來ルヤウニ改正サレタノデアリマス、御承知ノ通り基金法第三條ニ依リマシテ、各府縣ハ最低五十萬圓ノ基金ヲ持タネバナラヌコトヲ定メマシマスガ、今回第十五條ノ二ヲ附加ニナリマシテ、府縣ノ五十萬圓以上ノ基金ヲ持テ居ル縣ニ於キマシテハ、其基金ノ運用ニ依リ、生ジマスル收入ノ中ノ二分ノ一ヲ超ナイ程度ニ於キマシテ、之ヲ救護法施行ニ要スル所ノ費用ニ使フコトガ出來シムルヤウニ改正サシヤウト云フ御説明デアリマス、救護法ノ實施ガ我國ノ窮民ニ取リマシテ一大福音デアリマスコトハ私ガ申述ルモモアリマセス、誠ニ御ルベキ老人ヤ幼キ幼キ幼童ガ、公費ヲ以テ公費救濟ヲ受ケルヤウニナリマシタコトハ、非常ニ仕合セナコトデアリマス、併シ現今、只今内務大臣ノ御説明ニモアリマシタヤウニ、種々ノ理由ニ依リマシテ救護法施行ガアリマスル市町村、地方團體ノ財源ガ甚ダシク凋落シテ居ルノデアリマスカラ、折角救護法ハ實施ニナリマシテモ、其處ニ救フベキ幼童老人ガ滿テテ居リマシテモ、實際此救護法ノ運用ノ機能ヲ十分ニ

發揮シテ居ラナイ儲ミガアリマスルコト

ハ、私ドモ常ニ遺憾ト致シテ居ラタコトデアリマス、此被災救助基金法ノ精神ニ類似シテ居ル此救護法實施ニ、收入ノ一部ガ使ハレマスコトニナリマスコトハ、非常ニ仕合セナコトデアリト信ズルノデアリマス、此點ニ付キマシテモ時節柄ニテ適切ナル御改正デアリト云フコトヲ以テ、滿腔ノ實意ヲ表シテ居ル次第デアリマス、改正ノ第三點ハ、附則ニ規定サシテ居ルノデアリマスガ、當分ノ内ト書イテアリマス、當分ノ内此利子收入ノ二分ノ一、即チ救助法實施ニ要スル費用ヲ控除シマシタ後ノ二分ノ一ハ、特ニ特別ノ事情ガアル際ニハ内務大臣閣下ノ認可ヲ經テ必要ナル經費ヲ支出スルコトガ出來ル、此途ヲ開キマシテ、タノデアリマス、恐ラク、當分ノ内デアリマスルカラ附則ノ中ニ規定サレタコトト思ヒマスルケレドモ、是ハ極メテ重要ナル意味ヲ持テ居ル改正デアリト思フノデアリマス、「必要ナル經費」ト書ハレテ居ルノデアリマス、極メテ廣汎ナル漢語タル意義ヲ持テ居ルノデアリマス、私ガ、私ガ主トシテ御尋ラ申上ゲタイト思ヒマスノハ此第三點デアリマス、「必要ナル經費」トハ如何ナルコトヲ御指シニナリテ居ルノデアリカ、其内容ニ付テ承ハリタイト云フ趣旨デアリマス、更ニ根本的ニ申シマスレバ、此被災救助基金法中改正法律案ヲ起草スルニ當ラレマシテ、如何ナル程度、私ガ是カラ述ベヤウト致シマスル所ノ私設社會事業ノ實情ニ付テ御尋ラシテ下サ、デアラウカドウカ、此改正ノ根本精神ニ付テモ内務

大臣閣下ニ御伺テ致シタイト思フ次第デアリマス、最近社會情勢ノ變化ニ依リマシテ、又歴代内閣ガ社會政策ノ施設ヲ實施スルシマシタ結果ニ依リマシテ、各種ノ公設ノ社會事業ガ著シク發展ヲ致シマシタコトハ、國家社會ノ爲ニ誠ニ幸甚ニ堪ヘナイ次第デアリマス、或ハ職業紹介事業ノ如キ、或ハ公設市場ノ如キ、或ハ公設買屋ノ如キ、或ハ公營ノ住宅ノ如キ、或ハ公設ノ浴場ノ如キ、即チ社會各方面ノ缺陷ヲ救済スル爲ニ、各種ノ公設社會事業施設ガ進展ヲ致シテ來マシタコトハ、時勢ノ然ラシムル所トハ云ヘ、誠ニ國家ノ爲ニ慶賀ニ堪ヘナイ次第デアリマス、又最近ニ於キマシテハ方面委員制度ガ確立イタシマス、又救護法ハ實施ヲ見ルニ至リマシテ、公的ニ是等ノ社會的缺陷ガ救助サレマスルコトハ誠ニ慶賀ニ堪ヘナイ次第デアリマス、併シ一面看過スルコトノ出來ナイノハ、斯ノ如ク公營ノ社會施設ガ進歩シテ居ル中ニ、確カニ個人ノ經營ニナル私設ノ社會事業團體ガ、少クモ國家社會ノ爲ニ誠ニ重要ナル點キヲシテ居ルト云フコトハ、是ハ決シテ見逃スコトノ出來ナイ事實デアリト私ハ信ズルノデアリマス、今日デゴソ新ノ如キ公營ノ社會施設ガ進歩イタシマシタケレドモ、過去ノコトヲ考ヘテ見マスレバ、其處ニ憐レナル孤兒ガアル、其處ニ救助シナケレバナラヌ所ノ老人ガアル、其處ニ養育ニシテ世間ヲ遊ンデ居ル人ガアル、其處ニ實ニ處ガラレテ居ル所ノ子供ガアル、是等ヲ拾テ置タコトガ出來ナイイカト云フノデ、慈愛心ニ滿チテ熱烈ナ

ル精神ガ、其道義心カラ發シテ苦心慘澹ヲシテ是等ヲ救助スルコトニ努力シテ來タノデアリマス、以前ハ之ヲ慈善事業ト稱シテ居リマシタケレドモ、其各自ノ慈善心ニ依リマシテ、是等ヲ救助スルコトニ營々努力ヲ參リマシタ人達ガ、確カニ日本ノ社會事業ノ先驅ヲ爲シテ居ルノデアリマス、ソレ等ノ人ハ何等名利ヲ求ムル所ナク利益ヲ達フコトヲシテ、全ク獻身奉公ノ精神ヲ以テ隠レタル犧牲者トシテ社會ノ爲ニ此人達ハ憐イタノデアリマス、或ハ父面傳來其事業ニ渾身ノ努力ヲ捧ゲテ居ル所ノ人達ガ、今日デモ少クナイノデアリマス、ソレデアリマスカラ一面公設ノ社會施設ガ斯ノ如ク進展ヲ致シマスルコトハ喜ビニ堪ヘマセケレドモ、一方ニ於キマシテ此私設ノ社會事業ト云フモノハ此際全ク看過イタシマスルコトハ、是ハ誠ニ片手落ノ處デアリト云フコトヲ私ハ信ゼザルヲ得ナイノデアリマス、今日斯ノ如ク公設ノ事業ガ進展ヲ致シマシタト書ヒマスレドモ、是ハ内務省社會局ガ本年ノ三月末日ニ發表サレマシタ第十回社會事業統計要覽デアリマシタガ、是ニハ最近ノ表シテ昭和四年ノ現在ノ實情シカ載テ居リマセスガ、此最近ノ表ニ編イテ見マシテモ各種ノ事業ガアリマス、或ハ窮民救濟、失業防止、或ハ育兒幼兒保護、總テ内務省所管ノ事業デモ、現在存在シテ居リマス數ヲ申シマス、公設ノ社會事業ハ千四百四十五デアリマス、私設ノ社會事業ハ二千七百五十一ト云フ數デアリマシテ、殆ド私設ハ倍數ニ達シテ居ルノデアリマス、經費ノ點ニ付キマシテモ、公設ノ社會事業ハ昭和四年ニ於キマ

シテ八百七十萬二千圓ヲ費シテ居リマス、私設ノ社會事業ハ三千三百五十六萬五千圓ト云フヤウニ、殆ド三倍以上ノ經費ヲ費シテ居ルガ致シテ居リマス、取扱ヒマシタ件數ニ付テ此表ニ載テ居ル所ヲ見マシテモ、公設ノ社會事業ガ一年ニ三十八萬二千餘件ヲ取扱ヒマシテ居リマス、私設ノ社會事業團體ハ三百四十七萬九千餘件ト云フモノヲ取扱ヒマシタコトハ、内務省ノ御發表ニナリテ居ル統計書ガ明カデアリマス、公設ノ社會施設ガ斯ノ如ク進歩發展シタト書ヒマシテモ、日本ノ現狀カラ申シマスレバ尙私設ノ社會事業ガ斯ノ如ク重要ナル點キヲシテ居ルコトハ、此統計ニ依リテ明瞭デアリト思フノデアリマス、尙ホ是ハ内務省所管ノ社會事業ガデアリマス、ケレドモ、司法省所管ノ或ハ出獄人保護事業ノ如キハ、殆ド全部私設ノ社會事業デアリマス、或ハ陸海軍ニ關スル軍人遺族救護ノ機關デアリマス、其他ノ私設ノ社會事業ヲ包含イタシマスレバ、數デデアリマシテ、確カニ日本ノ現在ノ社會ノ各方面ニ缺陷ヲ救済スル爲ニハ、私設ノ社會事業ガ斯ノ如ク大キナル働きヲシテ居ルト云フコトハ、決シテ之ヲ見逃スコトハ出來ナイノデアリマス、ソレナラバ此私設ノ社會事業ノ現狀ハドウデアラウヤト云フコトヲ、私智ク皆サシニ御尋ラ申上ゲタイト思ヒマスガ、斯ノ如ク多數ノ私設社會事業ノ、ハ相當ノ「フアンド」ヲ持テ、其利子ニ依リマシテ相當ニ經營サシテ居ル所ノ團體モ、極メテ少數デアリマスルガ無イコトハアリマセスガ、多クノ私設社會事業ハ要スルニ當

志家ノ高給或ハ寄附金ト云フモノニ依テ、幸ウジテ其事業ヲ經營シテ居ルト云フ現狀...

種ハ、今ニ於テ變ラナイノデアリマス。ケレドモ、如何ニモ近頃内務省ノ此私設社會事業ニ對スル態度ハ、甚ク不遜ナリ...

千圓ノ獎勵費ト云フモノハ誠ニ少ナ過ぎル。額デハナイカト私ハ思フノデアリマス。...

マスカラ、社會事業家ノ立場カラ申シマス。レバ、其時コソ社會事業家ハ一層活潑シ、...

種ハ、今ニ於テ變ラナイノデアリマス。ケレドモ、如何ニモ近頃内務省ノ此私設社會事業ニ對スル態度ハ、甚ク不遜ナリ...

千圓ノ獎勵費ト云フモノハ誠ニ少ナ過ぎル。額デハナイカト私ハ思フノデアリマス。...

マスカラ、社會事業家ノ立場カラ申シマス。レバ、其時コソ社會事業家ハ一層活潑シ、...

種ハ、是ハ尙シシガ十分ニ理解スルコトト思フノデアリマス。唯、唯、唯...









別法律ヲ制定スルニ付テ、特別會計ニスルコトヲ... 地方長官ノ考ニ依テ、特別會計ニスルコトヲ得ト云フヤウナコトヲ...

陣ニ佐木高綱ガアノ先陣ヲ承ヘ、タノハ、馬ノ腹帯ガ、テ居レバコソナシ...

考ヘニナラナカ、タノデアリマスカ、併シ一面ニ減稅ト云フコトヲ...

アル所ヲ御取リ下サイマシテ、失禮ナ言葉ガゴイマスレバ...

バ爾ハスト云フヤウナ心持デドウシテ... 自力更生ト云フヤウナ...

コニ新ウ云フ樂土ガアルノデアル、新ウ云フ希望ガ輝イテ...

決心ヲ持テ、テ観ケルヤ否ヤ、次ニハ... 昨ニハ...

○議長(金澤川康雄) 是ヨリ書記官ヲシテ報告ヲ致サセマス...

中マス、憲法内閣總理大臣

○閣議大臣(子爵齋藤實) 昨日日記見時ヨリ

私ハ衆議院ノ委員會ニ出席シテ...

○閣議大臣(高橋是清) 昨日日記見時ノ御

閣議中、財政計畫ニ係ルコトヲ...

閣議ノ經過ハ中マスニ及バズ、其利子ノ償還

計画ハ新ウ云フ風ニスル、現内閣ハ新ウ云

○閣議大臣(高橋是清) 昨日日記見時ノ御

閣議中、財政計畫ニ係ルコトヲ...

○閣議大臣(高橋是清) 昨日日記見時ノ御

閣議中、財政計畫ニ係ルコトヲ...

○閣議大臣(高橋是清) 昨日日記見時ノ御

閣議中、財政計畫ニ係ルコトヲ...

トシテハ翌年ノ財政計畫、將來ノ財政計畫

ヲ今日此處ニ明言スルコトハムゾカレ...

○閣議大臣(高橋是清) 昨日日記見時ノ御

閣議中、財政計畫ニ係ルコトヲ...

中マス、憲法内閣總理大臣

○閣議大臣(子爵齋藤實) 昨日日記見時ヨリ

私ハ衆議院ノ委員會ニ出席シテ...

○閣議大臣(高橋是清) 昨日日記見時ノ御

閣議中、財政計畫ニ係ルコトヲ...

閣議ノ經過ハ中マスニ及バズ、其利子ノ償還

計画ハ新ウ云フ風ニスル、現内閣ハ新ウ云

○閣議大臣(高橋是清) 昨日日記見時ノ御

閣議中、財政計畫ニ係ルコトヲ...

○閣議大臣(高橋是清) 昨日日記見時ノ御

閣議中、財政計畫ニ係ルコトヲ...

○閣議大臣(高橋是清) 昨日日記見時ノ御

閣議中、財政計畫ニ係ルコトヲ...

トシテハ翌年ノ財政計畫、將來ノ財政計畫

ヲ今日此處ニ明言スルコトハムゾカレ...

○閣議大臣(高橋是清) 昨日日記見時ノ御

閣議中、財政計畫ニ係ルコトヲ...



私ハ債務ノ整理ヲ表スルノデアリマス、夫  
 ハ資本逃避防止ノ法律ヲ制定ニシテ、  
 デアリマス、是モ正ニ債務ノ整理ニシテ  
 マスガ、國際貨幣改善ノ方法トシテハ、  
 ナル方法デアリマス、又ハ是レ私  
 ハ非常ナ措置ヲ表シテ居ル大抵デアリマ  
 ス、第三ノ國稅ノ改正ヲナシテ、是モ國  
 際貨幣改善ノ方法トシテハ、一ツノ手段、有  
 カナル手段、誠ニ結構ナコトデアリマス、  
 先ツ是レケノコトヲ國際内閣成立當初ノ前  
 臨時議會ニ於テ御決定ニ相成、唯之ニ付  
 タセシマシマス、レハ申スコトモアリマス、  
 アリマスガ大體ニ於テ、非常ナ措置ナシ  
 御決定アル、併シ其後、例ハ資本逃避  
 防止ノ法律ヲ制定ニシテ、是レ資本逃  
 避ヲ完全ニ防ガレカト、斯ウ申シマス  
 ナカクカチウハ行カス、此頃ハ物品ヲ以テ  
 逃避スルコトガ起リテ來テ居ルノデアリマ  
 ス、物品ヲ以テ資本ノ逃避ヲ圖ルコトガ起  
 テ來テ居ル、爲替ノ暴落下ヲ來シ、種々  
 貴方商賣貿易ノ上ニ影響ヲ來シテ居ルコト  
 フ其原因ハ色々アリマセウガ、是等ガ失策  
 リ當面ノ原因デアル、此處ニモマダ整理  
 設スベキ所ノ私ハ手段ガアリハシナイカト  
 思フノデアリマス、又國稅ニ改メシマシテモ、  
 當時ノコトハ、キリ記憶シテ居リマセウ  
 ガ、確力ニ十種バカリノ品物ニ付テ、特ニ保  
 護關稅ヲ制定ニシテ、アトハ從價稅ニ付  
 テ全體三割分トカオ上ゲニシテ、タトカ云  
 フ、斯ウ云フ改正デアリ、タノデアリマス、  
 モデス、能ク今日研究ヲシテ見マセウ、尙

本各款ノ品物則ニ付テ保護政策、即チ我國  
 ノ國際貨幣ノ均衡ヲ保フ、此目的ヲ以テ御  
 改正ニシテ居ルレバナラヌガ多ク、御  
 居ルコトト信ジテ居ルノデアリマス、ガ併  
 シ見ユ角是等ハ非常ニ良イコトデアリマ  
 ス、併シ國際貨幣ノ改善ハ適合、之ヲ  
 ヤルニ付キマシテハ、是等ノミニ依テ、  
 ハイカスノデハナイカ、幾多ノ方法ガ起  
 存在アル、此幾多ノ方法ヲ著々御執リニ  
 ナテ、而シテ國際ノ貨幣ノ均衡ヲ得テ御  
 ナテ、御決定アル、斯ウ云フコトニナル、  
 是ガマダ當議會ニ於テキマシテハ、何等ノ手段  
 方法ヲ御執リニナルコト云フコトガ見エテ居  
 ラヌヤウニ思フノデアリマス、左様ノ事  
 フ私ガ一々指摘シテ多ク、項目ヲ列舉ス  
 ト云フコトハ、是ハ避ケタイト思フノデア  
 リマス、唯其中ニ付テ一二ノコトヲ私ハ引  
 例トシテ申シテ見タイト思フノデアリマ  
 ス、爲替ノ暴落今日ノ如ク、而シテ貿易ノ  
 均衡、是モ今年ハ又爲替ノ下落ニ依テ、  
 出ガ大分アリマスガ、結局ハ輸入超過ノ  
 狀態ニ陥ルコト云フヤウナ此狀態ニ於テハ、  
 爲替管理或ハ貿易ノ制限管理、斯ウ云フヤ  
 ウナ事柄ハ、是ハ矢張り急遽ニ國際貨幣改  
 善ノ方法トシテ、御執リニシテ居ルレバ  
 ラヌコトデアリカト思フノデアリマス、詳  
 シイコトヲ申上ゲル必要ハナイノデアリマ  
 ス、見ユ角貿易ノ「バランス」ヲ得ナレバ  
 ナラヌ、今日ノヤウニ放任ガ致シテ居ルレバ、  
 フウシテモ自給ニ「バランス」ガ合テ來ル  
 云フ御ハハイカス、非常時ニハ矢張り少  
 タ手段シテアリマスケレドモ、非常ノ手段

ヲ改メ、チ行カナレバナラヌト私ハ思  
 フノデアリマス、ソレカラ是ハ政府モ御執  
 りガ付キニシテ、チヤ、チヤ出デニナルヤウ  
 アリマスガ、低金利政策ノ徹底デス、之  
 ヲヤラナレバナラヌ色々ナ説明ノ仕方、  
 理由モアリマスガ、見ユ角我國今日ハ  
 昔ノ日本デハナイ、モウ世界ノ舞臺ニ立  
 彼等ト殆ド同ジ地步ヲ以テ、貿易上ノ競争  
 ア致シテ居ル、何ガ我國ノ生産費ニ最モ影  
 響ヲシテ居ル、タカト云ヘバ、申ス迄モナ  
 食料デス、外國デハ三分トカ四分トカ云フ  
 モノデ事業ガ出來マセウ、併シ日本デハ今  
 日マデ七分、八分、尙ホ以上、其金利ガナ  
 ケレバ仕事ガ出來ヌ、是ガチノモウ「ハン  
 ディキャップ」ガ附イテ居ル、唯モシテ勞  
 働ガ安イカ其價ノ廉ニシマレテ、キウ  
 ナ等ヲシテ居ルコト云フヤウナコトデア  
 ル、ドウシテモ今日ト相成リマシテハ、低  
 金利政策ト云フモノヲ徹底ナレト云フコ  
 トガ私ハ必要ダト思フ、是ハ政府モ御執  
 付キニシテ居ル、ソレハ第一ニハ、爲替好金  
 ノ金利引下、即チ昨日御決定ヨリ政府  
 ニ御質問ニ相成リマシタル如ク、四分二  
 厘カラ三分ニ御引下ゲニシテ、日本銀行ノ  
 如キ最低金利ヲ五分一厘一モカラ四分三厘  
 八毛ニ御下ゲニシテ、是ハ大體ニ於テ懸  
 ハ結構ナコト、低金利政策ニ邁進スルノ第  
 一步トシテハ、私ハ御ハ「エライ」異議ハナイ、  
 異議ハナイノデアリマスガ、故ニ私ハ甚  
 ダ御執リテ居ル事柄ハ、御決定ヨリシ  
 テ、爲替好金ノ利率ヲ四分二厘カラ急ニ三  
 分ニ下ゲルコト云フコトハ、是ハ農民其他ニ

多大ノ負擔ヲ被ルセルコトデアル、斯ウ云  
 フコト御質問ニ相成、タノデアリマス  
 ガ、之ニ對シテ政府ハ、低金利政策ヲ採ル  
 ト云フ大體ノ方針トシテ、又今則チ預金部  
 リ多大ノ資金ヲ民間ニ融通ヲセナレバ  
 ナラヌ、此融通資金ヲ成ルベク低利ニシ  
 テヤラナレバナラヌ、ソレハハ失策  
 預金利率ノ本ヲ安クセナレバナラヌ、  
 斯ウ云フ御説明デアル、是ハ一應御尤  
 ナ私ハ御説明トシテ、御執リニシテ、  
 併シ是レ御決定ノ如キ條約ガ出ル理由ガ存  
 在シテ居ルト私ハ思フノデアリマス、ソレ  
 ハ二ツアル、一ツハ低金利政策ニ御執リ  
 ナルト云フ事柄、是ハ宜イ、爲替好金ヲ  
 三分ニ御下ゲニシテ、タトカ云フコトモ、宜  
 シイト斯ウシテモデス、日本銀行ノ金利ノ  
 下ゲ方、是ガ私ハ御決定ヨリ御執リニシ  
 一ツノ論ガ立ツデアラウト思フノデアリマ  
 ス、モウ一ツハ是ト全ク關係ナイヤウナ  
 コトデアリマスガ、我ガ中央銀行ガ、今  
 同定規ノ一割ノ預金ノ外ニ特別配當シテ  
 六分ノ預金ヲシテ居ル、一割六分ノ預金ヲ  
 シテ居ル、斯ウ云フコトヲ政府ガ御執リ  
 ナレバ、斯ウ云フコトヲ政府ガ御執リ  
 ナレバ、今日ノ如キ非常時ニ於テハ、不  
 動產ノ整理ガ、今日ノ如キ非常時ニ於テハ、  
 是ハ勸業銀行トカ農工銀行トカ政府ガ損失  
 責任ヲシテ融通ヲ爲サレト云フコトヨリ  
 カモ、此處ニ別個ノ機關ヲ御執リニシテ、  
 方ガ、私ハ效果ガ多イコトハナイカト感ス  
 ルノデアリマス、私ガ何故左様ナコトヲ申  
 スカ、第一ハ日本ノ金融ノ歴史カラ申ス  
 デアリマス、諸君モ定メシ或ル方ハ御記憶  
 下サルコトト信ズルノデアリマスガ、漢  
 口内閣ノ時ニ私ハ此不動產金融ノコトニ付  
 テ漢口官報ニ注意ヲ促シテ、其際ニ不動產  
 金融ノ歴史の整理ヲ設イテノデアリマス、  
 即チ第二次内閣ニ於テ、桂公方不動產銀  
 行ヲ起ス、斯ウ云フ御意見ガアリマシタ  
 シ、私ガ意見ヲ出シテ、ソレハドウモ早計  
 デハナカラウカ、寧ろ是ハ勸業銀行、農工  
 銀行等ニ門戸ヲ開イテ、何年カ試験ヲ爲サ  
 テ其上ガ御考ヘニシテ、タラドウデラウカ、  
 斯ウ云フコトヲ私ハ申シテ、其通りニシ  
 タ、勸業銀行ト云フモノハ從來御承知ノ  
 如クニ、地方ノ農工業ノ爲ニ不動產ヲ擔保  
 トシテ金ヲ貸スノガ一ツノ仕事、公共團體  
 或ハ組合等ニ無擔保ノ金ヲ貸スノガ一  
 ツ、マダ其外アリマスガ、勸業銀行、農工

所謂非常時ト云フ時局ノ救済スルノ力ナシ  
 ト認メザラザ得ナイノデアリマス、尙舊  
 相ハ私ノ最モ尊敬スル大政治家デアリマ  
 アリマス、此大政治家ニシテ斯様ナ點ニ御  
 注意アリテ、此要點ヲ御執リ、總テノ政策、  
 總テノ施設、皆我國ノ傳統的ノ道徳ノ趣意  
 ニ依テ御決定ナレバ、何ノコトハナイ、  
 郵便貯金ヲ三分ニ御下ゲニシテ、不  
 動產ノ整理ガ、今日我國ノ商業銀行ハ、  
 實業ノ御執リハ、私ハ御執リニシテ、  
 デアリマス、ソレカラ國際貨幣ノ均衡ヲ圖  
 ルニ、モウ一ツ重大ナル點ハ、金融ノ統  
 制ト云フコトデアラウト私ハ思フ、政府ハ  
 經濟ノ統制、商業ノ統制、是ハ總分整ヲ高  
 タシ、而シテ實際御執リニシテ、  
 ト云フコトヲモ御承シテ居ル、結構ナコト  
 デアル、併シ商業ノ整理ニハ金融ノ統制ガナ  
 タシテ是ガ出來ルデアリマセウガ、是ハ私  
 ハ出來ヌト思フ、今日我國ノ商業銀行ハ、  
 諸君ノ御承知ノ如クニ約六百アリマス、六  
 百アル、此六百ノ商業銀行ノ多數ハ暗黙狀  
 態ニアリマス、或ハ其中ニハ昏睡狀態ニ  
 テ居ルモノモアリマス、全ク是ガ力カナ  
 イノデス、要スルニ……是等ガ力カナクシ  
 テ而シテ産業ノ統制、經濟ノ統制ト云フヤ  
 ウナコトガウマク出來マスカ、是ハ私ハ出  
 來ヌ、ドウシテモ此金融ノ統制ト云フコト

先第一ニ苦戦シテオヤリニシテ居ルレバ  
 ラヌコトデアラウト思フノデス、之ヲ流レニ  
 高橋相トシテアリマシテ、御執リ付カレテ  
 居ルカノ如クニ私ハ思フ、今日ノ御施設ガ  
 アルヤウニ思フノデアリマス、ソレハ不動  
 產ノ資金トシテ三年間ニ、是ハ後ニ申シマ  
 スガ、見ユ角五億圓ノ資金ヲ預金部ヨリ出  
 シテ、一億圓ノ補償ヲスル、是當リ今年度  
 ニ於テ一億圓出、二千萬圓ノ政府ガ補償ス  
 ル、斯ウ云フ御施設ガアルヤウニ思フノデ  
 アリマス、是ガ私ガ申ス此金融ノ統制ト云  
 フコトニシテハ、今日ノ如クニ云フヤウニ  
 私ハ苦戦ニ考ヘルノデアリマス、御承知  
 ノ如クニ、多數ノ商業銀行ガ暗黙狀態ニ居  
 リ或ハ昏睡狀態ニ陥リテ居ルコト云フ事柄ノ  
 原因ハ、種々多クデアリマス、併シ見ユ角  
 此不動產ノ固定ヲシテ、十六億ト云フヤウ  
 ナ不動產ノ固定ヲシテ、是デ困テ居ルコ  
 ト云フコトガ、是ガ第一ノ痛、之ヲ御イテヤ  
 ラナレバ、先以テ之ヲ緩和シテヤラナレ  
 レバ、何トスルコトモ出來ナイト云フヤウ  
 ナ狀態ニ居ルヤウニ私ハ思フ、此意味カラ  
 申シテ、政府ハ幾ニ二億圓ヲ勸業銀行ニ融  
 通ヲサレテ、低利ノ融通ヲサレテ、此不動產  
 ノ整理ヲ若干解決カウト云フ御計畫ガ、  
 ガ、是ハイカナカク、失敗デアラ、ト云  
 フノハ勸業銀行ハ營利ノ株式會社デアル、  
 損ヲシテ迄モサウ云フモノヲヤルニハイ  
 カナイ、デ二億圓出シニナルヤウデアラ、  
 ノデアリマスガ、結局ドレ程出シマシテカ、  
 千万ニモ達シナイカト私ハ思フノデアリマ  
 ス、ソレデ今度ノ方法ヲ御執リニシテ、

改善サレテ、損失ヲ政府ガ負擔スル、ソレ  
 デ勸業銀行、農工銀行、北海道銀行  
 ヤチ受レ、斯ウ云フコトニ御執リニシテ、  
 是ハ一進歩デアリマス、併シ私ハ是モ  
 一進歩ト思フノデアリマス、併シ私ハ是モ  
 一ツノ方法デアラウトハ思フノデアリマス  
 ルガ、今日ノ如キ非常時ニ於テハ、不動產  
 ノ整理ガ、今日ノ如キ非常時ニ於テハ、  
 是ハ勸業銀行トカ農工銀行トカ政府ガ損失  
 責任ヲシテ融通ヲ爲サレト云フコトヨリ  
 カモ、此處ニ別個ノ機關ヲ御執リニシテ、  
 方ガ、私ハ效果ガ多イコトハナイカト感ス  
 ルノデアリマス、私ガ何故左様ナコトヲ申  
 スカ、第一ハ日本ノ金融ノ歴史カラ申ス  
 デアリマス、諸君モ定メシ或ル方ハ御記憶  
 下サルコトト信ズルノデアリマスガ、漢  
 口内閣ノ時ニ私ハ此不動產金融ノコトニ付  
 テ漢口官報ニ注意ヲ促シテ、其際ニ不動產  
 金融ノ歴史の整理ヲ設イテノデアリマス、  
 即チ第二次内閣ニ於テ、桂公方不動產銀  
 行ヲ起ス、斯ウ云フ御意見ガアリマシタ  
 シ、私ガ意見ヲ出シテ、ソレハドウモ早計  
 デハナカラウカ、寧ろ是ハ勸業銀行、農工  
 銀行等ニ門戸ヲ開イテ、何年カ試験ヲ爲サ  
 テ其上ガ御考ヘニシテ、タラドウデラウカ、  
 斯ウ云フコトヲ私ハ申シテ、其通りニシ  
 タ、勸業銀行ト云フモノハ從來御承知ノ  
 如クニ、地方ノ農工業ノ爲ニ不動產ヲ擔保  
 トシテ金ヲ貸スノガ一ツノ仕事、公共團體  
 或ハ組合等ニ無擔保ノ金ヲ貸スノガ一  
 ツ、マダ其外アリマスガ、勸業銀行、農工



テ居ルガチウ云フ考ハハシテ居ラス、新ウ云フ御話モアリマシク、大體政府ノ御話皆モ分、テ居リマスルガ、併シコトナコトハモウ言、テ居レヌノデス、事ハ政府ノ答備トシテハ米穀ノ専賣イテナイ、何故イテナイ、此際ガイテナイノダ、新ウモ言ハレナケレバナラス時ニシテ、私共ハ後ヲ承継ノ事賣下ドニ付テハ研究ハ致シテ居リマセウガ、大體考ヘテ見マスルト云フ、チウムワカシイコトデナイ、是ハ又チウエライニ置カガ御カコトデナイ、唯ムワカシイコトヲ言フテ事柄米價ガドウカトカ何トカ云フテ、米ノ値段ヲ決メルコトヲ專斷的ニ非難ラスレバ色ミナコトガアリマセウ、併シ今日ノ農村ヲ救フト云フ其根本政策トシテ、米ノ専賣ヲオヤリニナルト云フ政府ガ御決心デアレバ、大シタ私ハムワカシイコトデナイヤウナ、新ウ感シガスルノデアリマス、是等ノ點ニ付テ政府ハ後ヲ承継ニ御考ヘニテ、テ居ラヌヤウデアルガ、取引所ノ公賣トカ、専賣トカスレバ……尤モ專賣ニスレバ取引所ノ問題ハアリマセウガ、兎ニ角根本ノ安定政策ニ付テハ毫モ御考ヘニテテ居ラヌヤウナ私ハ感シガ致スノデアリマス、是等モ後ニ質問トシテ私ハ御考ヘニテ思ヒマス、次ニ租税公課ノ非常ニ多イコト、此負擔ニ苦シテ居ルコト、是ハ餘程諸君ニ於テモ御考ヘ下ラナケレバイテナイト私ハ思フ、農民ノ負擔ト云フモノハ御承知ノ如ク此土地デス、土地ニ稅ヲ課セラレ、此負擔ガ今日ノ情況ニ於テドレ位アルカト云ヘバ、租税ノ八割額ト云フモノハ此土地ニ課セラ

レルノデス、土地……由工業者ノ加キハ是ハ所得稅トカ、或ハ營業收益稅トカ、是ハ商賣ガナケレバ、利得ガナケレバ稅ヲ拂ハナクテ宜イモノ、百姓ハヤウハイカス、農産物ガ取レナクテモ、賣レテモ、何トシテモ土地ノ稅ヲカサシテ是ハ御ハンナラヌ、是ガ農民ニ對スル稅、八割額ヲ占メテ居ルト云フヤウナ情況デアル、新設ナコトデアリマスルカラ、今日ノ農産トシテハ此負擔ニ殆ド堪ヘナイ、ソレカラ餘り問題ニナリマセウガ、此公課デス、公課、是ガ又大體ナコトナンデアル、諸君ノ中ニハ能ク御承知ノ方ガアルダラウト思フ、先ツ地方ノ公課ノ擔カスモノヲ見テ見マスルト、新ウ云フ區別ニナテ居ル、産業ニ關スル所ノ組合、産業ニ關セザル所ノ組合、新ウ云フモノガアル、其産業ニ關スル組合ノ中デハ、法令ノ結果ニ依テ此組合ヲ造ラナケレバナラヌト云フモノガアル、法令ノ結果ニ依ラズシテ組合ヲ造ル、新ウ云フモノガアル、ソレカラ産業ニ關セザル所ノ團體ガ或ハ組合ガ是ガ多數アル、コトナモノヲ考セマスルト公課ヲ擔カレル所ノ組合ハ四五十アルノデス、四五十モ村ニハアル、或村ニ依テハ無イモノモアリ色ミアリマスルガ、兎ニ角大體チウ云フコトデアリマス、而シテ向ホ此外ニ公課ヲ課セザル所ノ組合、是ガ又四五十アラウト云フノデス、組合ノ數合ナシテス、要スルニ公課ヲ課セザル所ノ組合ハ非常ニ良イコトノヤウニ考ヘラレマスガ、是ハ昔デ言ヘバ賦稅デス、即チ此團體的ニ勞働ヲ以テ納メテ居ル、要スルニチウ

云フモノナンデス、是等ノ負擔ト云フモノガ非常ニ多イ、既ニ租税ノ負擔ガ多イ、而モ此公課其他ノ賦稅、此負擔ト云フモノガ非常ニ多イ、之ヲ今日考ヘテヤラナケレバ私ハイカスト思フノデアリマス、其ノ租稅タルヤ先通申シテ加クニモウ一定ノ備ケガアテテ無クテモ、收入ガアテテ無クテモ、見ニ角八割五分額ノ其租稅ト云フモノヲ土地カラ納メナケレバナラス、新ウ云フモノデス、此事ニ付キマシテモ確カ書讀ガデアリマシタカ、政府ハ地租ヲ免ズルノ意思ナキヤト云フヤウナ御質問ガアタヤウニ記帳ヲ致シテ居リマス、其際ニ高橋藏相ハ會テ地租免額ト云フヤウナコトモ考ヘタコトガアタガ、今地租ノ免額ノ問題ナドヲ考ヘテ居ラス、新ウ云フ御質問ガアリマシタガ、是ハ私ハ尙ホ迷フ高橋藏相ニ御再考ヲ願ハシタイ、ドウシテモ今日ハ負擔ヲ減ジテヤルコト云フコトヲセナケレバイテナイ農民ニハ……其方法トシテハ或ハ地租ノ何年間免ジテヤルコト云フコトモ方法デアリマセウ、又地方ニ於ケル諸君ノ、百ニモ近イヤウナ組合ヲデス、新ウ云フモノヲ整理シテ統一ラシテ行クト云フヤウナ事柄モ、是ハ一ツノ負擔ヲ輕減スル方法デアラウト思フノデアリマス、新ウ云フヤウナ私ハ考ヘテ居ルノデアリマスルガ、兎ニ角租稅公課、此負擔ヲ減免スルト云フコトニ付キマシテハ、今日政府ハ何等ノ御考モ有、テ居ラヌト云フコトヲ私ハ甚ダ遺憾トシテ、後ニ矢張り質問ヲ致シタイト思フノデアリマス、次ガ借金ノ整理デアリマス、是

ハムツカシイ問題デアリマス、主ナル問題ハ農民ノ個人ノ借金、銀行或ハ産業組合トカチウ云フモノカラ借りテ居ル所ノ借金、是ハマア別ニシテ個人ノ借金、是ハ實ハドレ程アルカモ分ラヌ、恐ラクハ政府ニモ分、テ居ラスト思フノデアリマス、而シテ其借金ノ性質ナルモノガ、ドウ云、クモノカ、擔保ガアルモノカ無イモノカ、信用貸ガドレ程アルノカ、ドンナ利息ノモノカ、新ウ云フヤウナ事柄ハ恐ラクハ分、テ居ルマイト思フノデス、既ニ其負擔ノ調査ニ於テ不明デアリマスルカラ、從テ之ニ對スル所ノ救済ノ方法ト云フモノガ的確ニ中ニ是ハ立クナイ、政府ノ之ニ對シテ非常ニ御苦心ニ相成、テ居ルト云フコトハ、私ハ御尤モ感ズルノデアリマス、テ政府ハドウ云フ手段ヲ御執リニテ、チウ大體見テ見マスルト、新ウノヤウデス、諸君モ御承知ノヤウニ町村ニ借金ヲシテ居ルモノガ、七人以上者、テ組合ヲ結ル、此組合ガデス、此組合ガ色、價値計量ナドヲ立テラシメテ借金ヲ貸マスコトヲ考ヘル、其上ニ町村ニ負債整理委員ト云フモノガ出來テ、是ガ組織後ニテリ御使ニナル、是ガマア地方ノ政府ノ御施設ナンデス、ソレカラ其上ニナルトドウカ、今度ハ同法省ガ出動シテチレ、金儲債務整理法デス、司法省ガ出動シテ地方ノ整理委員ノ手ニ合ハヌヤウデ、裁判所ニ訴ヘテ來タヤウデアレバ裁判所ガ判決ヲシテヤル、新ウ云フコトナンデス、是ガ政府ノ案デアルノデアリマス、是モ一通りノ案ニハ違ヒナイノデアリマスルガ、私ハ

是等ノ法案ノ内容等ニ付テハ詳シクマダ説明モ聞イテ居リマセウ、唯偶々コトカラ司法當局カラ金融債務整理法ノ説明ヲ聞イタノデアリマシク、所ガ新ウ云フコトデアリマス、是ハ決シテ借金引ノ法ニアラズ地方ノ整理委員ノ手ニ合ハヌモノデアテ、新ヘテ來タモノガアルレバ之ヲ大體前守式ノ裁判ヲシテヤルンダ、而シテ之ヲ爲ス爲メハ判事百十五名ヲ増員シ、屬官四百五十名ヲ増シ、屬四百五十名ヲ増シ、而シテ之ニ要スル所ノ若干ノ廳舎ヲ造ル、新ウ云フ整理委員ノ若干ノ廳舎ヲ造ル、新ウ云フ整理委員ノ若干ノ廳舎ヲ造ル、一應是ハ整理委員ノ全體ノ負擔トシテハ立ツノデアリマスルガ、農村ノ實情ガ一體ソナナ整理ノ網ニ掛カテ來ルヤウナ實情デアルヤ否ヤト云フコトガ、私ハ固チヤナイコト云フコトヲ考ヘル、ソレハ新ウ云フコトデス、成程整理委員ガ出來或ハ整理委員所ガ出來テ、借金ノ利子ヲマケテヤル、償還年限ヲ延バシテヤル、或ハ元金ヲ若干割シテヤル、左様ナコトガ假令出來ルトシマシテモ、今ノ農民ニ對シテ整理委員所ノ農民ハ、利子ガドレ程デアルトカ、償還年限ガドレ程デアルトカ、チウ云フコトノ願ハナイ、到底堪ヘナイ、借リ利子ガ安クナクテモ、幾ラ其償還年限ヲ延ビテモ、到底堪フコトノ出來ナイト云フモノガ是ガ多數デアテ、而シテ整理委員所者ハ諸君是等ノ階級ニアル、私共ハ金銀ニ互フテ調査ヲシテ居リマセウカラ分リマセウガ、私ノ知ル範圍ニ於テ農村ノ實情ヲ聞イテ見マ

スルト云フト左様ナコトデアリマス、チウスト折角今ノヤウナ機柄ガ出來テモ、是ハ一向有難味ガナイノデス、要スル……ドウソレデヤシクテ宜イカ、農村ガ借金……農民ガ借金ノ擔ヘルヤウナ生業ガ出來ル助成ヲシテヤラナケレバナラス、而シテ若干ノ者ハ今日ハ債權者ガ或ハ非常ニ困テ居ルト云フヤウナ者モアリマセウ、中小以下ノ農民ハ大體借金ト云フモノハ、先ツ産業組合カラ借りテ居ル、無難、個子ソレカラ個人相互ノ借金ト、新ウ云フモノデアラシイノデス、チウ云フヤウナ狀態デアリマスルカラシテ、之ヲ整理シテ行クト云フヤウナコトニハ、先ツ整理員ガ出來ル餘裕ヲ造、チヤルト云フコトデアリマス、其元手ヲ與ヘ、而シテ已ムラ得ザル所ノモノハ或ハ整理委員トシテ、爲ニ一時政府ガ立替ヘテヤルコト何トカト云フコトガ或ハ件ハナケレバ、唯整理委員ヲ擔ヘ整理委員會ヲ造リ、俸給ヲ御設ケニナル、是デヤドウモ實際助キガ取レスノデヤナイカ、私ハ司法大臣ニ申シテ、誠ニ結構ノ御案ノヤウデアアルガ、此御案ト云フモノハ私カラ言ハスト云フト整理委員トシテ整理委員ト云フコトヲ允諾ニ申シク位デ、此處デモ整理委員ハ缺イテ居リハシナイカ、ソレデ若シ此司法省ノ案ノ如キハ整理委員トシテ整理委員ト云フコトヲ、質問セズシテ當局カラ心配ヲシテ御説明ニ相成、テ居リマスガ、アレガ借金引ノ精神デアレバ非常ニ救済ヲナス、借金引ト云フコトモ或場合ニハ是ハ政府ノ御考ヘ次第出テ來スコトハナイ、明治政府ニナテモ先聖

り借金ノ引引ハヤテ居ル假モアル、東洋ト稱シテ明治時代ニモ左様ナコトガアル、是ハ政府ノ御決心次第ナンデ、併シ私共ガ細々通借ニ考ヘルト、細々通借ニ考ヘルト、到底今ノ此個人ノ農民ノ借金、之ヲ全部代リシヤウトカ何トカ云フヤウナ、チウ云フ案ヲ立テヤウトシテ所ガ、是ハチカチカ立ツモノデナイト私ハ思フ、矢張り或モノハ整理委員トシテ、出立書文、新ウ云フコトニ專責ハナテ來ルノデアリカト云フヤウナ感ガスルノデアリマス、此意味デ司法省ノ法律ガ活動ヲナシテ、高利貸ノ征伐ヲスル、新ウ云フコトデアレバ、是ハ甚ダ整理委員ハアルデアラウト思フガ、併シ司法省ガ勢ヲ御心配ニナテ、テ居ル借金引ノ法案ニアラズト云フ整理委員トシテナラレハ是ハドウデアラウ、今借金ハ幾ラ利子ヲ下ゲテ果レテモ、償還年限ヲ延バシテ果レテモ、ドグイ擔ヘヌノデヤト云フノガ、是ガ多數ノ前持、是ガ整理委員トシテチウシテ町村ノ整理委員ノ制定ニ不足デテヘテ出テ來ル、ソナナ力ト云フモノハアリヤシナイ、實際此助ケテヤラヌナラヌヤウナ其狀態ノ農民ニハ、ソナナ力ト云フモノハアリヤシナイ、司法當局ハ之ヲ聞ケバ年ニ五萬件ノ訴訟ガ來ルノデアラウ、新ウ云フ御整理委員トシテ居ルガ、私ハ恐ラクハ、チウ御整理委員トシテ居ルヤウナ風ニ來マイト思フ、借金ガ擔ヘナイ、チウ云フモノガ又ソナナ等議ニ多少費用ヲ掛ケテ、チウシテ出テ來テ何日モ時ヲ費シテ、裁判ヲ仰グ

ト云フヤウナ事柄ガ、事實ニ於テチウ山ハ私ハ聞クテ來ナイ、是ハ事ハ御考テ來ルトスレバ、中農以上ノ大農或ハ中農ノ上トカト云フヤウナモノデ、餘裕ノ多少アル人デ細シテ高利貸ニシテ買ラレテ居ルコトチウ云フヤウナ人ガ、或ハ出テ行クカモ知レナイケレドモ、本當ノ中小以下ノ農民ノ實際問題、テ居ルト云フヤウナ、新ウ云フ所ノモノハ私ハ存外ニ是ハ出テ行クモノデナカラウ、新ウ云フ風ニ感ズルノデアリマス、之ヲ要スルニドウモ政府ノ才作リニナテ、テ居ル所ノ案ハ、一應ハ結構ノ案ノ如クニ見エマスガ、整理委員トシテ、其效果ガ果シテアリヤ否ヤ、三文モ金ヲ使ハスト、チウシテ新ウ云フコトヲヤラレテ、負債ノ整理、百姓ガ負債ノ負擔ニ苦シテ居ル、之ヲ救済シテ所ノ效果ガアリヤ否ヤ、是ハ私ハ餘程問題デナイコト思フノデアリマス、之ニ付テモ後ニ御考ヲ致シタイト思ヒマス、ソレカラ政府ハ中小商工業ニ對シテ産業信用組合ヲ通ジテ、豫算デハ此年度ニ三千万圓貸シタル、ソレカラ又農民ニ對シテハ二千五百万圓貸シタルト云フ、新ウ云フ案ニナテ、テ居ル、尤モ此産業組合ハ三年ニ互フテ是ガ御貸シタルト云フヤウナコトガアルヤウデアリマスガ、兎ニ角此整理委員トシテ居ル所ノモノハソレ程ノモノナラズ、是ガ私ハ頗ル問題デヤナイカト思フノデアリマス、此場合ニ私ガ申サンチウ云フコトハ、此産業組合デス、産業組合ノ中ノ信用組合ト云フヤウナ宜シウゴイマセウガ、信用組合、是ガ全國ニ一、二、三、





今日非常ニ米價ニ取テハ有数ナリキ...

三十四アリマス、是方ラズ破産シテ...

カ、貸出ノ利率ハ下グルニ行カ...

フト、普通銀行ノ營業上ニ於テ...

レバナリナカト云フヤウナコト...

ニ金ガ、現金ガ行渡ルト同時ニ...

根本的ノ行方ニナルコトデア...

低利資金ノ限度ト云フモノ...









ト云フコトニナレバ、ソレダケ原料品ニ對スル需要モ喚起セラレ、又ソレダケ労働者ニ勞勞ヲ與ヘル結果ニモナルノデアリマス...

同日内閣總理大臣ヨリ左ノ通告委員御付ケラレタル旨ノ函達ヲ受領セリ 第六十三回帝國議會大藏省所管事務政府委員

朕九月二日迄三日間帝國議會會期ノ延長ヲ命ス

- 御名 御璽 昭和七年八月二十九日 内閣總理大臣 子爵 齋藤 實 大藏大臣 高橋 是清...

昭和七年八月三十一日(水曜日)午前十時六分開議 議事日程 第六號 昭和七年八月三十一日 午前十時開議

御名 御璽

- 第四 農村救済ニ關スル請願(文書表 第六號) 第五 農村救済ニ關スル請願(文書表 第八號) 第六 鬼怒川水利ニ關スル請願...

第二十三 農村救済ニ關スル請願(文書表 第三十八號) 第二十四 輪島鐵道敷設ノ請願...

御名 御璽

- 第三十 丹澤鐵道敷設ニ因ル洪水救済ノ請願 第三十一 山村住民救済ニ關スル請願...

第三十四 山村住民救済ニ關スル請願(文書表第六十號) 第三十五 北海道千歲村ニ飛行場敷設ノ請願...

以上八月二十九日官報

同日内閣總理大臣ヨリ左ノ通告委員御付ケラレタル旨ノ函達ヲ受領セリ 第六十三回帝國議會大藏省所管事務政府委員

ノノ規定ニ依ル勸令所定金額以上ニ達シ且地租、營業收益税及所得税ノ附加税ノ賦課ガ明治四十一年法律第三十七號第一條乃至第三條ノ制ニ達シタル府縣ハ...

得ザル所デアル、又一歩進テ基金法ト救済法トハ其性質的、近キガ故ニ、之ヲ同メラルト云フコトデアラバ、救済法ニ近イ所ノ社會事業ノ助成ニ向テハ、矢張り同條ニ政府ハ之ヲ助成シタルケレバ...

御同感アルケレドモ、此必要ナル經費ノ中ニソレゾレノ列舉的ニ示スコトハ、事實ニ於テ困難デアラガ故ニ、運用ノ上ニ於テ十分方針ヲ以テ遂行セントスルノデアリ...

以上八月二十九日官報

モト考フルニ後、此種對策ハ政府ハ甚ク困難ナリトシテ、此種對策ノ意向ヲ示...

的ニ努力スル所アリ、又國庫法ノ制定ニ於テモ政府ハ十分考慮ヲ施シ...

マシ、ドウカ修正ノ點ニ賛成スルニシテ、(貴族院) 御具議ナイト...

○議長(金澤川用家) 御具議ナイト、(左ノ意見書ハ開議ヲ欲スルモ參照ノため故ニ議録ス以下ニ之ニ載フ)

民ノ窮狀甚ク到底自力更生モ亦望ミ難ク、斯クテハ思想上深憂ニ堪ヘサルニ依リ...

貴族院議長 公卿徳川 家達 内閣總理大臣子爵齋藤實政

貴族院議長 公卿徳川 家達 内閣總理大臣子爵齋藤實政

貴族院議長 公卿徳川 家達 内閣總理大臣子爵齋藤實政

右ノ請願ハ農村ノ疲弊今々其ノ極ニ達シ前途甚ク憂慮ニ堪ヘサルモノナルハ畢竟...

貴族院議長 公卿徳川 家達 内閣總理大臣子爵齋藤實政

貴族院議長 公卿徳川 家達 内閣總理大臣子爵齋藤實政

貴族院議長 公卿徳川 家達 内閣總理大臣子爵齋藤實政



意見書案

加古川治水工事執行ノ件
兵庫縣加東郡社町長石井市太郎外十
四名呈出
右ノ請願ハ...

貴族院議長 公卿徳川 家達
内閣總理大臣子爵齋藤實政

意見書案

加古川治水工事執行ノ件
兵庫縣加東郡社町長石井市太郎外十
四名呈出
右ノ請願ハ...

貴族院議長 公卿徳川 家達
内閣總理大臣子爵齋藤實政

意見書案

加古川治水工事執行ノ件
兵庫縣加東郡社町長石井市太郎外十
四名呈出
右ノ請願ハ...

貴族院議長 公卿徳川 家達
内閣總理大臣子爵齋藤實政

意見書案

加古川治水工事執行ノ件
兵庫縣加東郡社町長石井市太郎外十
四名呈出
右ノ請願ハ...

貴族院議長 公卿徳川 家達
内閣總理大臣子爵齋藤實政

意見書案

石川縣鳳凰郡島町長廣瀬嘉助外五
名呈出
右ノ請願ハ...

貴族院議長 公卿徳川 家達
内閣總理大臣子爵齋藤實政

意見書案

石川縣鳳凰郡島町長廣瀬嘉助外五
名呈出
右ノ請願ハ...

貴族院議長 公卿徳川 家達
内閣總理大臣子爵齋藤實政

意見書案

北海道苫前郡苫前村長木本和藏外
二十三名呈出
右ノ請願ハ...

貴族院議長 公卿徳川 家達
内閣總理大臣子爵齋藤實政

意見書案

北海道苫前郡苫前村長木本和藏外
二十三名呈出
右ノ請願ハ...

貴族院議長 公卿徳川 家達
内閣總理大臣子爵齋藤實政

意見書案

北海道苫前郡苫前村長木本和藏外
二十三名呈出
右ノ請願ハ...

貴族院議長 公卿徳川 家達
内閣總理大臣子爵齋藤實政

意見書案

北海道苫前郡苫前村長木本和藏外
二十三名呈出
右ノ請願ハ...

貴族院議長 公卿徳川 家達
内閣總理大臣子爵齋藤實政

意見書案

北海道苫前郡苫前村長木本和藏外
二十三名呈出
右ノ請願ハ...

貴族院議長 公卿徳川 家達
内閣總理大臣子爵齋藤實政

意見書案

北海道苫前郡苫前村長木本和藏外
二十三名呈出
右ノ請願ハ...

貴族院議長 公卿徳川 家達
内閣總理大臣子爵齋藤實政

意見書案

北海道苫前郡苫前村長木本和藏外
二十三名呈出
右ノ請願ハ...

貴族院議長 公卿徳川 家達
内閣總理大臣子爵齋藤實政

意見書案

北海道苫前郡苫前村長木本和藏外
二十三名呈出
右ノ請願ハ...

貴族院議長 公卿徳川 家達
内閣總理大臣子爵齋藤實政

意見書案

北海道苫前郡苫前村長木本和藏外
二十三名呈出
右ノ請願ハ...

貴族院議長 公卿徳川 家達
内閣總理大臣子爵齋藤實政

意見書案

北海道苫前郡苫前村長木本和藏外
二十三名呈出
右ノ請願ハ...

貴族院議長 公卿徳川 家達
内閣總理大臣子爵齋藤實政

意見書案

北海道苫前郡苫前村長木本和藏外
二十三名呈出
右ノ請願ハ...

貴族院議長 公卿徳川 家達
内閣總理大臣子爵齋藤實政





貴族院の議案... 議案の要旨... 議案の経過... 議案の結果...

議案の要旨... 議案の経過... 議案の結果...

議案の要旨... 議案の経過... 議案の結果...

議案の要旨... 議案の経過... 議案の結果...

貴族院の議案... 議案の要旨... 議案の経過... 議案の結果...

議案の要旨... 議案の経過... 議案の結果...

議案の要旨... 議案の経過... 議案の結果...

議案の要旨... 議案の経過... 議案の結果...







當ナ資金ノ調達ト云フコトハ、我國ニ於テハ、...

ハナイノデアリマスガ、是等ノ電力料金ノ...

業會社ノ將來發展ノ下落ニ伴ヒマシキハ、...

シテ置イテハ不利ヲ生ズルハアルマシカ、...

ノデアリマスガ、此種關係ノ公債ヲ...

アルカラ、政府ガ之ヲ買取テ、...

タナバ、此等下落ニ依リテ生ズル損失...

シテ追加算入中ニ、大蔵省所管ノ...















是モチウ云フ議論ガ出マシカドウカ、確ト分リマセシガ、現在ノ米價ガ物價ト相當ノ割合ヲ保テ居ルノアルト云フヤウナ話ハ出タト記憶イタシテ居リマス、ソレカラ車動米價ト云フモノヲ無クスレバ、買入、賣渡ノ基準ガ無クナル、ソレデハ勝手ナ飢段ヲ賣リ、勝手ナ飢段ヲ買フト云フヤウナコトガ行ハレテハ、生産者消費者雙方ノ爲ニ非常ニ不安心デアルノデハナイカト云フヤウナコトガ、質問應答ノ間ニ話ガ行ハレテ居リマシタ、尙ホ色ニ御尋ネガアリマシタヤウデスガ、チヨトソレ以上ハ政府委員デモ聽イテ居リマスレバ尙ホ補足シテ申上ルカモ知レマセヌ、尙ホ車動米價ノコトニ付テドウ考ヘルカ、私ハ米穀法ノ根本ニ互テ改正ヲ加ヘルコトハ今時權デハナイト思ヒマス、米穀ノ根本對策ヲ講ズル時ニ、全圖ニ互テ、或ハ根本ノ考ヲ變ヘテ講ラナクシテ是ガ樹立チテ居ル時ニ、久ノ制度トシテ是ガ樹立チテ居ル時ニ、一時應急ノ處置ノ爲ニ根本ヲ改正スルニハ及バナイ、此根本ノ規定ノ下ニ於テ、運用ニ出來ル限リノコトヲ改シテ、現在ノ事情ニ適應スレバ宜シカラウト思ヒテ居ルノデアリマス

○議長(公費補用) 三三戸子爵ハドウ云フコトデアリマスカ  
○子爵三三戸子爵 只今上程ノナラザリマス米穀法中改正法律案ハ大層重要ナ案ト考ヘマスルガ故ニ、之ガ審査ニ要スル委員ヲ特ニ十五名トシ、議長ニ於テ御指名アラムコトヲ希望イタシマス  
○子爵三三戸子爵 賛成  
○議長(公費補用) 上山君ハ、實ニハ絶了シタト心得テ宜シウゴザイマスカ  
○上山君之進言 宜シウゴザイマス  
○議長(公費補用) 三三戸子爵ノ、本案ノ特別委員ノ數ヲ十五名トナス動議ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ求メマス  
(起立者多數)  
○議長(公費補用) 通年數ト認メマス、委員ノ氏名ヲ書記官ヲシテ開列セザセマス  
(小林書記官朗讀)  
米穀法中改正法律案特別委員  
候補佐佐木行忠君 竹村御原 德光君  
子爵東園 基光君 子爵岡部 長景君  
男爵新波三郎君 小松次郎君  
内田 重成君 上山滿之進君  
男爵近藤 滋壽君 男爵前田 昌植君  
青原 通復君 馬場 候一君

高橋源次郎君 山上 若二君  
淵川彌右衛門君  
○議長(公費補用) 書記官ヲシテ報告ヲ致サセマス  
(淵川書記官朗讀)  
本日市町村立尋常小學校臨時國庫補助法案特別委員ニ於テ會議シタル正副委員長ノ氏名左ノ如シ  
委員長 竹村御原 忠正君  
副委員長 男爵紀 俊秀君  
本日衆議院ヨリ左ノ政府提出案ヲ受領セリ  
製絲業法案  
本日衆議院ヨリ左ノ政府提出案ヲ受領セリ  
産業組合中央金庫特別通過及損失補償法案  
製絲業法案  
産業組合中改正法律案  
産業組合中央金庫法中改正法律案

○議長(公費補用) 御異議ナシト云フアリ  
○議長(公費補用) 御異議ナシト云フアリ  
○議長(公費補用) 製絲業法案、政府提出、衆議院送付、第一讀會、後藤藤林大臣  
製絲業法案  
右政府提出案本院ニ於テ修正議決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也  
昭和七年九月一日  
衆議院議長 秋田 清  
貴族院議長公費補用 德田 清  
(小字ハ衆議院ノ修正文、一ハ同條ノ附則ヲ指シテ示ス)  
製絲業法案  
第一條 本法ニ於テ製絲業者トハ命令ヲ以テ規定スル者ヲ除クノ外製絲生絲ノ製造ヲ業トスル者ヲ指ス  
製絲生絲ノ製造工場ヲ有スル産業組合及産業組合聯合會ハ命令ヲ以テ規定スルモノヲ除クノ外本法ノ適用ニ付テハ之ヲ製絲業者ト看做ス  
第二條 製絲業者ヲラントスル者ハ主務大臣ノ免許ヲ受クベシ  
前項ノ免許ニ關シ必要ナル事項ハ命令

ヲ以テ之ヲ定ム  
第三條 主務大臣ハ製絲業者ニ對シ製絲業ノ統制上必要ナル事項ヲ命令スルコトヲ得  
第四條 製絲業者免許ヲ受ケタル日ヨリ一年以内ニ事業ヲ開始セザルトキハ主務大臣ハ其ノ免許ヲ取消スコトヲ得  
製絲業者引續キ一年以上其ノ事業ノ全部又ハ一部ヲ爲サザルトキハ主務大臣ハ其ノ免許ヲ取消シ又ハ其ノ事業ヲ制限スルコトヲ得  
第五條 製絲業者ノ所爲ニシテ本法ニ基キテ發スル命令若ハ處分ニ違反シ又ハ公益ヲ害シ若ハ害スルノ虞アリト認ムルトキハ主務大臣ハ其ノ免許ヲ取消シ又ハ其ノ事業ヲ制限シ若ハ停止スルコトヲ得  
第六條 主務大臣又ハ地方長官取締上必要アリト認ムルトキハ製絲業者ニ對シ事業ニ關スル報告ヲ爲サシメ又ハ當該官吏ヲシテ事務所、營業所、工場、倉庫其ノ他ノ場所ニ監檢シ若ハ帳簿物件ヲ検査セシムルコトヲ得  
前項ノ場合ニ於テハ當該官吏ハ其ノ身分ヲ證明スベキ證票ヲ携帯スベシ  
第七條 第二條第一項ノ規定ニ違反シタ

ル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス  
第八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス  
一 本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ制限又ハ禁止ニ違反シタル者  
二 第三條ノ規定ニ依リ命令ニ違反シタル者  
三 第四條第二項ノ規定ニ依リ制限又ハ第五條ノ規定ニ依リ制限若ハ停止ノ處分ニ違反シタル者  
四 正當ノ理由ナクシテ第六條ノ規定ニ依リ監檢検査ヲ拒ミ、妨グ若ハ忌避シ又ハ其ノ尋問ニ對シ虚偽ノ陳述ヲ爲シタル者  
第九條 製絲業者正當ノ理由ナクシテ第六條ノ規定ニ依リ報告ヲ怠リタルトキハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス  
第十條 製絲業者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ガ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ  
第十一條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ製絲業者ニ適用スベキ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員

ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ  
附則  
本法施行ノ期日ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム  
本法施行ノ際現ニ製絲業者タル者又ハ其ノ承継人ハ命令ノ定ムル所ニ依リ本法施行ノ日ヨリ十年間之ヲ本法ニ依リ免許ヲ受ケタル者ト看做ス但シ本法施行ノ日ヨリ十年以内ニ命令ノ定ムル條件ヲ具備シ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル者ニ限リ其ノ明細書後トモ免許ハ其ノ效力ヲ有ス  
(國務大臣後藤文夫君演壇ニ登ル)  
○國務大臣(後藤文夫君) 製絲業法案提出ノ理由ヲ御説明イタシマス、製絲業ガ我國ノ重要産業ノ主ナルモノデアルト云フコトハ申ス迄モアリマセヌ、然ルニ此製絲業ハ大小ノ企業ガ時ノ狀況ニ依リマシテ孤立イタスノデアリマス、就中小規模ノ工場ハ甚ダ多數ヲ占メテ居ルノデアリマス、是等ノ小規模ノ工場ハ其設備甚少ノ結果ト致シテ、生産量ニ販賣上ノ不利ハ少ナクアリマセヌ、又其資力モ十分デアリマセヌ爲ニ其經營ノ基礎ガ堅實ヲ缺キマシテ、製品ノ改善ヲ妨グルノミナラズ、一朝傾倒ノ變動ニ

際シマシテハ、自ラ之ニ適應スルコトガ出來マセヌ、新工場ガ建設シテ、果テ舊業者從業職工等ニ及ボスコトノアリマスノハ、近イ過去ノ製絲業ガ漸クニ凋落シテ居ル所デアリマス、又時ニ絲價ノ軒高イタシマスルト、忽チ新設ノ製絲工場ガ増加シテ、其與製絲業ニ常ナク有難デアリマス、ソレガ爲メ製絲業界ノ安定ヲ妨グ、果テ製絲業全般ニ及ボシ、延テ國民經濟ニモ及ボスコトガ少ナクナイノデアリマス、故ニ漸次ニ於テ此弊害ヲ矯正スル方策ヲ講ズルコトハ、製絲業ノ健全ナル發展ヲ期スル上ニ於テ極メテ重要デアリ、又只今ノ事情ニ於テハ是ガ極メテ適切ナル事情デアラルニ思フノデアリマス、チウシテ之ガ方策ヲ考ヘマスルト、製絲業ヲ免許事業ト爲スコトガ最も適當デアリマス、即チ之ニ依リマシテ製絲業經營ニ一定ノ基準ヲ與ヘ、既存事業ハ一應總テ其存続ヲ認メマスケレドモ、小規模ノ工場ニ付テハ指導助成ニ依リ成ルベク速ニ整理ヲ爲サシメルト共ニ、製絲業ニ對シテハ政府ニ於テ之ガ監督取締ヲ加ヘ、尙ホ必要ニ應ジテハ統制ヲ加フルノ權能ヲ保留スルコトニ致シタイト考ヘルノデアリマス、製絲業法案ハ右ノ諸點ヲ要旨トシテ居リマス、之ガ施行ニ依リテ製絲業ノ統制ヲ圖リ、製絲業界全般ノ健全ナル發展ニ資シ

タイト考ヘルノデアリマス、是ガ本業ヲ提  
出シテ所以ノ理由デアリマスガ、本業ハ衆  
議院ニ於テ原案ニ多少ノ修正ガアリマシ  
ケレドモ、本業全體ノ目的ヲ達スルニ於  
テ、大ナル支障ヲ来スモノデハアリマセ  
ス、政府ハ之ニ同意ヲ致シテデアリマ  
ス、何事慎重御審議ノ上進ニ御協賛アラ  
ムコトヲ切望イタシマス

○子爵三重戸龍光君 只今上程サレマシ  
ル製糖業法案ハ、前法案ト同様重要ナル法  
案ト考ヘマスガ故ニ、之ヲ審査ニ要スル  
委員ノ數ヲ十五名ト定メ、議長ニ於テ御指  
名アラムコトヲ希望イタシマス  
○子爵植村淑吉君 賛成  
○議長(公費補用) 三重戸子爵ノ動  
議ニ御異存ゴザイマセヌカ  
〔異議ナシト呼ブガアリ〕  
○議長(公費補用) 御異議ナイト認  
メマス

○議長(公費補用) 特別委員ノ氏名  
ヲ、書記官ヲシテ朗讀イタサセマス  
〔朗讀書記官朗讀〕  
製糖業法案特別委員  
侯爵大隈 信常君 伯爵兒玉 秀雄君  
子爵倉我 壯邦君 子爵藤田 信恒君  
男爵平野 長群君 男爵藤村 義明君

男爵岡田 均平君 藤澤徳之輔君  
藤田 四郎君 宮田 義文君  
坂田 貞君 金杉英五郎君  
磯村豊太郎君 森 廣三郎君  
佐々木八十八君

○議長(公費補用) 産業組合中央金  
庫特別通過及損失補償法案、産業組合法中  
改正法律案、産業組合中央金庫法中改正法  
律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會、  
後藤藤林大臣

産業組合中央金庫特別通過及損失補償  
法案  
右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議  
院法第五十四條ニ依リ及送付候也  
昭和七年九月一日  
衆議院議長 秋田 清

第一條 産業組合中央金庫ハ所屬信用組  
合聯合會又ハ所屬信用組合ニ對シ其ノ  
同定セル債權ヲ資金化シテ金融ノ融通  
ヲ圖ル爲必要アリト認ムルトキハ主務  
大臣ノ定ムル所ニ依リ特別通過ヲ爲ス  
コトヲ得  
第二條 産業組合中央金庫前條ノ規定  
ニ依リ特別通過ヲ爲スハ本法施行ノ日

ヨリ三年トシ其ノ通過ノ期限ハ本法施  
行ノ日ヨリ十五年ヲ越スルコトヲ得ズ  
第三條 産業組合中央金庫法第十四條ニ  
規定スル第十三條第一號ノ規定中貸付  
年限及償還方法ニ關スルモノ並ニ同法  
第十四條ニ規定スル第十三條第二號但  
書ノ規定ハ第一條ノ規定ニ依リ特別通  
過ニハ之ヲ適用セズ

第四條 産業組合中央金庫第一條ノ規  
定ニ依リ特別通過ヲ爲ス爲必要アルト  
キハ産業組合中央金庫法第十七條第一  
項ノ制限ニ拘ラズ産業債券ヲ發行スル  
コトヲ得  
第五條 産業組合中央金庫第一條ノ規  
定ニ依リ特別通過ヲ爲ス爲必要アルト  
キハ特別通過以外ノ通過ヲ爲ス爲産業債  
券ヲ發行スル場合ニ於テ第一條ノ規定  
ニ依リ特別通過ヲ爲ス爲發行スル産業  
債券ノ額ハ産業組合中央金庫法第十七  
條第一項ノ制限ノ計算上之ヲ算入セ  
ズ

第六條 政府ハ第一條ノ規定ニ依リ特別  
通過ヲ爲シタルニ因リテ産業組合中央  
金庫ガ損失ヲ受ケタルトキハ之ニ對シ  
三千萬圓ヲ限リ其ノ損失ヲ補償スルノ  
契約ヲ爲スコトヲ得  
前項ノ損失ヲ決定スル基準ハ大隈大臣  
大隈大臣ニ協議シテ之ヲ定ム  
第六條 第一條ノ規定ニ依リ特別通過ヲ  
爲シタルニ因リテ産業組合中央金庫ノ  
受ケタル損失及其ノ額ハ産業組合中央  
金庫特別通過損失審査會之ヲ決定ス  
産業組合中央金庫特別通過損失審査會  
ノ組織及權限ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム  
第七條 第五條第一項ノ契約ニ基キ政府  
ガ産業組合中央金庫ニ對シテ支拂フベ  
キ損失補償金ハ同條證券ヲ以テ之ヲ支  
付スルコトヲ得  
第八條 政府ハ前條ノ規定ニ依リ交付ス  
ル爲必要ナル額ヲ限度トシ公債ヲ發行  
スルコトヲ得  
第九條 本法ニ依リ交付スル同條證券ノ  
交付價格ハ時價ヲ參照シテ大隈大臣之  
ヲ定ム  
第十條 本法中主務大臣トアルハ農林大  
臣及大隈大臣トス  
附則  
本法施行ノ期日ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム  
産業組合法中改正法律案  
右政府提出案本院ニ於テ修正議決セリ因  
テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也  
昭和七年九月一日

衆議院議長 秋田 清  
貴族院議長 公府徳川家建設

産業組合法中改正法律案  
〔小字ハ衆議院修正文、一、  
同條除ノ符號ナリ〕

産業組合法中左ノ改正ス  
第二條 第一項ニ左ノ但書ヲ加フ  
但シ有限責任タルコトヲ得ル組合ハ左  
ノ各號ノ一ニ該當スルモノニ限ル  
一 前條第四項ノ信用組合ニシテ定款  
ノ定ムル所ニ依リ同條第一項第二號  
乃至第四號ノ事業ヲ兼テゼルモノ  
二 定款ノ定ムル所ニ依リ經濟ニ必要  
ナル物ノミヲ取扱フ購買組合ニシテ  
前條第一項第一號若ハ第二號ノ事業  
又ハ同條同項第四號ノ事業中産業ニ  
必要ナル設備ヲ利用セシムル事業ヲ  
兼テゼルモノ  
第六條ノ二ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ  
第六條ノ三 本法中地方長官トアルハ區  
域ガ道府縣ノ區域ヲ越スル産業組合ニ  
付テハ之ヲ主務大臣トス  
前項ノ規定ニ依ル主務大臣ノ職權ノ一  
部ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ地方長  
官ニ委任スルコトヲ得  
第九條 第一項第五號ノ次ニ左ノ一號ヲ加  
フ  
五ノ二 保證責任組合ニ在リテハ保證  
金額ニ關スル規定

第十條ノ二 法人ハ産業組合ノ組合員ヲ  
ルコトヲ得ズ但シ農事實行組合、養蠶  
實行組合其ノ他命令ヲ以テ定ムル法人  
ハ此ノ限ニ在ラズ  
前項但書ノ法人ノ産業組合ノ組合員ト  
爲ルニ付必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之  
ヲ定ム  
第十條ノ三 農事實行組合ハ一定ノ地區  
内ノ農業者ヲ以テ之ヲ組織シ組合員ノ  
共同ノ利益増進ヲ圖ルヲ以テ目的ト  
ス  
農事實行組合ハ法人トス  
農事實行組合ノ地區ハ都府其ノ他之ニ  
準ズル區域トス  
第十條ノ四 製糖業組合法第二十條乃至  
第二十六條及第四十一條ノ規定ハ農事  
實行組合ニ之ヲ準用ス  
第十條ノ五 組合員タル法人ガ其ノ財産  
ヲ以テ債務ヲ完済スルコト能ハザル場  
合ニ於テハ法人ノ組合員ノ全員ハ其ノ  
法人ガ産業組合ニ對シ負擔スル一切ノ  
債務ニ付連帶無限ノ責任ヲ負擔ス  
第十條ノ六 組合員タル法人ハ其ノ組合  
員ガ脱退シタルトキハ遲滞ナク産業組  
合ニ之ヲ通知スベシ  
前項ノ場合ニ於テハ脱退シタル組合員  
モ亦其ノ通知ヲ爲スコトヲ得  
第十條ノ七 組合員タル法人ノ組合員ガ  
其ノ法人ヨリ脱退シタル場合ニ於テハ

脱退シタル組合員ハ前條ノ脱退ノ通知  
前ニ生ジタル法人ノ産業組合ニ對スル  
債務ニ付其ノ脱退ノ通知後二箇年間第  
十條ノ五ノ規定ニ依リ責任ヲ負擔ス  
第十條ノ八 組合員タル法人ニ加入シタ  
ル組合員ハ其ノ加入前ニ生ジタル法人  
ノ産業組合ニ對シ負擔スル債務モ亦第  
十條ノ五ノ規定ニ依リ責任ヲ負擔ス  
第三十一條ノ三 理事ハ少クとも毎事業  
年度一四回總會ヲ開クコトヲ要ス  
第三十二條中「第六十條」ヲ制ル  
第四十七條ニ左ノ但書ヲ加フ  
但シ定款ヲ以テ六箇月ト爲スコトヲ得  
第四十八條ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ  
第四十八條ノ二 組合ハ定款ノ定ムル所  
ニ依リ定款ニ違反シタル組合員ニ對シ  
過重金ヲ課スルコトヲ得  
第五十條 第一項ヲ左ノ如ク改ム  
定款ヲ以テ組合ノ存立時期ヲ定メタル  
ト否トヲ問ヘズ組合員ハ六箇月前ニ豫  
告ヲ爲シ事業年度ノ終ニ於テ脱退スル  
コトヲ得但シ第四十七條但書ノ規定ニ  
依リ事業年度ヲ六箇月ト爲シタル組合  
ニ在リテハ豫告ハ三箇月前ニ之ヲ爲ス  
ヲ以テ足ル  
第六十二條ノ二 組合定款ニ定メタル存  
立時期ノ満了ニ因リテ解散シタル場合  
ニ於テハ組合員ノ三分ノ二以上ノ同意  
ヲ以テ組合ヲ繼續スルコトヲ得此ノ場

合ニ於テハ存立時期満了ノ日ヨリ一箇  
年內ニ認可ヲ申請スルコトヲ要ス  
前項ノ繼續ニ同意セザル組合員ハ組合  
繼續ノ時ニ於テ脱退シタルモノト看做  
ス  
第七十六條第二項中「及購買組合聯合會」  
ヲ制ル  
第七十六條ノ三 道府縣ヲ區域トスル備  
用組合聯合會ハ定款ノ定ムル所ニ依リ  
所屬組合又ハ所屬聯合會ニ對シ手形ノ  
割引ヲ爲スコトヲ得  
第七十七條第二項ヲ左ノ如ク改ム  
産業組合聯合會ノ組織ハ保證責任トス  
同條第三項中「保證責任産業組合聯合會」  
ヲ「産業組合聯合會」ニ改ム  
第七十九條第三項ヲ制ル  
第八十條ノ二 産業組合聯合會ノ所屬組  
合及所屬聯合會ノ有スベキ出資口數ハ  
百口ヲ越スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事  
由アルトキハ定款ノ定ムル所ニ依リ五  
百口迄之ヲ増加スルコトヲ得  
第八十一條中「本章ニ規定アルモノ」ノ下  
ニ「及第十條ノ五乃至第十條ノ八ノ規定」  
ヲ加ヘ同條但書ヲ左ノ如ク改ム  
但シ第七條中七人以上トアルハ之ヲ二  
人以上トシ第六十二條第一項第四號中  
七人未満トアルハ之ヲ二人未満トス  
第九十二條中「第五條乃至第七條」ヲ「第  
五條乃至第六條ノ二、第七條」ニ改ム

附則

第一條 本法施行ノ期ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二條 本法施行前ニ設立シタル有限責任ノ組合(第二條第一項但書ノ改正規定ニ據ル組合ヲ除ク)又ハ聯合會ニ付テハ本法施行ノ日ヨリ三箇年ヲ限リ第二條第一項但書及第七十七條ノ改正規定ニ依ラズ仍舊前ノ規定ニ依ル

第三條 前條ノ組合ハ同條ノ期間内ニ總會ニ於テ總會員ノ半数以上出席シ其ノ議決權ノ四分ノ三以上ヲ以テスル決議ニ依リ其ノ組織ヲ變更シ保證責任ノ組合ト爲スコトヲ得

前項ノ組織變更ニ同意セザル組合員ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ組織變更ノ時ニ於テ脱退シタルモノト看做ス

前二項ノ規定ハ前條ノ聯合會ニ之ヲ準用ス

第四條 附則第二條ノ組合又ハ聯合會ニシテ同條ノ期間内ニ其ノ組織ヲ變更シテ左ニ掲グル組織ト爲サザルモノハ其ノ期間満了ノ日ニ於テ解散ス

一 組合ニ在リテハ保證責任又ハ無限責任

二 聯合會ニ在リテハ保證責任

第五條 第十條ノ二第一項ノ改正規定ニ依リ産業組合ノ組合員タルコトヲ得ザル法人ニシテ本法施行ノ際現ニ産業組

合ノ組合員タルモノハ當分ノ内ハ其ノ組合員タルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第十條ノ五乃至第十條ノ八ノ規定ヲ適用セズ

第六條 農林業組合法第二十三條第二項第一號中「第一號乃至第三號、第十號及第十一號」ヲ「第一號、第二號及第四號」ニ改メ同條同項中第二號ヲ削リ第三號ヲ第二號トシ第四號ヲ第三號トス

第七條 農林業組合法第二十六條ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ民法第四十八條及第七十七條中一週間トアルハ之ヲ二週間トス

産業組合中央金庫法中改正法律案右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和七年九月一日

衆議院議長 秋田 清

貴族院議長 公府徳川家達

産業組合中央金庫法中改正法律案

産業組合中央金庫法中左ノ通改正ス

第五條第二項ヲ左ノ如ク改ム

産業組合聯合會ノ有スベキ出資口數ハ千口ヲ、産業組合ノ有スベキ出資口數ハ五百口ヲ超スルコトヲ得ズ

第七條中「本法ニ別段ノ規定アルモノ」ノ下ニ「及産業組合法第十條ノ五乃至第十條ノ八ノ規定ヲ加フ

第八條第一項中「營業稅」ヲ「營業收稅」ニ改ム

改ム

第十五條 産業組合中央金庫ハ左ノ方法ニ依リノ外業務上ノ餘裕金ヲ運用スルコトヲ得ズ

一 國債證券、地方債證券又ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル有價證券ノ買入ヲ爲スコト

二 大藏省預金部若ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル銀行ヘノ預金又ハ郵便貯金ト爲スコト

三 産業組合聯合會又ハ産業組合ニ對シ短期貸付ヲ爲スコト

前項ノ餘裕金運用ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十三條中「一箇年」ヲ「六箇月」ニ改ム

第二十五條第二項中「農商務大臣」ヲ「農林大臣」ニ改ム

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム但シ第二十三條ノ改正規定ハ昭和八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

(國務大臣後藤文夫君演壇ニ登ル)

○國務大臣(後藤文夫君) 只今議院トナリマシテ政府提出ノ三案ノ理由ヲ御説明申上ゲマス、現下經濟界ノ異常ナル不況ノ結果、農村都市ニ於ケル中小業者ノ主要ナル金融機關デアリマス信用組合及信用組合聯合會ノ貸付ノ中ニハ、固定貸付トナリ居ルモノ

ガ少クナイ、デゴイマス、之ガ爲ニ産業組合ノ活動ヲ限制シ、金融ノ便ヲ來セ、是等ノ小業者ノ困窮シキモノガゴザイマス故ニ、信用組合及信用組合聯合會ノ固定セル債權ヲ資金化シテ、金融ノ融通ヲ圖ルコトガ極メテ緊要ナリデゴイマス、仍テ此法案ヲ提出イタシマシテ、産業組合ノ中程金融機關デアル産業組合中央金庫ヲシテ特別融通ヲ爲サシメ、之ニ依リテ生ズル同金庫ノ損失ハ三千万圓ヲ限度トシテ政府ニ於テ之ヲ補償セムトスルノデアリマス、而シテ其損失ノ決定ヲ公正ナラシムル爲、勅令ヲ以テ産業組合中央金庫特別融通損失審査會ヲ設ケトシ、又産業組合中央金庫ニ對スル債權ハ公債ノ交付ヲ以テ之ヲ爲シ得ルコトヲ致シタリデアリマス、以上述べマシタル如ク、本案ノ趣旨トスル所ハ、現在ノ便害セル中小業者ノ金融ノ融通ヲ圖ルコトニアリマスカラ、資金融通ノ面ニ當ル産業組合中央金庫ニ對シマシテ、十分ニ監督指導ヲ致シテ、本法ノ運用ニ遺憾ナキヲ期スル考デアリマス、次ニ産業組合法中改正法律案提出ノ理由ヲ御説明イタシマス、申ス迄モナク産業組合ハ中小業者ノ産業及經濟ノ重要ナル機關デアリマシテ、其機關ヲ充實シ、且ツ皆ク之ヲ利用セシムルコトハ、現下經濟界ノ異常ナル不況ニ際シマ

シテ、中小業者ガ其産業及經濟ノ更生ヲ圖ルガ爲ニ必要デアルバカリデハゴザイマセヌ、政府ニ於テ行フ資金ノ供給其他ノ施設ヲ徹底セシムル上ニ於テキマシテモ、誠ニ緊要トスル所デアリマス、仍テ此法律案ヲ提出イタシマシテ、産業組合法ノ改正ヲ致サムトスル次第デアリマス、其要旨ヲ簡單ニ申シマスレバ、第一ニハ此際産業組合ノ信用限度ヲ擴張イタシマシテ、資金ノ融通ヲ圖滑ナラシムルガ爲、個々ノ組合ニ於テハ市街地ニ於ケル信用組合及經濟必要品ノミヲ取扱フ購買組合ヲ除キマス外ハ、其責任ヲ保證責任又ハ無限責任ノ組織ト致シマシテ、聯合會ニ於テハ總テ保證責任ノ組織ト致シ、現在ノ有限責任ノ組合又ハ聯合會ハ、今後一定ノ期間ニ其組織ヲ變更セシムルコトヲ致スノデアリマス、此期間ニ付キマシテハ政府ハ原案ニ於テ三年間トシテ提案シタリデアリマス、衆議院ニ於テハ、之ヲ五年ニ修正セラレタリデアリマス、政府ノ趣旨ト多ク異ナル所ハナイノデアリマスカラ、政府ハ之ニ同意ヲ致シタリデアリマス、第二ニハ産業組合ノ活動ヲ促進シ、農家ヲシテ耕作組合ヲ利用セシムルノ途ヲ開カガ爲ニ、現ニ農村ニ發達シテ居リマス農事實行組合ヲ簡易ナ法人ト致シマシテ、養蠶實行組合ト共ニ其組合ノ儲テ

産業組合ノ組合員トナリ得ルモノト致スノデアリマス、第三ニハ道府縣區域ノ信用組合聯合會ノ機能ヲ徹底セシムルガ爲ニ、手形割引ヲ爲シ得ルコトヲ致シマシテ、第四ニハ産業組合聯合會ノ資力ヲ充實イタシマセムトスルノデアリマス、以上ガ改正案ノ要旨デゴイマス、次ニ産業組合中央金庫法中改正法律案提出ノ理由ヲ御説明イタシマス、産業組合中央金庫ノ機能ヲ充實イタシマスコトハ、漸次其必要ガ緊切トナリ、多量ノ相違ナイノデアリマス、仍テ此ニ同金庫ノ組織者ノ有スベキ出資口數ノ増加、餘裕金運用方法ノ擴張、事業年度ノ改正ヲナスノ必要ヲ認メマシテ、本改正法律案ヲ提出スル次第デゴイマス、以上各案ノ例年連ニ御審議アラムコトヲ望ミマス

○子爵三浦重光君 只今一括シテ上程サレマシタ産業組合ニ關スル三案ハ、是亦重要ナル法案ト認メマスルガ故ニ、之ガ審査ニ要スル委員ノ數ヲ十五名ト定メ、議長ニ於テ御指省アラムコトヲ望ミマス

○子爵橋本武吉君 賛成

○議長(公府徳川家達君) 三室戸子爵ノ勸諭ニ御異存ゴザイマセヌカ

(異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(公府徳川家達君) 御異議ナイト認メマス、特別委員ノ氏名ヲ、書記官ヲシテ御議ヲ致サセマス

(小林書記官朗讀)

産業組合中央金庫特別融通及損失補償法案特別委員

公府一 實業君 後藤大久保利政君

子爵前田 利定君 子爵西尾 忠方君

水野純太郎君 男爵森松 純一君

男爵尾立 豐君 男爵伊江 朝助君

西野 元君 馬場 泰平君

各務 鎌吉君 田村 新吉君

青澤 重雄君 吉田洋治郎君

松本壽太郎君

○議長(公府徳川家達君) 御異議ガナケレバ本日ハ是ニテ議會イタシマス、次ノ議事日程ハ本院議報ヲ以テ御通知ニ及ビマス、本日ハ是ニテ散會イタシマス……

午後四時四十二分散會

以上九月二日官報

九月三日迄一日間帝國議會會期ノ延長ヲ命ス

御名 御璽

昭和七年九月二日

内閣總理大臣 子爵 齋藤 實

大藏大臣 高橋 是清

内務大臣 男爵 山本 達雄

外務大臣 伯爵 内田 康哉

鐵道大臣 三土 忠雄

陸軍大臣 荒木 貞夫

文部大臣 鳩山 一郎

海軍大臣 岡田 啓介

司法大臣 小山 善吉

逓信大臣 南 弘

農工大臣 男爵 中島久高君

農林大臣 後藤 文夫

拓務大臣 永井柳太郎

以上 九月二日官報

議事日程 第八號

昭和七年九月二日

午前十時開議

第一 不動産擔保及損失補償法案(政府提出、衆議院送付) 第一讀會

第二 昭和七年法律第六號中改正法律案(政府提出、衆議院送付) 第一讀會

第三 商業組合法案(政府提出、衆議院送付) 第一讀會

第四 商品取換法案(政府提出、衆議院送付) 第一讀會

第五 山村住民救済ニ關スル請願(文書第五十號) 會

第六 傷痍軍人待遇改善ノ請願 會

第七 中小商工業者救済ノ請願 會

第八 山村住民救済ニ關スル請願(文書第六十號) 會

第九 北海道千歲村ニ飛行場設置ノ請願 會

第十 德登鐵道株式會社救済請願書 會

○農林部(金部近衛文相) 書記官ヲシテ報告ヲ致サセマス

(小林書記官) 昨一日衆議院ヨリ左ノ政府提出案ヲ受領セ

不動産債権及損失補償法案

昭和七年法律第六號中改正法律案

青森組合法案

商品運送法案

金融債權時効法案

農林負債整理組合法案

同日衆議院ヨリ左ノ報告ヲ提出セリ

農林負債整理組合法案

同日衆議院ヨリ左ノ報告ヲ提出セリ

特別委員會議ニ於テ當選シタル正副委員長ノ氏名左ノ如シ

委員長 公野山彌 有達君

副委員長 子爵井上辰四郎君

本日農林部法案特別委員會ニ於テ當選シタル正副委員長ノ氏名左ノ如シ

委員長 伯野兒玉 秀雄君

副委員長 男爵松岡 均平君

委員 男爵松岡 均平君

委員 男爵松岡 均平君

委員 男爵松岡 均平君

委員 男爵松岡 均平君

委員 男爵松岡 均平君

委員 男爵松岡 均平君

委員 男爵松岡 均平君

委員 男爵松岡 均平君

委員 男爵松岡 均平君

委員 男爵松岡 均平君

委員 男爵松岡 均平君

委員 男爵松岡 均平君

委員 男爵松岡 均平君

委員 男爵松岡 均平君

委員 男爵松岡 均平君

委員 男爵松岡 均平君

委員 男爵松岡 均平君

委員 男爵松岡 均平君

委員 男爵松岡 均平君

委員 男爵松岡 均平君

委員 男爵松岡 均平君

委員 男爵松岡 均平君

委員 男爵松岡 均平君

委員 男爵松岡 均平君

農林負債整理組合法案

第一條 負債整理組合ハ隣保共助ニ依リ

組合員タル農業者、漁業者又ハ林業者

ノ負債ヲ整理シ其ノ經濟ノ更生ヲ圖ル

ヲ以テ目的トス

前項ノ負債ハ民法上ノ金融債權ニシテ

組合設立前ニ生ジタルモノニ限ル

第二條 負債整理組合ハ其ノ目的ヲ達ス

ル爲メ左ノ事項ヲ行フ

一 組合員ノ負債債權計及經濟更生

計及ノ爲メ

二 組合員タル債務者及其ノ債權者間

ニ於ケル負債ノ金額、利率、償還期

限、償還方法其ノ他ノ條件ノ緩和ニ

關スル決定ヲ行フ

三 組合員ニ對シテ負債整理資金ノ貸

付

四 前各號ニ掲グルモノノ外組合員ノ

負債整理ニ必要ナル事項

前項第二號ノ規定ニ依リ決定セラザル

トキハ負債整理組合ハ命令ノ定ムル所

ニ依リ市町村負債整理委員會ニ對シテ

ノ決定ノ執行ヲ請求スルコトヲ得前項

ノ事項ヲ行フ費用組合及命令ヲ以テ定

ムル法人ニ付スル也

市町村負債整理委員會ノ組織、權限其

ノ他必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定

ム

第三條 組合員ノ負債整理ノ爲メ所有地

權分スル場合ニ於テ組合員タル小作人其

ノ他ノ者其ノ土地ヲ購入セントスルトキハ

負債整理組合ハ土地購入資金ノ貸付ヲ爲

スルコトヲ得

第四條 負債整理組合ハ法人トス

第五條 負債整理組合ハ一定ノ地域内ニ

居住スル者ヲ以テ之ヲ組織ス

第六條 負債整理組合ハ其ノ組織ニ關シテ

前項ノ規定ニ依リ之ヲ定ム

第七條 負債整理組合ハ其ノ組織ニ關シテ

前項ノ規定ニ依リ之ヲ定ム

第八條 負債整理組合ハ其ノ組織ニ關シテ

農林負債整理組合法案

第九條 負債整理組合ハ其ノ組織ニ關シテ

前項ノ規定ニ依リ之ヲ定ム

第十條 負債整理組合ハ其ノ組織ニ關シテ

前項ノ規定ニ依リ之ヲ定ム

第十一條 負債整理組合ハ其ノ組織ニ關シテ

前項ノ規定ニ依リ之ヲ定ム

第十二條 負債整理組合ハ其ノ組織ニ關シテ

前項ノ規定ニ依リ之ヲ定ム

第十三條 負債整理組合ハ其ノ組織ニ關シテ

前項ノ規定ニ依リ之ヲ定ム

第十四條 負債整理組合ハ其ノ組織ニ關シテ

前項ノ規定ニ依リ之ヲ定ム

第十五條 負債整理組合ハ其ノ組織ニ關シテ

前項ノ規定ニ依リ之ヲ定ム

第十六條 負債整理組合ハ其ノ組織ニ關シテ

前項ノ規定ニ依リ之ヲ定ム

第十七條 負債整理組合ハ其ノ組織ニ關シテ

前項ノ規定ニ依リ之ヲ定ム

第十八條 負債整理組合ハ其ノ組織ニ關シテ

前項ノ規定ニ依リ之ヲ定ム

第十九條 負債整理組合ハ其ノ組織ニ關シテ

前項ノ規定ニ依リ之ヲ定ム

第二十條 負債整理組合ハ其ノ組織ニ關シテ

前項ノ規定ニ依リ之ヲ定ム

第二十一條 負債整理組合ハ其ノ組織ニ關シテ

前項ノ規定ニ依リ之ヲ定ム

第二十二條 負債整理組合ハ其ノ組織ニ關シテ

前項ノ規定ニ依リ之ヲ定ム

第二十三條 負債整理組合ハ其ノ組織ニ關シテ

前項ノ規定ニ依リ之ヲ定ム

第二十四條 負債整理組合ハ其ノ組織ニ關シテ

前項ノ規定ニ依リ之ヲ定ム

第二十五條 負債整理組合ハ其ノ組織ニ關シテ

前項ノ規定ニ依リ之ヲ定ム

第二十六條 負債整理組合ハ其ノ組織ニ關シテ

前項ノ規定ニ依リ之ヲ定ム

第二十七條 負債整理組合ハ其ノ組織ニ關シテ

前項ノ規定ニ依リ之ヲ定ム

第二十八條 負債整理組合ハ其ノ組織ニ關シテ

前項ノ規定ニ依リ之ヲ定ム

農林負債整理組合法案

第二十九條 負債整理組合ハ其ノ組織ニ關シテ

前項ノ規定ニ依リ之ヲ定ム

第三十條 負債整理組合ハ其ノ組織ニ關シテ

前項ノ規定ニ依リ之ヲ定ム

第三十一條 負債整理組合ハ其ノ組織ニ關シテ

前項ノ規定ニ依リ之ヲ定ム

第三十二條 負債整理組合ハ其ノ組織ニ關シテ

前項ノ規定ニ依リ之ヲ定ム

第三十三條 負債整理組合ハ其ノ組織ニ關シテ

前項ノ規定ニ依リ之ヲ定ム

第三十四條 負債整理組合ハ其ノ組織ニ關シテ

前項ノ規定ニ依リ之ヲ定ム

第三十五條 負債整理組合ハ其ノ組織ニ關シテ

前項ノ規定ニ依リ之ヲ定ム

第三十六條 負債整理組合ハ其ノ組織ニ關シテ

前項ノ規定ニ依リ之ヲ定ム

第三十七條 負債整理組合ハ其ノ組織ニ關シテ

前項ノ規定ニ依リ之ヲ定ム

第三十八條 負債整理組合ハ其ノ組織ニ關シテ

前項ノ規定ニ依リ之ヲ定ム

第三十九條 負債整理組合ハ其ノ組織ニ關シテ

前項ノ規定ニ依リ之ヲ定ム

第四十條 負債整理組合ハ其ノ組織ニ關シテ

前項ノ規定ニ依リ之ヲ定ム

第四十一條 負債整理組合ハ其ノ組織ニ關シテ

前項ノ規定ニ依リ之ヲ定ム

第四十二條 負債整理組合ハ其ノ組織ニ關シテ

前項ノ規定ニ依リ之ヲ定ム

第四十三條 負債整理組合ハ其ノ組織ニ關シテ

前項ノ規定ニ依リ之ヲ定ム

第四十四條 負債整理組合ハ其ノ組織ニ關シテ

前項ノ規定ニ依リ之ヲ定ム

第四十五條 負債整理組合ハ其ノ組織ニ關シテ

前項ノ規定ニ依リ之ヲ定ム

第四十六條 負債整理組合ハ其ノ組織ニ關シテ

前項ノ規定ニ依リ之ヲ定ム

第四十七條 負債整理組合ハ其ノ組織ニ關シテ

前項ノ規定ニ依リ之ヲ定ム

第四十八條 負債整理組合ハ其ノ組織ニ關シテ

前項ノ規定ニ依リ之ヲ定ム























ハ、先期ノ御質問ノ中ニモ、クヤウデア  
マラスガ、一體今日ノ時局ハ私共ガ考  
マラスレバ、吾等自分ノ義務ヲ盡ル、法律  
ヲ尊重シナイ、義務ヲ怠ルト云フコトガ今  
日ノ通弊ノヤウニ考ヘルノデアリマス、デ  
アリマスルカラ、司法官、殊ニ司法官局ト  
致シマシテハ法律尊重、法律上ノ義務ヲ嚴  
守スルト云フ觀念ヲ一般ニ植付ケルコトガ  
最も必要ナルコトデハナイカ、然ルニ本法  
ノ如ク眞ニ救済ヲ必要トスルモノニハ、其  
目的ヲ達スルノニ十分デアラ、動モスレ  
バ罪人ニ其罪狀ノ手段ヲ行フ一ツノ便利ヲ  
供スルヤウナレバアル法律ヲ出スト云フ  
コトガ、非常ニ間違ヒデハナイカト思フ  
デアリマス、自力更正ト云フコトハ最も必  
要ナルコトデアリマスガ、申ス迄モナク  
自力更正ト云フコトハ、要スルニ責任觀念  
ニ基キテ自分ノ義務ヲ履行スルト云フコト  
デアル、今日ノ世ノ中ハ、殆ド我々皆自  
己居リマスルノハ、皆責任觀念ニ基キテ自  
分ノ義務ヲ履行シテ居ルノデアリマス、市  
中ニ於ケル人モ其通り、農村ニ於ケル人モ  
其通り、皆自分ノ義務ヲ履行シテ居レバ  
ラスト思ヘバコソ汗水ヲ垂ラシテ働イテ  
ルノデアリマス、然ルニ彼コソテ自分  
ノ義務ヲ履行セズニ、人ノ力ニ依リテ、思  
ハズテ自分ノ責任ヲ免カレヤウト云フヤ  
ウナコトハ、是ハ極ニ已ムヲ得ナイ場合ニ  
極メテ對照的ノ例ノ場合ニ於テノ思ヘラ  
レルモノデ、斯ノ如キ其目的ヲ達スルカド  
ウカ分カラナイヤウナ法案デ、サウ云フ間

接ニ人ノ心ノ裏ヲ穿テタルヤウナ法案ト  
云フモノハ、チウ云フ大體觀念カラ見マシ  
テモ、極メテ此時ニ不適當ナ法案デハナ  
イカト考ヘルノデアリマス、餘リ時間ヲ取  
リマスト又御叱リヲ受ケルカト考ヘマスガ  
ラ、是クテノコトヲ御答テラシメタイと思  
ヒマス  
○國務大臣小山操吉君演説ニ登ル  
○國務大臣(小山操吉君) 只今岩田君ヨリ  
御質問ガゴザイマシテ、其第一點ハ此法案  
ニ依リテドウシテ時局ガ救ヘレルカ、債務者  
ノ救済ガ出来ルカト云フ御質問デアリマ  
ス、先期本業ノ説明ヲ致シマスル時ニ申  
マシタ如ク、此金債債務臨時停付法ハ、現  
在ノ時局ニ不況ノ此時局ニ極メマシテ、之  
ヲ打開スル一方法トシテ、負債ノ整理ヲス  
ルコトニ依リマシテ、中小農工商業者其他  
一般救済ナル債務者ニ、自力更正ノ機會ヲ  
與ヘヤウト云フ御質問デアリマス、岩田君  
對シテ詳シク申上ルル必要ハナイと思フ  
デアリマスガ、只今ノ民事訴訟ナルモノ  
ハ其結果ヲ得ルコトガ極メテ困難デアリ  
マス、民事訴訟法ヲ改正イテシマシテ、訴  
訟ノ進行ヲ速メテ債務者ノ救済ヲ得ル  
コトヲ望ムスレバ、マア債務者側カラ申  
マシマス、債務者ノ満足ヲ得ルヤウナ結果  
ヲ得ナイコトモ多クデアリマス、蓋シキニ  
ハ債務者ガ訴訟代理人ヲ選ンデ訴訟ヲ申  
サセテ、其結果ヲ得ナイ、ソレモ長イ間事  
件ハ引伸バシテ、而シテ判決ヲ受ケル、  
判決ヲシマシテ後ハドウナルカト云フト、

同一ノ村ニ於テアレバ自分ヲ訴ヘタルガ、  
自分ノ家ニ強制執行ヲ科セタルト云フヤウナ  
コトニ依リテ、農村ノ關係共助ノ精神ヲ發  
スルノデアリマス、是ハ我が日本ノミデ  
ハナイノデアリマシテ、近來歐羅巴ノ法制  
ノ研究ヲシテ居リマスルモノガ現在ノ民事  
訴訟、英吉利ノ別デアリマス、民事訴訟ハ  
行時ヲ展ル、何トカ打開シテシケレバイカ  
ス、訴訟ヲ致シマスルト本人ガ債務シテ居  
テ申シマスルノニ、度々是ハ開クノデアリ  
マスガ、自分ノ額ノ金錢ノ争ヒヲシナイ  
デ、辯護士ハ民事訴訟法ノ議論ヲシテ居ル  
千圓貸シタルカ、五百圓貸シタルト云フ訴  
訟デアルノニ、抗辯ヲ爲シ此訴訟ノ書方ガ  
難イト云フノデ二度モ、三度モ法廷ヲ開ク  
ト首ヲウナコトバカリシテ居ルト云フヤ  
ウナ状況デアリマスルカラ、現在ノ民事訴  
訟法ノ適用ニ依リテ、負債ノ整理ヲスル  
コトハ到底望ミ得ラレナイ考ヘタ  
デアリマス、一面ニ於テハ大正十三年大震  
火災後ニ實施イテシマシテ、此大震火災後  
東京附近ノ地區ト致シテヤリマシテ借地借  
家ノ非常ナ困難ヲ、訴訟ニ依リテ到底解決  
スルコトヲ得スト考ヘマシテ、借地借家  
停付法ニ依リテ非常ナ好イ成績ヲ得テ居ル  
ノデアリマス、ソレニ繼ギテ今日ノ農村其  
他、中小農工商業者ノ負債何トカシテ整理  
シナレバナラヌト云フ立場カラ見マシ  
テ、一方ニ於テハ負債整理組合等ノ案モ  
アリマスガ、裁判所ガ今迄ノヤウニ權利義  
務一點張りデヤ、テ居ル時デハナイ、民事

訴訟法ノニ依リテ解決ヲスル時デハナイ  
ト云フコトニ著眼イテシマシテ、此法案ヲ  
立案イテシテ審議デアリマス、是ハ極メテ  
「アム」デアルトカ、特引デアルト云フヤ  
ウナ御説デアリマシテ、チウ云フ風ニ見  
レル、併シ當局ハチウデナイト云フケレバ  
モ、チウデアルト云フ風ニ御質問ノヤウデ  
アリマスガ、決シテチウデハナイノデアリ  
マス、岩田君ノ案ヘテ居リマスヤウニ、義  
務觀念ノニ依リテ清減シ、又ハ義務觀念ヲ  
無クスルヤウナ傾向ヲ生ズルト云フコト  
ハ、御同僚諸君ベキコトデアリマスガ、  
此法案ニ依リテ停付シテ、チウシテ自力  
更正ノ途ヲ開イテヤウウト考ヘテ居リマス  
モノハ、誠實ナル債務者デアリマス、借金  
ヲ借附チウ、「モラトリアム」ニ依リテ何時  
迄モ換ハズニ居ラウト云フヤウナ者ハ、此  
法ニ依リテ救済ハシタルナイノデアリマ  
ス、チウ云フ御質問デアリマシテ、今御申  
申上ルルノハ極メテデアリマスガ、農村ノ状  
況ナドヲ御見マシテ、眞ニ債務者  
濟シタイと思ヒマシテモ、眞ニ債務者  
田代ノ代金又ハ肥料ノ代金、其代金ナドノ  
計算ガ能ク出来ナイ人ガアリマス、債務者  
ノ方カラ明瞭ガ別レタルカシテ書文ヲ書  
ヘバ、判子ガ押シテ居ルカ、判子ヲ元本  
入レト云フヤウナ風ニ債務者ノ増加シテ行  
クノデアリマス、是ハ到底辯護士諸君ニ頼  
ンデハ救済ノ出来ナイコトデアルト我々ハ  
考ヘタ、チウ云フ大震デアリマスガ、此  
際ハ所謂非常時デアリマシテ、臨時停付法

ト云フモノニ依リテ、是ハ救済スルノガ道  
當ラト云フ趣意ニナラシメデアリマス、是  
ハ詳シク申上ガマセデモ、岩田君ノ御承  
知デアラウト思フデアリマス、第二ノ御  
質問ハ此第七條ニ依リテ裁判ト云フモノハ、  
是ハ憲法上違反ナルノデアリナイカト云フ  
御質問デアリマス、是ハ議論ヲ致シマスレ  
バ極分議論ノ種子ニナルコトカト思ヒマ  
ス、併ナガラ司法官ガ之ヲ立案イテシマス  
ルノニハ、前例ノナイコトヲヤクサシテ  
イノデ、大正十三年ノ法律十六號ト申シマス  
ルモノハ、借地借家臨時停付法デアリマス、  
是ハ矢張り地代、家賃、敷金其他ノ條件ガ  
著シク不當デアリマス時分ニ、其雙方ノ債  
務關係ヲ公平ナラシムル爲ニ、裁判所ガ條  
件ノ變更ヲ命ジテ裁判ヲ爲スコトガ出来ル  
趣旨デアリマシテ、是モ矢張り臨時停付法  
許シテ、同法律ハ大正十三年ヨリ五箇年間  
施行シテ、是モ相當ナ成績ヲ得テ居ル  
時ノ法律デアリマス、之ニ繼ギテノデアリ  
マスカラ、此時ニ於テ憲法違反論ガ出テ居  
ナイノデアリマスガ、今度ノ法律ヲ憲法  
違反ト云フコトハ私ハ考ヘナイデモ宜シ  
イ、又憲法違反ニ非ズト信ジテ居ルノデア  
リマス、第三ノ御質問ハ三年間延期シナイ  
デ、永久延期スルコトニナリ、永久ニ權利  
關係ヲ變更シ、債務關係ニ變更スルト云フ  
コトガ不當デアルト云フ御質問デアリマス  
ガ、臨時ノ處理法ヲ作リマス場合ニ於テハ、  
ドウモチウ云フ結果ニナルラウト思フノ  
デアリマス、御質問ノ此三年間ト云フノハ

本法施行ノ日ヨリ三年間其效力ヲ有スト  
アリマス、ソレカラ三年間停付ノ申立テテ債  
權者又ハ債務者ハ爲スコトヲ得ト云フ趣意  
デアリマス、一旦爲シマシテ停付ノ和解ノ  
效力ヲ有ス、裁判モ又即時執行ヲ爲シテ後  
ニ確定イテシマスレバ、矢張り確定力ヲ持  
テ裁判デアリマスガ、ソレハ三年間停付  
イコトハ是ハ申上ルルマデモナク御承知ノ  
通りデアラウト思フノデアリマス、尙ホ本  
法ノ必要ナル經過規定ハ命令ヲ以テ決定  
ルコトニナラシメマス、尙ホ最後ニ御意見  
ト致シマシテ、司法部ハ斯ウ云フ時局ニ際  
シテモ權利義務ヲ尊重スル觀念ヲ忘レナイ  
ヤウニ、チウ云フ趣旨ヲ何處マデモ尊重  
ベキデアルト云フコトハ是ハ御同僚デアリ  
マス、ソレデ私共司法部ニ居リマスモノ  
ハ此法案ヲ、斯ノ如キ法案ヲ作テハドウ  
カト云フ民間ノ聲ガ大分アリマシタ際ニ、  
非常ニ考ヘタノデアリマス、熱慮ニ熱慮  
重ネマシテ結果、唯司法部ノ意見ト云フコ  
トデハ色ニナ議論ガ起ルコトヲ慮レマシ  
テ、在野法曹、東京ノ辯護士會長、又ハ其  
他ノ有識者、學者、經驗ノアルヤウナ人  
御意見モ聞キ、司法部内ノ相當人ガ案ヲ  
マシテ、數回是ハ意見ヲ編メテ、斯ウ云フ  
風ニナラシメデアリマス、ソレデ申上ガ  
御答ト致シテ置キマス  
○國務大臣(小山操吉君) 只今岩田君ヨリ  
カチ一貫シテ、憲法ノ違反ナリヤ否ヤト  
云フ點ニ關シマシテ、只今借地借家臨時處  
理法ノ前例ガアルト云フ御質問デアリマス

シタガ、借地借家臨時停付法ハ是ハ東京位  
ニ神奈川ニ於ケマスル地帯ノ爲ニ生ジマシ  
タ非常ナ状況ノ變化ニ對シマシテ、借地借  
家ノ條件ヲ一時變更スル必要ガアルノデ、  
其實體法ヲ定メル趣旨デアラウト居ルノデア  
リマス、名目モ停付法トハ言フテ居リマセ  
デアリマスルカラ民法ノ一部變更ト見テモ  
差支ヘナイ法律デアリノデアリマス、併ナ  
ガラ本案ハ純然タル停付法ト云フノデアリ  
マシテ、手續法デアリマス、デアリマスル  
カラ其立法ノ精神ニ於キマシテ、兩者間ニ  
ハ非常ナ相違ガアルト云フコトガ申上  
ガテ置キマシテ、只今ノ質問ハ此程度デ打  
切リタイと思ヒマス  
○國務大臣(公費福川君演説) 是ニテ通告者ハ  
終了ヲ告ゲマシテ  
○土方君 簡單ニ御質問ヲ致シタウゴザ  
イマス、此處デ宜シウゴザイマスガ  
○國務大臣(公費福川君演説) 宜シウゴザイ  
マス  
○土方君 我々岩田君ノ見解ノ御議論モ  
ゴザイマシタガ、我國ノ現狀ニ照ラシ、新  
ノ如キ停付法ハ時宜ニ適シタモノト信ジテ  
贊成スルモノデアリマスガ、此法律ガ實施  
セラレルニ付キマシテハ、其人間、裁判官  
ガ大切デアル、其點ニ付テ伺ヒタイ、何レ  
裁判所ノ事務ガ殖エマスカラ、増員ニナル  
コトデアラウト思ヒマス、増員ニナル  
員ノ費用ガ御要求ニナラシ居ルカト思ヒマ  
ス、併ナガラ裁判所ノ事務ト云フモノ  
ハ、多クハ任官後年數ノ新シイモノデアリ

マシ、全國ニ我國ノ裁判官ノ仕組ト云フ  
モノハ、裁判官ニナル際ニハ初メハ地方ノ小  
チイ所ニ參リマシテ、眞實裁判所ニ行テ數  
年ヤテ、ソレカラ地方裁判所、地裁院、大  
審院ト年數ヲ重ねルニ依リテ昇進シ、上  
行ク、眞實ニ「梯子」段々上ルヤウニナ  
テ居リマス、下ニ行ク經驗ノ足ラヌ人  
アル、此停付法ノ如キハドウモ少シ貴族  
長クテ功勞ノアル人ガ必要デアラウト思  
ヒマス、又ニ角マア今ノ日本ノ裁判所ハ理  
ニ偏シテ居ル、實情ニ照シナイト云フ批判  
モアル場合デアリマスガ、斯ウ云フ精神  
ナ理窟一方ノ裁判官イモノニハ、老巧ナ  
裁判官ヲ選クコトガ必要ト思ヒマス、唯、  
今ノ制度ガドウ云フコトニナリマスガ、ソ  
レハ私ニハ分リマセズ、少クテモ地方裁判  
所ノ部長ニモナル位ノ經驗ヲ經テ人ヲ、裁  
判所トシテハ待遇上困ルカ知レマセズガ、  
何カソコニ特別ガ設ケテデモ、ドウカ少シ  
經驗ヲ有スル、年モイ、テ世ノ中ノコトガ  
分、テ居ルヤウナ人ニ、此事件ヲ扱ハセルト  
云フヤウニ出来ナイモノデアリマスガ、ソ  
レヲ承リタイ、ソレガ望マシイノデアリマ  
ス  
○國務大臣(小山操吉君演説ニ登ル)  
○國務大臣(小山操吉君) 只今ノ御質問ニ  
御答ヘ致シマス、御尤モノ御質問デアリマ  
シテ、司法部ト致シマシテ今同此法案  
ガ通過イテシマスルト、事務停止ニナリマ  
シテ裁判所ガ復活イテシマス場所ニ關シ  
タシマスル人ト共ニ、百十五名判事ヲ増員





マシテモ、何等之ニ關レテ申サレタコトハ  
ゴザイマセヌ、併ナガラ此種ノ國會ニモ申  
サレマシタガ、八年度ノ豫算ニハ矢張り赤  
字公債ハ出ル、是ハ到底避クベカラザルモ  
ノデアルト云フコトヲ申サレタノデアリマ  
スガ、此度ニ於キマシテモ矢張り八年度ノ  
豫算ニ對シテハ赤字公債ハ若干アルデアラ  
ウ、是ハ免ルベカラザルコトデアルト云フ  
コトゴザイマシタガ、其他別ニ、特ニ申  
上ゲルヤウナコトハ伺ヒマセシタ、爲  
普問ニ付キマシテハ現今御承知ノ通り、  
二月前ト今日ト比ベマシテ、對米爲替  
ガ十弗モ下、テ居ル場合デアリマス、非  
常ニ變化ヲ見ル問題デアリマス、之  
ニ付テ將來ノ對策如何ト云フヤウナコ  
トニ付テハ御質問モアリマシタガ、大  
藏大臣ハ此問題ハ先ツ對外的ニ見ルノ  
モ宜カラウ、又對內的ニ見ルベナラス  
デアル、對外的ニ見ルニ成程二月前カラ十  
弗モ下、テ居ルガ、其割合ニ對內的ニ考  
テ見テ、物價ノ變動ト云フモノハ非常ニ少  
イモノデアル、故ニ對外的ノ方ノ事情ノミヲ  
以テ、對內的ノコトヲ律スルニハ參ラス、  
從テ今日物價ノ低下ト左様ヒトクタイノデ  
アル、故ニ把握ヲ慎カレタコトニ是ガ社會  
ノ各階、各層ヲ通シテ、上下共ニ混亂状態

ニ陥ルナドト云フコトハ、自分ハ考ヘテ居  
ラヌト云フ御話ゴザイマシタ、尙ホ低金  
利政策ニ對シマシタモ、成程運使貯金ノ利  
子モ下ゲ、銀行預金ノ利子モ下ゲ、始メテ  
ウ云フヤウナ方面ニ御考慮ガ行ハレテ居ル  
ノデアリマス、併シテガラチウカト申シ  
テ公債ノ率マデモ下ゲルト云フコトハ、今  
ハ考ヘテ居ラナイト云フコトゴザイマス、  
ソレカラ平價切下ノコトモ出マシタガ、  
是ハ金ノ輸出解禁トノ關係ノアル問題デ  
アラ、今日ノ場合平價切下ノコトハ自分  
ハ考慮シテ居ラス、能ク佛蘭西ノ例ヲ引ク  
ヤウデアリマス、日佛ノ能ク下狀態ガ違  
フノデアル、日本ト佛蘭西トハ狀態ガ違フ  
ノデアル、佛蘭西ノヤウナコトノ能  
クハ參ラスト云フコトデアリマス、要スル  
ニハ平價切下ノ今日其時機ニ非ズト云フ  
御考慮ノヤウゴザイマス、要スルニ是等  
ノ問題ニ對シマシタハ、當ニ申サレマス  
ニハ、例レモ時ヲ待スニアラザレバ根本的  
ノ宜業ハ出来ナイ、時ヲ待スニアラザレバ  
ト申サレテ居ルノデアリマス、但シ其時ハ  
何時來ルノデアリマスカ分リマセヌ、若  
シ左様ナク來ラレバ又其時ニ何トカ考  
ヘベナラスト云フヤウニ伺フコトゴザ  
イマス、次ニ外務方面ノコトニ移リマス、

主ニ是ハ支那、印度ニ關スルコトデアリマ  
ス、支那ニ於キマシテハ日或ハ日  
日貨ト云フ問題ハ申シ消エマセヌ、且  
支那ノ教科書ニモ日ノコトガ顯分顯ハレ  
テ居ルノゴザイマス、新報トコトニ付テ  
ハ心配ハ顯シモ彼ノ所ゴザイマス、  
外務大臣ハ之ニ對シマシタ、勿論是ハ重大  
ナ問題デアラ、決シテ等閑ニ付シテハ居ラ  
ナイ、是ハ重大問題デアラ、常ニ對策  
ヲ以テラスト云フ御質問ゴザイマシタ、ソ  
レカラ印度ハ輸出スル品物、御承知ノ通り  
レカラ印度ハ輸出スル品物、御承知ノ通り  
印度ニハ綿布ガ山積みマシタ、デ印度ニ於  
キマシテハ今日ノ新聞ニモゴザイマス、  
ガ、關稅ヲ引上ゲ、先般引上ゲテ又引上ゲ、  
又將來引上ゲルデアラウト云フ御話デア  
ルノゴザイマス、デ本邦ヨリ印度へ出マス  
所ノ綿布ハ、金額六七十萬圓ニ上ル  
デアリマシタ、又印度カラ本邦へ輸入シ  
タル所ノ綿布ハ、是ガ金額一億圓  
ニ上ルノデアリマス、而シテ日本カラ輸入  
リマス所ノ綿布ニ對シテハ、現今ハ五割ニ  
ナクテ居ル、又關稅ガ低廉スレバ將來亦是  
ガ増シカモ知レヌデアリマス、新報ニ  
對シマシタ高價ヲ提テ向フニ出ス、向フ  
カラハ棉花ガ輸入リマシタ、其棉花  
モ高ク買ハベナラス、一方高ク買フ上ニ

稅高ク買フ上ニ、是ガ彼我ノ貿易上ニ影響  
ガアリマス、之ニ付テハ外務當局ハ細  
力外交手段ニ依リテ談判、交渉ナレ、又交渉  
中デアルト云フコトヲ聞キマシタ、次ニ内  
務ノ方面ニ移リマス、内務ノ方面ニ於キマ  
シテハ今般ノ地方ニ於キマシテ土地賣、是  
ガ相當巨額ニ上ボクテ居リマス、之ニ  
付テ御質問ガアリタノデアリマス、内務省  
地方長官其他地方官兼ガ御承知ノ通り、  
色々大臣ノ御令、御承知ノ通り、ソレニ對シ  
伏シテ居ルヤウデアリマス、事實ハ之  
ニ反シマシタ、是マデ地方ニ關シテマシ  
矢張り色々ノ關係、或ハ有力人物等ノ動  
キニ依リテ、本邦ノ命令通り行ハレヌコト  
ガ多クアルノデアリマス、ソレニ付テ御  
心配ニナクテ居ルノデアリマス、大藏大臣  
其事モ考慮セラレマシタ、左様ナコトノナ  
イヤウニ、十分本邦ノ意見ガ徹底セラレテ、  
是ク其土地ノ賣價ニナルヤウニ心算ナ  
リ、他カラ一時ニ來ル所ノ労働者或ハ風氣  
ノ傳染人ト云フヤウナ者ニ均等スルコトハ  
努メテ避ケテ、土地ノ賣價ハセルヤウナ  
コトニ依リテ、賣價ノ一端ヲ施行シヤウト云  
フ御話ノヤウニ承ハタノデアリマス、次ハ  
文部省方面ニ移リマス、相當質問ゴザイ  
マシタガ、是モ簡單ニ申上ゲテ置キマス、

第一ハ思想及風俗問題ニ關スル質問デアリ  
マス、之ニ付テハ當局者ノ指導條件及方法  
等ニ付キマシテ御質問ガアリマシタガ、當  
局者ハ教育勸導ノ精神ヲ能ク説明ヲ致シ  
テ、ソレニ依リテ人々ニ依リテ手段方法  
ヲ變ヘテ、指導スルコトニ努メテ居ル、大  
體ノ御話ハ左様ゴザイマス、ソレカラ次  
ハ義務教育費負擔ノ増加、是ハ先年モ  
ゴザイマシタガ現今モ又増シタルコトゴザ  
イマス、是デ以テ貧窮村ノ教員ノ俸給其他ヲ  
支拂スルコトニテ居ルノデアリマス、  
ガ、中ニソレガサウ參リマセヌ、増額シレ  
テモ教員ノ俸給不拂ガ懸分アルノゴザイ  
マス、而シテソレガドウ云フモノカ尙他  
方面ニ懸用セラレルト云フコト、此教育費  
ノ補助ハ何等效果ノナイコトガ懸分アル  
デアリマス、新報ナリヒテ行ク以上ニハ、  
殆ド義務教育費ノ補助ハ農村救済同様ニナ  
リ、教育ト云フ名ヲ以テモ其實ハ税ノ未納  
或ハ不納等ノ方面ニ之ガ向テラレヤウニ  
ナク、完全ナ目的ヲ達シテ居ラヌト云フ  
ヤウナ狀態ガアリマス、之ニ付テ當局  
者ニ充分ノ注意ヲ與ヘラレタノデアリマ  
ス、實際新報ナリヒテ其ノ困ルカヲ將來流  
用ノナイヤウニ、殊ニ時局ノ際デアラカラ  
全ク其費途ヲ他ニ向ケナイヤウニシテ置

タイト云フ御質問ガアリ、當局者モソレハ  
了承サレタノデアリマス、尙ホ大學卒業生  
ノ未就職ノコトデアリマス、大學ノ教育ヲ  
受ケマス者ハ、官ニ於キマシテ、又個人、  
父兄ノ上ニ於キマシテ、各約千圓位ハ使  
テ居リマスカ先ツ二千圓程カ、ル、而シ  
テ卒業シテ者ガ先ツ幾イ數字デアリマス  
ガ、七割ガ未就職デアリ、三割ガ就職スル  
状態デアラ、新報ナリヒテ折角金  
ヲカケテモ何ニモナラズデハナイカ、寧ロ  
學校ノ整理等ガ必要デヤナイカト云フヤウ  
ナ御議論ガ出タノデアリマス、ソレニ付テ  
ハ大學等ノ整理ノコトハ御話ガアリマセヌ  
ガ、學校ノ整理ニ付テハ考慮スル、又考慮  
シテ居ルト云フコトデアリマシタ、ソレカ  
ラ女子教育……女子教育ニ付テハ餘り今迄  
改革等ガナイ、男子ノ教育ニ付テハ相當之  
ガ考慮サレテ色々改革サレテ居ルケレドモ、  
女子ノ教育方面ニ付テハ殆ド何モシテ居  
ナイト云フコトニ付キマシタハ、今日高等女  
學校ノ改正ニ付テ現今立案サレテアル、ソ  
レデマア此方デ女子教育ノ方ノ改善モ出来  
ヤウト云フ御話ゴザイマシタ、ソレカラ  
不就職者ノ割合ガ甚ダ不完全デアラ、獨逸  
邊リデハ一萬人ニ對シテ幾ラト云フコト、  
日本デハ百人ニ付テ幾ラト云フコト、勿論此百人

ニ對スル九十九位デアリマス、此率ハ是  
ハ全體ノ數字ノ觀察ニアラズシテ、代表數  
ノ觀察ノ結果デアラカラシテ、是ハ將來十  
分ニ全體ニ付テノコトヲ見テ置キタイ、又  
義務教育ニ付テモ是ガ餘り普及シテ居ラス  
ヤウデアラカラ、之ニ付テモ考慮ヲ進ラテ  
タイト云フコト、當局者ハ其進言ヲ駁ト  
セラレタノデアリマス、次ニ農林商工方面  
ニ移リマス、是モナカク長クカ、リマシ  
タガ極メテ簡單ニ申上ゲマス、元來、從前  
物價ノ低下ヲ考ヘテ政策ガ講ラシテ今日ニ  
及ンダノデアラカラシテ、須ラタ農産物價  
格ノ引上ハ必要デアラ、是ガ農民救済ノ一  
ナルモノデアラガ故ニ、政府ハ米價米價  
ナドト云フコトヲ固執シテ此點ニ付テ、米價  
ノ調節ヲ時局ニ對シテ十分ニ考究シナイ  
カ、時局デアラカラ、平時トハ違フノデア  
ルカラシテ、此場合ハ米價米價ニ付テモ考  
ヘテ宜イダラウト云フコトデアリマシタ  
ガ、是ハ米價米價ト云フモノハ米價ノ調節  
準ヲ決メルノデアラ、米價米價ニ依リ  
テ決メルノデアラ、御承知ノ如ク一方ニハ  
生産費、一方ニハ生計費、是ガ僅カニ何程  
デアリマス、此兩方ノ指數ヲ能ク調ベテ、  
之ヲ兩方ニ調節シテアルノデアラカラ、今  
日新報ナ場合デアラ、モ甚ダ見ルト云フ

コトハ必要デアラカラシテ、先ツ之ニ依リテ  
米價ノ調節ヲ行フコトデアリマシ  
タ、例レ補給シイコトハ他ノ委員會ニ於テモ  
アリマスカ、是クテ止メテ置キマス、農村  
救済ニ付キマシタハ、今般豫算ニ對シテ上  
テ居リマス、御話ガ説明、此豫算ノ取極  
ノ施行ノ支出ガ若干出テ居リマス、是ハ豫算ガ  
リマス、是デモ農民ノ負擔救済ニナル  
ヤウデアリマス、而シテ外ニハ尙ホ農産物  
ノ擔保ヲ助長シ、或ハ新設スルコト云フコト  
モ必要デアラ、ソレニ付テハ豫算法ヲ改  
正セテレバナラスノデアラシテ、之ニ付  
テノ改正ヲシテ置キタイト云フコトデアリ  
マシタガ、則ニハ、キリハ承ハリマセヌ、  
是モ相當考慮スルコト云フ意味ニ承ハリマシ  
タ、尙ホ細イコトゴザイマシタ、此救済ニ付テ  
豫算長ミト違ベラレマシタ、此救済ニ付テ  
隨情的ナ説ガアリマシタガ、之ニ付テハ大  
藏方面、農林方面、其他ノ關係官廳ト相談  
シテ見テ何トカシヤウト云フ御話デアリ  
マシタ、中小商工業者ノ救済ノコトデアリ  
マス、是モ今般豫算ニ現ハレテ居リマス  
ルガ、是ハ國家ノ補償ニ非ズシテ地方官廳  
ニナクテ居ル、何故ニ地方ニ處理スルノデア  
ルカ、國家ノ處理ニセヌカト云フコトニ付  
キマシタハ、當局者ハ國家ノ補償ノコトモ

考ヘテハ見タガ先ツ貴族院地方ノ方ニ要ス  
ト云フコトデアリマシタ、ソレカラ南滿洲  
各法ノ運用ニ付キマシテハ、若干ノ豫算ガア  
リマスガ少イヤウデアルト云フ御質問ニ對  
シマシテ、是ハ輕少デハアルガ、先ツ當分  
其位デ宜シカラウト云フコトデアリマシ  
タ、尙ホ御見本市ノコトニ付キマシテ  
モ、日本デ開イタラドウデアアルコト云フコ  
トノ御話ニ對シマシテハ、當局者モ是ハ失  
要リ御考ノ中ニアリマシテ、具體的ニハ中  
ラレマセヌガ、チウ云フコトモ考ヘテ居ル  
ト云フコトデアリマシタ、次ニ拓務方面ニ  
移リマス、南洋羣島開發ニ付テノ御質問  
ニ南洋水産助成費ノ計上ニ付テノ御質問  
アリマシタ、是ハ御承知ノ如クニ是共、軍  
外務省、是等ノ二省ノ協力ガナケレバ、軍  
外拓務省バカリデモ難分進進ノコトゴゾ  
イマス、又南洋方面ニ屬個ヲ有テ居リマ  
ス所ノ外國ノ瞭解モ要リマス、又ソレ等ノ  
官憲トノ接觸モ要リマス、斯ウ云フ所ノ  
人、是ニ御申上ダケルニ有テノ御質問保  
テ、之ニ付テノ開發ヲ圖ルト云フ御セデア  
リマシタ、南洋水産助成費ハ不幸ニシテ今  
四現ハレマセヌデシタガ、是モ何レ近キ將  
來ニ、或ハ來年ノ豫算ニ出サレルト云フ思  
召デゴイマシタ、最後ハ陸軍大臣ニ對ス

ル質問デアリマス、是ハ先日官憲閣下ニ於  
キマシテ經濟學博士水井氏ガ演説シテ  
コトガアリマス、其演説ノコトニ對シマシ  
テ土地ノ在軍人會ガ決議シテ、甚ダ官憲  
閣下スルガ如ク所ノ文句ヲ具備シテアルノ  
デアリマス、此際シイコトハ私ハ此處デ申  
シマセヌ、詰リ演説者ニ對シテ是レニ對イ  
所ノ閣下ガ加ヘルヤウナ決議ヲ作テ、イワ  
何日迄ニ返事セヨト云フヤウナコトガア  
ラゾデアリマス、之ニ付テハ陸軍大臣ハ至  
ク事實ヲ御承知ガナイ、アリマセヌノデ是  
ハ取調ノ上デ善處シヤウト云フ、ソレデ  
ノ御返事デアリマシタ、讀イテ次ニ演説  
セラレタ所ノ御意見ニ付テノ御話ヲ承  
ハリマシタ、先ツ質問ハ大體是ニ止マシ  
タ、唯最後ニ申上ダケルノハ官憲ニ對ス  
ル御希望ガアリマシタ、是ハ本會ニ於テ  
成委員ノ官ハレマシタコトデアリマス  
ガ、近來益々閣内ノ不統一ガアルヤウニ思  
フ、ドウゾ是ハ大イニ團結一致ノ實ヲ示シ  
テ實ヒタイト云フ御希望ガ出マシタノデア  
リマス、此外別ニ豫算其他ノ三件ニ對シマ  
シテ、計數上ノ御質問ハ何等ゴイマセヌ  
デシタ、ソレデ討論ニ入リマシタ、討論ニ入  
リマシテ一員ノ御發言ガアリマシタ、ソレ  
ハ新舊ナ意味デアリマス、時局臣故ニ閣

スル豫算トシテハ應分是ハ不徹底アル、併  
シ今日ノ場合無キニ使ルモノデアルカラシ  
テ、在ダテ是ニハ賛成スルガ、其實行ニ際シ  
テハ政府ハ十分留意シテ、誤リノナイヤウニ  
進行シテ實ヒタイト、新舊ナ意味ノ御意見  
者望ガゴイマシタ、其他何等ノ發言モゴ  
イマセヌデ、同業トモ通過イタシマシタ、  
五ノ御發言ガゴイマシタガ、私ハ是レ報告  
ヲ聽リマス、何事御賛成ヲ希望イタシマス  
○議長(金澤川) 御見解ナシト呼フ者アリ  
○議長(金澤川) 御見解ナシト呼フ者アリ  
○議長(金澤川) 御見解ナシト呼フ者アリ  
○議長(金澤川) 御見解ナシト呼フ者アリ  
○議長(金澤川) 御見解ナシト呼フ者アリ  
○議長(金澤川) 御見解ナシト呼フ者アリ  
○議長(金澤川) 御見解ナシト呼フ者アリ  
○議長(金澤川) 御見解ナシト呼フ者アリ  
○議長(金澤川) 御見解ナシト呼フ者アリ  
○議長(金澤川) 御見解ナシト呼フ者アリ

山村民族復興ニ關スル件  
貴族院議長 公野徳川 家達  
外四名呈出  
右ノ請願ハ近時山村ノ窮乏甚キニ依リ  
林産物販賣興隆事業ノ圖畫又ハ  
養、木材價格ノ引上、林地林木ニ對スル  
低利資金ノ供給ニ依リ林業者ノ負債甚  
重、山林實業ニ對スル所得稅ノ低減等請  
願人等所業ノ如ク速ニ實行セラレテ山  
村ヲ救済セラレタレトノ旨趣ニシテ貴族  
院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決  
致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及  
送付候也  
昭和七年 月 日  
貴族院議長 公野徳川 家達  
内閣總理大臣子爵齋藤實郎  
意見書案  
傷痍軍人待遇改善ノ件  
廣島市中島新町平民救済會廣島本館  
外四名呈出  
和歌山市南休實町土族商會村松太郎  
外七名呈出  
北海道紋別郡浦上村平民無職石立芳  
太郎外十六名呈出  
右ノ請願ハ近時傷痍軍人ノ待遇改善ニ關  
シ傷痍軍人特別扶助令制定セラレタリト

障モ未ク一時金銀兵重者ヲ永續的ニ便  
遇シ得サルニ依リ連ニ兵役義務者及戦兵  
待遇審議會答申案中記載ノ如ク一時金銀  
兵ニ對シ恩給法律ノ制定はニ鐵道乘車等  
ノ特典ヲ付與セラレタリトノ旨趣ニシテ  
貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議  
決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊  
及送付候也  
昭和七年 月 日  
貴族院議長 公野徳川 家達  
内閣總理大臣子爵齋藤實郎  
意見書案  
中小商工業者救済ノ件  
東京市本郷區本郷一丁目平民藥劑師  
阿部恒雄外四百六十八名呈出  
右ノ請願ハ財界不況ノ際中小商工業者益  
ニ庶業者ハ百貨店ノ重壓ヲ被リ今ヤ窮迫  
ニ陥レルニ依リ政府ニ於テ低利資金ノ無擔  
保貸付、各種政府關係債務ノ支拂延期及  
低利借替、百貨店法ノ制定はニ公私設  
市場ノ對策、一般購買力ノ増進策ヲ講セ  
ラレテ救済セラレタリトノ旨趣ニシテ  
貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト  
議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別  
冊及送付候也  
昭和七年 月 日  
貴族院

貴族院議長 公野徳川 家達  
内閣總理大臣子爵齋藤實郎  
意見書案  
山村住民救済ニ關スル件  
岐阜縣武儀郡下牧村農高橋潤治郎外  
九名呈出  
右ノ請願ハ木材及ヒ薪價ハ暴落シ山村住  
民ノ窮乏甚ク到底自力維持モ望ム難ク  
思想上深重ニ堪ヘサルニ依リ政府ニ於テ  
負債ノ整理、通貨流通ノ調劑、林業制度  
ヲ改正シテ林木保護價格ノ調劑、公課負  
擔ノ輕減、山村振興補助制ノ擴張、商  
價維持方法ノ制定、政府府藏米ノ廉賣等  
請願人等所業ノ如ク救済方法ヲ講セラレ  
タリトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體  
ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法  
第六十五條ニ依リ別冊及送付候也  
昭和七年 月 日  
貴族院議長 公野徳川 家達  
内閣總理大臣子爵齋藤實郎  
意見書案  
北海道千歲村ニ飛行場設置ノ件  
北海道千歲郡千歲村長鹿目徳義呈出  
右ノ請願ハ北海道千歲郡千歲村字ママチ  
原野ハ平坦ナル廣野ニシテ地質硬ク重量  
ノ車輪モ洩入セヌ軍車並ニ交通上飛行場

建設地トシテ本道唯一ノ好適地ナルニ依  
リ今次ノ空軍計畫ニ際シ同原野ヲ貫通ス  
ル浦河津地方東道ト北海道東道トノ中間  
ニ在ル地域ヲ飛行場敷設地ニ選定セラレ  
タク尙ホ必要ナル土地ハ無價提供ヲモナ  
シ得ヘシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ  
大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議  
院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也  
昭和七年 月 日  
貴族院議長 公野徳川 家達  
内閣總理大臣子爵齋藤實郎  
意見書案  
能登鐵道株式會社敷設鐵道買收ノ件  
石川縣羽咋郡北邑知村長山本九左衛  
門外五十名呈出  
右ノ請願ハ私設能登鐵道ハ是ニ地方開發  
ノ爲メ沿線各町村民協力シテ専ラ之力建  
設經營中ナリシニ拘ラス近時財界不況ノ  
爲メ經營困難ナルノミナラス關係民ノ困  
窮一方ナラサルニ依リ同鐵道ヲ國有ニ移  
管シテ鐵道本來ノ機能ヲ充實シ地方ノ  
福利増進發展興ニ資セラレタリトノ旨  
趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘ  
キモノト議決致候因テ議院法第六十五條  
ニ依リ別冊及送付候也  
昭和七年 月 日

貴族院議長 公野徳川 家達  
内閣總理大臣子爵齋藤實郎  
○議長(金澤川) 明日ノ議事日程  
ハ本院報ヲ以テ御通知ニ及ビマス、本日  
ハ是ニテ散會イタシマス  
午後八時四十分散會  
以上九月三日 官報  
議事日程 第九號  
昭和七年九月三日  
午前十時開議  
第一 請願委員報告  
第二 市町村立非常小學校臨時開庫  
補助法案(政府提出、衆議院送付)  
第三 製糖業法案(政府提出、衆議院  
送付) 第一讀會ノ續(委員報告)  
第四 產業組合中央金庫特別融通及損  
失補償法案(政府提出、衆議院送付)  
第五 產業組合法(修正)法案(政府  
提出、衆議院送付)  
第六 產業組合中央金庫法(修正)法案  
(政府提出、衆議院送付)





○議長(公費補川東總督) 三業全部ノ問題ニ供シテ、原案ニ對シテ存シテモセカ  
 ○議長(公費補川東總督) 御異議ナシト認  
 ○議長(公費補川東總督) 各案ノ第三讀會ヲ開カレムコトヲ希望シテモセカ  
 ○議長(公費補川東總督) 貴成  
 ○議長(公費補川東總督) 貴成  
 ○議長(公費補川東總督) 貴成  
 ○議長(公費補川東總督) 貴成  
 ○議長(公費補川東總督) 貴成  
 ○議長(公費補川東總督) 貴成  
 ○議長(公費補川東總督) 貴成  
 ○議長(公費補川東總督) 貴成  
 ○議長(公費補川東總督) 貴成

○議長(公費補川東總督) 日曆第七、不動  
 産調査及損失補償法案、第八、昭和七年法  
 律第六號中改正法律案、政府提出、衆議院  
 送付、第一讀會ノ議、委員長報告、二讀會  
 付  
 ○議長(公費補川東總督) 御異議ナシト認  
 ○議長(公費補川東總督) 御異議ナシト認  
 ○議長(公費補川東總督) 御異議ナシト認  
 ○議長(公費補川東總督) 御異議ナシト認  
 ○議長(公費補川東總督) 御異議ナシト認  
 ○議長(公費補川東總督) 御異議ナシト認  
 ○議長(公費補川東總督) 御異議ナシト認  
 ○議長(公費補川東總督) 御異議ナシト認  
 ○議長(公費補川東總督) 御異議ナシト認  
 ○議長(公費補川東總督) 御異議ナシト認

○議長(公費補川東總督) 御異議ナシト認  
 ○議長(公費補川東總督) 御異議ナシト認  
 ○議長(公費補川東總督) 御異議ナシト認  
 ○議長(公費補川東總督) 御異議ナシト認  
 ○議長(公費補川東總督) 御異議ナシト認  
 ○議長(公費補川東總督) 御異議ナシト認  
 ○議長(公費補川東總督) 御異議ナシト認  
 ○議長(公費補川東總督) 御異議ナシト認  
 ○議長(公費補川東總督) 御異議ナシト認  
 ○議長(公費補川東總督) 御異議ナシト認

法案は昭和七年法律第六號中改正法律  
 案、此二ノ特別委員會ノ經過ヲ報告イ  
 テ、此ノ不動産調査及損失補償法案ハ、  
 御承知ノ如ク不動産調査及損失補償法案ハ、  
 マシタ場合、其金融ノ融通ヲ圖ル必要  
 爲メ、政府ハ大體次ノ如キ實額ヲ出  
 會ニ於テマシテ、政府ハ五億圓ノ限度ト  
 シテ、政府ハ五億圓ノ限度トシテ、  
 フコトヲ説明イテ、マシテ、  
 斯ノ如キ金融ヲ一時ニ支出スル時ハ、  
 色無難ガ生ジ、ハシナイカ、之ニ對シテ  
 政府ハ於キマシテ、本年ハ一億圓ノ限度ト  
 シテ、出ス準備アリテ居ル、併ナガラ若シ  
 スレバ、他ノ國債ノ處分アリテ、緊要ニ應  
 ルコトガ出来ル、次ニ普通銀行ガ若シ不  
 産ヲ抵當トシテ貸出シテ、其如キ場合  
 ハ、更ニ救済ノ必要トスルノデハナイカ、  
 之ニ對シテ、政府ハ地方銀行ハ元來商業  
 銀行トシテ設立セラル、マシテ、  
 フモ、商業銀行トシテ、其營業ノ範  
 圍ガ狭小ニ過ラズ、十分ニ地方金融  
 ノ目的ヲ達スルコトガ出来ナイ、已ム得  
 ズ不動産ヲ抵當トシテ貸付スル、  
 銀行トシテ、活動ノ範圍モ廣ガルガ故ニ、  
 長期ノ貸付等ヲ爲ス、必要ガナイと思  
 ハレ、  
 斯ウ云フ御答辯アリマシタ、更ニ他  
 ノ質問ハ庶民金融ノ機關ノ實質ニ付テハ、  
 現狀ニ對シテ、大體當局ノ嚴重ナル警  
 ガ望マシテ、又本法案ノ意味ヲ以テ、  
 價額ト云フコト、  
 價額ト云フコト、  
 價額ト云フコト、  
 價額ト云フコト、  
 價額ト云フコト、  
 價額ト云フコト、  
 價額ト云フコト、  
 價額ト云フコト、  
 價額ト云フコト、  
 價額ト云フコト、

○議長(公費補川東總督) 御異議ナシト認  
 ○議長(公費補川東總督) 御異議ナシト認  
 ○議長(公費補川東總督) 御異議ナシト認  
 ○議長(公費補川東總督) 御異議ナシト認  
 ○議長(公費補川東總督) 御異議ナシト認  
 ○議長(公費補川東總督) 御異議ナシト認  
 ○議長(公費補川東總督) 御異議ナシト認  
 ○議長(公費補川東總督) 御異議ナシト認  
 ○議長(公費補川東總督) 御異議ナシト認  
 ○議長(公費補川東總督) 御異議ナシト認

トスル云々トアルノデアリマス、  
 ○議長(公費補川東總督) 御異議ナシト認  
 ○議長(公費補川東總督) 御異議ナシト認  
 ○議長(公費補川東總督) 御異議ナシト認  
 ○議長(公費補川東總督) 御異議ナシト認  
 ○議長(公費補川東總督) 御異議ナシト認  
 ○議長(公費補川東總督) 御異議ナシト認  
 ○議長(公費補川東總督) 御異議ナシト認  
 ○議長(公費補川東總督) 御異議ナシト認  
 ○議長(公費補川東總督) 御異議ナシト認  
 ○議長(公費補川東總督) 御異議ナシト認

トハ別段トシテ、新規ニ之ヲヤル、  
 ○議長(公費補川東總督) 御異議ナシト認  
 ○議長(公費補川東總督) 御異議ナシト認  
 ○議長(公費補川東總督) 御異議ナシト認  
 ○議長(公費補川東總督) 御異議ナシト認  
 ○議長(公費補川東總督) 御異議ナシト認  
 ○議長(公費補川東總督) 御異議ナシト認  
 ○議長(公費補川東總督) 御異議ナシト認  
 ○議長(公費補川東總督) 御異議ナシト認  
 ○議長(公費補川東總督) 御異議ナシト認

○議長(公費補川東總督) 御異議ナシト認  
 ○議長(公費補川東總督) 御異議ナシト認  
 ○議長(公費補川東總督) 御異議ナシト認  
 ○議長(公費補川東總督) 御異議ナシト認  
 ○議長(公費補川東總督) 御異議ナシト認  
 ○議長(公費補川東總督) 御異議ナシト認  
 ○議長(公費補川東總督) 御異議ナシト認  
 ○議長(公費補川東總督) 御異議ナシト認  
 ○議長(公費補川東總督) 御異議ナシト認  
 ○議長(公費補川東總督) 御異議ナシト認

○議長(公費補川東總督) 御異議ナシト認  
 ○議長(公費補川東總督) 御異議ナシト認  
 ○議長(公費補川東總督) 御異議ナシト認  
 ○議長(公費補川東總督) 御異議ナシト認  
 ○議長(公費補川東總督) 御異議ナシト認  
 ○議長(公費補川東總督) 御異議ナシト認  
 ○議長(公費補川東總督) 御異議ナシト認  
 ○議長(公費補川東總督) 御異議ナシト認  
 ○議長(公費補川東總督) 御異議ナシト認  
 ○議長(公費補川東總督) 御異議ナシト認

○議長(公費補川東總督) 御異議ナシト認  
 ○議長(公費補川東總督) 御異議ナシト認  
 ○議長(公費補川東總督) 御異議ナシト認  
 ○議長(公費補川東總督) 御異議ナシト認  
 ○議長(公費補川東總督) 御異議ナシト認  
 ○議長(公費補川東總督) 御異議ナシト認  
 ○議長(公費補川東總督) 御異議ナシト認  
 ○議長(公費補川東總督) 御異議ナシト認  
 ○議長(公費補川東總督) 御異議ナシト認  
 ○議長(公費補川東總督) 御異議ナシト認

○議長(公費補川東總督) 御異議ナシト認  
 ○議長(公費補川東總督) 御異議ナシト認  
 ○議長(公費補川東總督) 御異議ナシト認  
 ○議長(公費補川東總督) 御異議ナシト認  
 ○議長(公費補川東總督) 御異議ナシト認  
 ○議長(公費補川東總督) 御異議ナシト認  
 ○議長(公費補川東總督) 御異議ナシト認  
 ○議長(公費補川東總督) 御異議ナシト認  
 ○議長(公費補川東總督) 御異議ナシト認  
 ○議長(公費補川東總督) 御異議ナシト認

○議長(公費補川東總督) 御異議ナシト認  
 ○議長(公費補川東總督) 御異議ナシト認  
 ○議長(公費補川東總督) 御異議ナシト認  
 ○議長(公費補川東總督) 御異議ナシト認  
 ○議長(公費補川東總督) 御異議ナシト認  
 ○議長(公費補川東總督) 御異議ナシト認  
 ○議長(公費補川東總督) 御異議ナシト認  
 ○議長(公費補川東總督) 御異議ナシト認  
 ○議長(公費補川東總督) 御異議ナシト認  
 ○議長(公費補川東總督) 御異議ナシト認

○議長(公費補川東總督) 御異議ナシト認  
 ○議長(公費補川東總督) 御異議ナシト認  
 ○議長(公費補川東總督) 御異議ナシト認  
 ○議長(公費補川東總督) 御異議ナシト認  
 ○議長(公費補川東總督) 御異議ナシト認  
 ○議長(公費補川東總督) 御異議ナシト認  
 ○議長(公費補川東總督) 御異議ナシト認  
 ○議長(公費補川東總督) 御異議ナシト認  
 ○議長(公費補川東總督) 御異議ナシト認  
 ○議長(公費補川東總督) 御異議ナシト認

○議長(公費補川東總督) 御異議ナシト認  
 ○議長(公費補川東總督) 御異議ナシト認  
 ○議長(公費補川東總督) 御異議ナシト認  
 ○議長(公費補川東總督) 御異議ナシト認  
 ○議長(公費補川東總督) 御異議ナシト認  
 ○議長(公費補川東總督) 御異議ナシト認  
 ○議長(公費補川東總督) 御異議ナシト認  
 ○議長(公費補川東總督) 御異議ナシト認  
 ○議長(公費補川東總督) 御異議ナシト認  
 ○議長(公費補川東總督) 御異議ナシト認









第三條 調停ノ申立ハ相手方ノ住所、居...

第四條 本法ノ調停ニ關シテハ債權債務...

第五條 當事者及利害關係人ハ自身出頭...

第六條 事件ガ性質上調停ヲ爲スニ適セ...

第七條 調停ニ依リ決定スルコトハ...

第八條 調停ノ申立ヲ受理シタル事件ニ...

第九條 調停ノ規定ニ依リ裁判ハ...

第十條 調停ノ規定ニ依リ裁判ハ...

第十一條 調停委員ハ調停委員タリシ...

第十二條 調停委員又ハ調停委員タリシ...

第十三條 調停委員ハ調停委員タリシ...

第十四條 調停委員ハ調停委員タリシ...

第十五條 調停委員ハ調停委員タリシ...

第十六條 調停委員ハ調停委員タリシ...

第十七條 調停委員ハ調停委員タリシ...

第十八條 調停委員ハ調停委員タリシ...

第十九條 調停委員ハ調停委員タリシ...

第二十條 調停委員ハ調停委員タリシ...

第二十一條 調停委員ハ調停委員タリシ...

第二十二條 調停委員ハ調停委員タリシ...

第二十三條 調停委員ハ調停委員タリシ...

第二十四條 調停委員ハ調停委員タリシ...

第二十五條 調停委員ハ調停委員タリシ...

第二十六條 調停委員ハ調停委員タリシ...

第二十七條 調停委員ハ調停委員タリシ...

第二十八條 調停委員ハ調停委員タリシ...

第二十九條 調停委員ハ調停委員タリシ...

第三十條 調停委員ハ調停委員タリシ...

第三十一條 調停委員ハ調停委員タリシ...

第三十二條 調停委員ハ調停委員タリシ...

第三十三條 調停委員ハ調停委員タリシ...

第三十四條 調停委員ハ調停委員タリシ...







見ノ一議ヲ見タリデアリマス、其修正ハ附則ノ第二項ノ次ニ左ノ一項ヲ加ヘル、即チ左ノ一項ヲ加フ「前項ノ未熟生産費ハ米穀委員會議議決案ニ依リモウ一應期滿イテシマス、貴族院議決案中附則第二項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ、前項ノ未熟生産費ハ米穀委員會議議決案ニ依リモウ一應期滿正ヲ附スルコトニ兩院意見ガ一致シタリトアリマス、次イデ整理組合ニ付キマシテモ、是亦十分ニ意見ヲ交換シテ、何トカシテ一致ノ成案ヲ得タイト云フコトヲ熱心ニ協議セラレタリデアリマス、本案ニ付キマシテハ遺憾ナガラ安全ニ一致スルコトガ出来マセズ、一致ノ意見ヲ得ルコトガ出来ナカッタデアリマス、新報ニ小委員會議ハナリマシタリト、再ビ兩院協議會ヲ開キマシテ、小委員カラノ報告ヲ承ヘリ、次イデ討論ニ入リデアリマス、米穀法中改正法律案ニ關シマシテハ、先ニ述べマシタル所ノ成案ニ依リテ全會一致ヲ以テ可決セラレタリデアリマス、組合法案ニ付キマシテハ、衆議院側ヨリ修正案ヲ提出シテデアリマス、此修正案ハ先ニ貴族院ニ送付セラレタル所ノ案其モノデアリ、タノデアリマス、之ニ付キマシテ採決ヲ要シマシタリ、其修正案ハ十對九ヲ以テ可決セラレタリデアリマス、即チ兩院協議會ノ原案、

即チ貴族院ノ議決案ハ否決セラレタリデアリマス、尙ホ申述セルコトモ多クデアリマス、只一官附加ヘテ置キタイコトハ、兩院協議會ニ於キマシテ、衆議院側モ、亦貴族院側モ、兩者ノ委員ハ何トカ一致ノ案ヲ得タイ、非常時局ニ際シテ時局區數ノ目的ノ爲ニ、有ニ努力ヲシテト云フコトデアリマス、兩委員ニ於テハ互ニ其努力、其苦心ヲ感服シ合、タト云フコトデアリマス、簡單デアリマス、右側報告ヲ申上ゲマス

○議長(公費補用兼議長) 只今兩院協議會議長ノ佐佐木侯爵ガ、兩院東部會議會ノ經過、結果ヲ報告ニ相成リマシタリ、只今兩院協議會ニ於テハ、農村負債整理組合法案ノミト御承知ヲ請ヒマス、是ニハ發言ノ機會ガゴイイマス、發言ヲ許サリト存ジマス、議長一君ノ登壇ヲ望ミマス

○議長(一君演説ニ登ル) 農務第一君 本員ハ只今議長ヨリ發言ニテラマシタル農村負債整理組合法案、協議會ニ於テ成立イタルマシタル共ニ、甚ダ遺憾デアリマス、其レドモ之ヲ否決セネバナラス、其意見ヲ簡單ニ申述ベタイト存ジマス、我ヒガ今日ノ農村ノ状況、殊ニ農村負債ノ重荷ニ苦ンデ居ル其事情ニ對シテハ、誠ニ同情ノ念盡スル能

ハザルモノガアルデアリマス、何トカシテ農村ノ負債ヲ輕カラシメ、彼等ヲシテ其重荷ノ苦痛ヨリ逃レシメタイト云フコトニ付テハ、種々苦心、其方途ニ付テ考慮ヲ進ラシワアルデアリマス、カレガ故ニ政府ノ提案セラレテ居ル所ノ負債整理組合、之ニ付テハ我ヒハ誠ニ其提案ノ妥當ナルヲ認メマシテ、之ヲ贊成イタスノミナラス、之ニ付テハ此院ニ於テ贊成シテ御贊同ヲ得タリト信ジマス、附帶希望決議ヲ特別委員會ヲ附ケマシテ、是ハ主務大臣ニ於テモ全ク同意デアル、其意ニ努力スルト云フコトヲ聲明セラレタル所ニ於テ、次第デアリマス、即チソレハ、政府ハ農村負債整理組合ニ必要トスル資金ヲ低利ニ調達スルコトニ付テ、充分ナル方途ヲ考ヘ、低利ニ調達スルノ方途ニ付テ十分ニ考究ヲ進ゲテ、以テ農村負債整理組合設立ノ目的達成ニ遺憾ナカラシメムコトヲ望ム、斯ク云フ希望決議ヲ附ケマシテ、所謂農村負債整理組合其モノニ對シテハ、滿意ヲ達成セテ、之ヲ可決シテ附デアリマス、然ルニ其農村負債整理組合法案ノ原案ハ衆議院側ニ於テ第二章ヲ加ヘテ、所謂農村負債整理組合中央金庫ト云フモノヲ設ケムトスル案ニテ、次第デアリマス、我ヒハ此中央金庫ナル案其モノニ付テ、必ズシモ賛同ニ

反對ヲ決シテ附デアリマス、何トカシテ農村ノ負債ヲ輕カラシメ、彼等ヲシテ其重荷ノ苦痛ヨリ逃レシメタイト云フコトニ付テハ、種々苦心、其方途ニ付テ考慮ヲ進ラシワアルデアリマス、カレガ故ニ政府ノ提案セラレテ居ル所ノ負債整理組合、之ニ付テハ我ヒハ誠ニ其提案ノ妥當ナルヲ認メマシテ、之ヲ贊成イタスノミナラス、之ニ付テハ此院ニ於テ贊成シテ御贊同ヲ得タリト信ジマス、附帶希望決議ヲ特別委員會ヲ附ケマシテ、是ハ主務大臣ニ於テモ全ク同意デアル、其意ニ努力スルト云フコトヲ聲明セラレタル所ニ於テ、次第デアリマス、即チソレハ、政府ハ農村負債整理組合ニ必要トスル資金ヲ低利ニ調達スルコトニ付テ、充分ナル方途ヲ考ヘ、低利ニ調達スルノ方途ニ付テ十分ニ考究ヲ進ゲテ、以テ農村負債整理組合設立ノ目的達成ニ遺憾ナカラシメムコトヲ望ム、斯ク云フ希望決議ヲ附ケマシテ、所謂農村負債整理組合其モノニ對シテハ、滿意ヲ達成セテ、之ヲ可決シテ附デアリマス、然ルニ其農村負債整理組合法案ノ原案ハ衆議院側ニ於テ第二章ヲ加ヘテ、所謂農村負債整理組合中央金庫ト云フモノヲ設ケムトスル案ニテ、次第デアリマス、我ヒハ此中央金庫ナル案其モノニ付テ、必ズシモ賛同ニ

反對ヲ決シテ附デアリマス、何トカシテ農村ノ負債ヲ輕カラシメ、彼等ヲシテ其重荷ノ苦痛ヨリ逃レシメタイト云フコトニ付テハ、種々苦心、其方途ニ付テ考慮ヲ進ラシワアルデアリマス、カレガ故ニ政府ノ提案セラレテ居ル所ノ負債整理組合、之ニ付テハ我ヒハ誠ニ其提案ノ妥當ナルヲ認メマシテ、之ヲ贊成イタスノミナラス、之ニ付テハ此院ニ於テ贊成シテ御贊同ヲ得タリト信ジマス、附帶希望決議ヲ特別委員會ヲ附ケマシテ、是ハ主務大臣ニ於テモ全ク同意デアル、其意ニ努力スルト云フコトヲ聲明セラレタル所ニ於テ、次第デアリマス、即チソレハ、政府ハ農村負債整理組合ニ必要トスル資金ヲ低利ニ調達スルコトニ付テ、充分ナル方途ヲ考ヘ、低利ニ調達スルノ方途ニ付テ十分ニ考究ヲ進ゲテ、以テ農村負債整理組合設立ノ目的達成ニ遺憾ナカラシメムコトヲ望ム、斯ク云フ希望決議ヲ附ケマシテ、所謂農村負債整理組合其モノニ對シテハ、滿意ヲ達成セテ、之ヲ可決シテ附デアリマス、然ルニ其農村負債整理組合法案ノ原案ハ衆議院側ニ於テ第二章ヲ加ヘテ、所謂農村負債整理組合中央金庫ト云フモノヲ設ケムトスル案ニテ、次第デアリマス、我ヒハ此中央金庫ナル案其モノニ付テ、必ズシモ賛同ニ

デアリマス、此態度ヲ以テ今日ノ協議會ガ進メラレタリデアリマス、私ハ協議會ノ委員ノ一人トシテ殊ニ小委員ニ指名セラレタガ爲ニ、小委員ニ於キマシテハ、何トカ致シテ此負債整理組合ケノモハ法律案ヲ成立シメタイト信ジマシテ、種々ノ考案ヲ進ラシタリデアリマス、例ヘバ此法律案ノ中ニ農村負債整理組合ニ對スル資金ノ供給方法デアルトカ、其他負債整理ニ必要ナル事項ヲ調査議決セシムル爲ニ、負債整理調査會ト云フモノヲ設ケテハドウカ、其負債整理調査會ハ勅令ヲ官制ヲ決メテ、サウシテ即刻例ヘバ負債整理組合中央金庫ヲ設ケルノ可否、要否、或ハ設ケルトスレバ如何ナル組織、如何ナル資金調達方法ニ依ルカ、或ハ其他農村負債整理組合ノ仕事ヲ完成セシムル爲ニハ、ドウ云フコトヲシタラ宜イカト云フヤウナ高級ノコトヲ調査議決セシムル爲ニ、サウ云フ調査會ヲ設ケルコトヲ法律ノ中ニ寓、サウシテ、此問題ヲ解決シタイ、ドウカ兩院共ニ之ニ依リテ、此負債整理組合ケハ此際即刻成立セシメタイト云フコトヲ熱心ニ主張イタシマシタ、互ニ考究ヲ重ねタリデアリマス、先刻議長、協議會議長ノ御説明ノ如クニ遂ニ一致點ヲ發見シ得ナカッタノハ

千高遺贈ニ堪ヘナイデアリマス、併ナガラ、政府ニ於テモ、負債整理組合ニ對シテ出資ルガ低利ノ資金ヲ供給セムトスルト云フ誠意ハ十分アルデアリマス、又政府ニ於テモ、負債整理組合ニ資金ヲ供給スルノ方途ニ付テモ今後スカラズ御研究ニナルト云フコトデアリマス、今則此度今直チニ負債整理組合ト云フモノノ法案ハ成立イタシマセズモ、近キ適當議會ニ於テハ必ズキ負債整理組合其體農村負債整理組合ノ設立目的ヲ達スルニ付テノ適切ナル方途ヲソレレ、御考究ニナリ、其成案ヲ協議會ニ出サルルデアラウト私ハ信ジマス、故ニ、此際我ヒ十分ニ納得イタシマセズ、中樞機關ヲ設ケルコトニハ遺憾ヲ下シテ贊成スルヲ得ナイデアリマス、新ルガ故ニ茲ニ衆議院ヨリ四付ニ相成リマシタ、元ノ衆議院ノ原案ニ依ル所ノ負債整理組合法案、即チ第一章ニ負債整理組合、第二章ニ中央金庫ヲ設ケル、其法案ニ付テハ、此際殘念ヲ下シ私ハ反對セザラザ得ナイデアリマス、其反對ノ趣旨ハ今申上ゲタリマス、其反對ノ趣旨ハ今申上ゲタリマス、此負債整理組合ノ本院ニ於ケル特別委員會協議會ニ於ケル我ヒノ態度ニ照シテ、十分

貴族院議決案中附則第二項ノ次ニ左ノ一

○議長(公費補用兼議長) 是ヨリ問題ト致シマスノハ米穀法中改正法律案ノ兩院協議會ノ成案ト御承知ヲ請ヒマス、之ニハ別段發言ノ通告ハナイト認メマス、直チニ採決イタサウト存ジマス、是亦念ノ爲成案ヲ審記官ヲシテ朗讀イタサセマス

(山本書記官朗讀)

米穀法中改正法律案兩院協議會成案

貴族院議決案中附則第二項ノ次ニ左ノ一

○議長(公費補用兼議長) 是ヨリ問題ト致シマスノハ米穀法中改正法律案ノ兩院協議會ノ成案ト御承知ヲ請ヒマス、之ニハ別段發言ノ通告ハナイト認メマス、直チニ採決イタサウト存ジマス、是亦念ノ爲成案ヲ審記官ヲシテ朗讀イタサセマス

(山本書記官朗讀)

米穀法中改正法律案兩院協議會成案

貴族院議決案中附則第二項ノ次ニ左ノ一

項ヲ加フ

前項ノ未熟生産費ハ米穀委員會議議決案ニ依リテ之ヲ定ム

○議長(公費補用兼議長) 只今ノ審記官ノ朗讀イタシマシタ成案ニ同意ノ附則ノ起立ヲ請ヒマス

(議員起立)

○議長(公費補用兼議長) 全會一致ト認メマス

○議長(公費補用兼議長) 是ヨリ本日ノ議事日程ニ移リマス、議事日程第一ヨリ第十マデ請命會議

意見書案

沖繩縣振興計劃案促進ノ件

沖繩縣那覇市天妃町新聞記者仲吉良

光外百二十七名呈出

右ノ請願ハ沖繩縣ハ果年ノ疲弊益々甚シキヲ以テ政府ニ於テ交通ノ利便計畫、土地ノ開拓改良、産業ノ合理化、衛生狀態ノ改善、金融ノ潤滑並ニ販賣方法ノ合理化等并野同縣知事立案ノ計劃案ヲ昭和八年度ヨリ實施シ以テ縣民ヲ救済シテ其ノ振興ヲ圖ラレタリトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及添付候也

昭和七年 月 日

貴族院議長 公府徳川 家達

内閣總理大臣子爵齋藤實

意見書案

北海道紋別郡内ニ因替金鑛製鍊所設置ノ件

北海道紋別郡紋別町長土門吉吾外五百四十二名呈出

右ノ請願ハ北海道北見ノ産金ハ其ノ鑛質優良、産量亦逐年増加ノ状態ナルモ採掘業者ハ一二ノ財閥ヲ除キ其ノ多クハ小資本經營者ナルカ故ニ新産地ノ選ケタルハ甚ク遺憾ナルニ依リ主要産地ニシテ且ノ原鑛蒐集ニ便ナル紋別郡内適當ノ地ニ開鑛ノ金鑛製鍊所ヲ設置シ原鑛買収等ニ依リ産金事業ノ勃興促進ヲ期セラレタシトノ旨ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採掘スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和七年 月 日

貴族院議長 公府徳川 家達

内閣總理大臣子爵齋藤實

意見書案

中小商工業者救済ノ件

横濱市、社団法人横濱實業組合聯合會會長上甲信弘外八千二百二十二名呈出

右ノ請願ハ中小商工業者ハ多年ノ不況ニ

遭ヒ生活不安ノ危機ニ陥レルハ社會問題トシテ甚ク憂慮ニ堪ヘサルニ依リ政府ニ於テ信用保證又ハ損失補償等臨機金融ノ方法ヲ講テ速ニ之ヲ救済セラレタシトノ旨ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採掘スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和七年 月 日

貴族院議長 公府徳川 家達

内閣總理大臣子爵齋藤實

意見書案

中小商工業者救済ノ件

東京市港區區長若町平民村治治郎呈出

右ノ請願ハ都市ノ中小商工業者ハ百貨店ノ取壓ニ依リ不況ノ打撃深刻ヲ極ムルニ依リ政府ニ於テ無擔保又ハ崩潰方法ノ擔保交付、各債政府關係債権ノ支拂延期等ノ利子ノ輕減、百貨店ノ進出防止等諸般人等所案ノ如ク實行セラレ以テ之ヲ救済セラレタシトノ旨ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採掘スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和七年 月 日

貴族院議長 公府徳川 家達

内閣總理大臣子爵齋藤實

中小商工業者救済ノ件

東京市神田區一ツ橋通町南市川清治外六百五十六名呈出

右ノ請願ハ財界不況ノ際中小商工業者ノ取壓甚ク窮乏ニ陥リ前途堪憂ニ堪ヘサルニ依リ政府ニ於テ無擔保又ハ崩潰方法ノ擔保交付、各債政府關係債権ノ支拂延期等ノ利子ノ輕減、百貨店ノ進出防止等諸般人等所案ノ如ク實行セラレ以テ之ヲ救済セラレタシトノ旨ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採掘スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和七年 月 日

貴族院議長 公府徳川 家達

内閣總理大臣子爵齋藤實

意見書案

北海道河東郡士幌村ニ區裁判所出張所設置ノ件

北海道河東郡士幌村平民福田徳次郎外二百名呈出

右ノ請願ハ北海道十勝ノ邊境以東未タ登記所ノ設置ナキニ依リ北十勝ノ中央ニ位シ且ツ交通至便ナル河東郡士幌村ニ之ヲ設置セラレタシトノ旨ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採掘スヘキモノト議決致候

農林救済ニ關スル件

廣島縣比婆郡口北村長水山貞次郎外二名呈出

右ノ請願ハ農林ノ救済ハ今ヤ窮迫ノ狀ニ在リテ到底自力更生ノミニテハ向後尙ホ深憂ニ堪ヘサルモノアルニ依リ政府ニ於テ區救ノ對策トシテ農家負擔ノ輕減、負債ノ整理、農産物價格ノ引上ケ等諸般人等所案ノ如ク施行セラレタシトノ旨ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採掘スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和七年 月 日

貴族院議長 公府徳川 家達

内閣總理大臣子爵齋藤實

意見書案

幸明天皇御陵參拜ノ件

京中上京區區長町通無職中安信三郎呈出

右ノ請願ハ幸シク惟ミルニ幸明天皇ハ國事多難ニ際シ維新勳業ノ基礎ヲ建テ給ヒ今尙ホ神靈赫々トシテ照臨シ給フ然ルニ國民トシテ同天皇御陵ニ參拜セサルハ恐懼ニ耐ヘサルニ依リ國家ノ大官等率先參拜シテ以テ敬神愛國ノ範ヲ示サレタシトノ旨ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採掘スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和七年 月 日

貴族院議長 公府徳川 家達

内閣總理大臣子爵齋藤實

意見書案

農林救済ニ關スル件

右ノ請願ハ國有林所在市町村ハ近時財界不況ノ影響ヲ受ケ窮乏甚ク加フルニ本年度ヨリ民有林賣買價格ハ舊地價ニ比シ著シク増額セルニ依リ開闢ヨリノ交付金ハ適當ニ増額セラレタシトノ旨ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採掘スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和七年 月 日

貴族院議長 公府徳川 家達

内閣總理大臣子爵齋藤實

意見書案

農林救済ニ關スル件

右ノ請願ハ國有林所在市町村ハ近時財界不況ノ影響ヲ受ケ窮乏甚ク加フルニ本年度ヨリ民有林賣買價格ハ舊地價ニ比シ著シク増額セルニ依リ開闢ヨリノ交付金ハ適當ニ増額セラレタシトノ旨ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採掘スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

四ノ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和七年 月 日

貴族院議長 公府徳川 家達

内閣總理大臣子爵齋藤實

意見書案

農林救済ニ關スル件

農林救済ニ關スル件

農林救済ニ關スル件

農林救済ニ關スル件

農林救済ニ關スル件

農林救済ニ關スル件

農林救済ニ關スル件

農林救済ニ關スル件

農林救済ニ關スル件

農林救済ニ關スル件

農林救済ニ關スル件

農林救済ニ關スル件

農林救済ニ關スル件

農林救済ニ關スル件

農林救済ニ關スル件

農林救済ニ關スル件

農林救済ニ關スル件

農林救済ニ關スル件

昭和七年 月 日

貴族院議長 公府徳川 家達

内閣總理大臣子爵齋藤實

意見書案

農林救済ニ關スル件

農林救済ニ關スル件

ト認マラス  
○議長(公費補川家建) 政府ヨリ通達ヲ受領イタシマシタカラ書記官ヲシテ朗讀ヲ致シセマス

(山本書記官朗讀)  
昭和七年九月四日

内閣總理大臣 子爵齋藤 實

貴族院議長公費補川家建

通達

本月五日貴族院ニ於テ帝國議會閉院式執行被 仰出候

○議長(公費補川家建) 是ニテ散會イタシマス

午後十時二十二分散會  
以上九月五日官報

●本日帝國議會閉院式勅語左ノ如シ

貴族院及衆議院ノ各員ニ告ク

朕本日ヲ以テ帝國議會ノ閉會ヲ命シ併セテ卿等勤精克ク勉勵ノ任ヲ竭セルノ勞ヲ嘉美ス

以上 昭和七年九月五日官報

第六十三回 衆議院

●本日帝國議會閉院式勅語左ノ如シ  
朕ニ帝國議會閉院ノ式ヲ行ヒ貴族院及衆議院ノ各員ニ告ク  
朕ハ國務大臣ニ命シテ緊急ナル追加豫算案及法律案ヲ帝國議會ニ提出セシム卿等克ク朕力意ヲ體シ和衷審議以テ協贊ノ任ヲ竭サムコトヲ望ム

昭和七年八月二十三日(火曜日)  
午前十一時三十七分開議

○議長(秋田清雲) 諸君、本日第六十三回帝國議會閉院式ヲ奉ケテセラレ、勅語ヲ朗讀シテ、仍テ茲ニ奉答文ノ會議ヲ開キマス、奉答文案ハ例ニ依リマシテ、起草委員ヲ設ケテ之ヲ起草セシメ、其委員ノ數ハ十八名トシ、議長ニ於テ指名スルニ御異議アリマセヌカ

(議長(秋田清雲) 御異議ナシト認メマス、仍テ直チニ委員ヲ指名致シマス  
閉院式勅語奉答文起草ノ件委員  
熊谷 直太郎 飯村 五郎君  
熊谷五右衛門君 江藤源九郎君  
上原平太郎君 水久保善作君  
野方 次郎君 佐々木平次郎君  
宮本雄一郎君 庄 晋太郎君  
石川 又八君 鶴澤 宇八君  
横山金太郎君 新波 貞吉君  
重松 重治君 佐藤 與一君  
佐藤 啓君 安部 磯雄君

只今指名致シマシタ委員諸君ハ、直チニ交渉ニ御參集ニナリ、委員長及理事ノ互選ヲ行ハレ、引續キ起草セラレントコトヲ望ミマス、暫時休憩致シマス  
午前十一時三十九分休憩

午後零時六分開議

○議長(秋田清雲) 休憩前ニ引續キ會議ヲ開キマス、閉院式勅語奉答文起草ノ件、委員長ノ報告ヲ求メマス——委員長熊谷直太郎君

(熊谷直太郎君登壇)

○議長(秋田清雲) 第六十三回帝國議會閉院式ノ奉答文起草委員會ノ經過及結果ヲ御報告致シマス、委員會ニ於キマシテハ、先ツ委員長理事ノ互選ヲ行ヒマシテ、委員長ニハ不肖私、理事ニハ横山金太郎君ヲ當選セラレマシタ、委員會ニ於キマシテハ引續キ會議ヲ開キ、慎重審議ノ上、全會一致ヲ以テ茲ニ一ツノ草案ヲ得タノデアリマス、只今其草案ヲ朗讀致シマシテ、皆樣ノ前ニ御披覽致シ、御贊成ヲ願フ次第デゴザイマス  
恭シク惟ルニ

車駕親臨シテ茲ニ第六十三回帝國議會閉院ノ儀式ヲ奉ケテセラレ便溼ナル勅語ヲ朗讀フ等感激ノ至ニ勝ヘス臣等時局ニ鑑ミ慎重審議致シ任ヲ竭シ上陸下ノ激白ニ對シ奉リ下國民ノ委託ニ副イムコトヲ期ス衆議院議長(山本)誠恐誠惶誠恐ニテ奏ス

斯ウ云フ案ヲ得マシテ、此案ヲ滿場一致ヲ以テ可決致シタノデアリマス、何卒皆樣ニ於キマシテモ、御異議ナク御贊成アラシコトヲ希望致シマス、右報告致シマス

(拍手起ル)

○議長(秋田清雲) 只今委員長ヨリ御報告ニナリマシタ奉答文案ニ御異議ナクレバ、敬意ヲ表スル爲メ御起立アラシコトヲ望ミマス

(議員起立)

○議長(秋田清雲) 起立議員、奉答文案ハ全會一致可決セラレマシタ

(拍手起ル)

○議長(秋田清雲) 只今奉答書(宮中)御都合ヲ伺ヒマシテ奉呈致シマス、明日二十四日ハ先例ニ依リマシテ午前十時ヨリ會議ヲ開キマス、議事日程ヲ報告致シマス

(書記官朗讀)

議事日程 第一號  
昭和七年八月二十四日(水曜日)  
午前十時開議

第一 全院委員長ノ選舉

第二 常任委員ノ選舉

○議長(秋田清雲) 本日は是ニテ散會致シマス  
午後零時十分散會

以上二十三日官報

昭和七年八月二十四日(水曜日)  
午前十時三十二分開議

議事日程 第一號  
昭和七年八月二十四日  
午前十時開議

第一 全院委員長ノ選舉

第二 常任委員ノ選舉

○議長(熊谷直太郎君) 諸君、本日秋田議長ハ勅語奉答書呈ノ爲メ參内中デアリマスカラ、暫時私ガ此處ニ著キマス、諸般ノ報告ヲ致シセマス  
(書記官朗讀)

一政府ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ  
不動産融資及損失補償法案  
産業組合中央金庫特別融通及損失補償法案

産業組合法中改正法案  
産業組合中央金庫法中改正法案  
昭和七年法律第六號中改正法案(昭和七年度一般會計支出ノ財源ニ充ツル爲メ公債發行ニ關スル件)

金債債務臨時測定法案  
農村負債整理組合法案  
製糖業法案  
商業組合法案  
商標取締法案  
市町村立尋常小學校費臨時國庫補助法案  
米穀供給調節特別會計法中改正法案

(以上八月二十三日提出)

一議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ  
傷痍軍人及職公傷病死者遺族等ノ優遇給付等乘車船便通ニ關スル法案  
提出者 江藤源九郎君 中野禮一郎君  
上原平太郎君

警察官ノ待遇改善ニ關スル建議案  
提出者 本田 義成君  
菊川 改修速成ニ關スル建議案  
提出者

宮本雄一郎君 倉元 要一君  
深澤源太郎君 山口忠五郎君  
春名 成章君 勝又 春一君  
仁田大八郎君 太田 正孝君

(以上八月二十三日提出)

一議員ヨリ提出セラレタル質問主意書左ノ如シ  
足尾銅山銅毒拉屋ニ關スル質問主意書



（以上八月二十三日提出）

（左ノ報告ハ順次ニテタルモ參照ノ爲  
故ニ掲載ス）

一議員ノ異動左ノ如シ  
秋田縣第二區選出議員片野重信君退職者  
トナリテ  
鹿兒島縣第二區選出議員山武夫君退職者  
トナリテ  
一去年十二月廿二日衆議院ヨリ同院成立タル旨  
ノ通牒ヲ受領セリ  
一去年十二月廿二日衆議院ヨリ同院成立タル旨  
ヲ受領セリ

第六十三回帝國議會政府事務政府委員  
員被仰付  
第六十三回帝國議會政府事務政府委員  
員被仰付  
第六十三回帝國議會政府事務政府委員  
員被仰付  
第六十三回帝國議會政府事務政府委員  
員被仰付

第六十三回帝國議會政府事務政府委員  
員被仰付  
第六十三回帝國議會政府事務政府委員  
員被仰付  
第六十三回帝國議會政府事務政府委員  
員被仰付  
第六十三回帝國議會政府事務政府委員  
員被仰付

（以上八月二十三日提出）

一議員ノ異動左ノ如シ  
秋田縣第二區選出議員片野重信君退職者  
トナリテ  
鹿兒島縣第二區選出議員山武夫君退職者  
トナリテ  
一去年十二月廿二日衆議院ヨリ同院成立タル旨  
ノ通牒ヲ受領セリ  
一去年十二月廿二日衆議院ヨリ同院成立タル旨  
ヲ受領セリ

第六十三回帝國議會政府事務政府委員  
員被仰付  
第六十三回帝國議會政府事務政府委員  
員被仰付  
第六十三回帝國議會政府事務政府委員  
員被仰付  
第六十三回帝國議會政府事務政府委員  
員被仰付

第六十三回帝國議會政府事務政府委員  
員被仰付  
第六十三回帝國議會政府事務政府委員  
員被仰付  
第六十三回帝國議會政府事務政府委員  
員被仰付  
第六十三回帝國議會政府事務政府委員  
員被仰付

一六七	河野 一郎君	二二八	内田 信也君	二七五	梅村 大君	三三〇	松岡 洋右君
一七二	須之内昌吉君	二二九	野田 俊作君	二七六	平野 四郎君	三三一	宮古 三郎君
一七三	一瀬 一二君	二三二	上原 平太郎君	二七七	豊田 弘一君	三三二	安部 正徳君
一七四	上野 基三君	二三三	前田 米次郎君	二七八	山口 義一君	三三三	牧野 良三君
一七五	大石 倫治君	二三四	守屋 榮夫君	二七九	鎌谷 隆君	三三三	細川 典實君
一七六	土倉 宗明君	二三七	高橋 金治郎君	二八〇	丹下 茂十郎君	三三八	岩崎 中清君
一七七	岩本 武助君	二三八	清瀬 延雄君	二八一	田邊 七六君	三三五	岩崎 中清君
一七八	森田 政義君	二三九	高橋 保君	二八二	田邊 清人君	三三六	岩崎 中清君
一八一	森名 成孝君	二三六	林 龍彦君	二八三	永田 良吉君	三三八	岩崎 中清君
一八二	鈴木 安孝君	二三八	實岡 幸之助君	二八四	金元 要一君	三三九	岩崎 中清君
一八三	平井 四郎君	二三九	大妻 健君	二八六	森野 悟君	三三九	岩崎 中清君
一八四	西岡 竹次郎君	二四〇	山本 莊一郎君	二八八	河上 哲太郎君	三三九	岩崎 中清君
一八五	志賀 和孝君	二四〇	佐藤 庄太郎君	二八九	土井 龍太郎君	三三九	岩崎 中清君
一八六	砂田 重政君	二四九	高江 正三郎君	二九〇	河田 伊太郎君	三三九	岩崎 中清君
一八七	松村 光三君	二五〇	高倉 宣君	二九二	清水 眞一君	三三九	岩崎 中清君
一八八	西村 茂生君	二五一	声田 均君	二九三	田邊 龍一君	三三九	岩崎 中清君
一八九	立川 太郎君	二五二	藤本 弘君	二九五	原 豊兵衛君	三三九	岩崎 中清君
一九〇	丸山 義雄君	二五六	佐々 敏君	二九八	本村 正徳君	三三九	岩崎 中清君
一九二	飯野 廣男君	二五七	佐藤 敏君	二九八	山本 健三郎君	三三九	岩崎 中清君
一九三	藤本 隆君	二五八	佐藤 敏君	三〇〇	山本 健三郎君	三三九	岩崎 中清君
一九四	本郷 武夫君	二五九	藤田 喜助君	三〇一	小川 平吉君	三三九	岩崎 中清君
一九五	村田 虎之助君	二六〇	大野 伴信君	三〇二	望月 圭介君	三三九	岩崎 中清君
一九六	青木 精一君	二六二	藤田 重雄君	三〇三	山本 健太郎君	三三九	岩崎 中清君
一九七	濱田 國松君	二六三	藤生 安太郎君	三〇四	岡田 忠彦君	三三九	岩崎 中清君
一九八	島田 俊雄君	二六四	笠谷 秀文君	三〇五	山本 健太郎君	三三九	岩崎 中清君
一九九	深澤 豊太郎君	二六五	三上 英雄君	三〇六	岡田 忠彦君	三三九	岩崎 中清君
二〇〇	山田 又司君	二六六	佐藤 洋之助君	三〇七	菅原 傳君	三三九	岩崎 中清君
二〇一	高橋 熊次郎君	二六七	中野 謙一郎君	三〇八	叔谷 順助君	三三九	岩崎 中清君
二〇三	東 武君	二六八	上田 幸吉君	三〇九	金光 勝夫君	三三九	岩崎 中清君
二〇六	山崎 達之輔君	二六八	小林 清治君	三一〇	嶋山 一郎君	三三九	岩崎 中清君
二〇七	内野 辰次郎君	二六九	小林 清治君	三一〇	三土 忠造君	三三九	岩崎 中清君
二〇八	木下 成太郎君	二七〇	佐藤 健太郎君	三一〇	宮川 一貫君	三三九	岩崎 中清君
二〇九	久原 房之助君	二七一	小林 清治君	三一〇	猪野 毛利君	三三九	岩崎 中清君
二一〇	床 友竹二郎君	二七二	林 隆一君	三一〇	大口 喜六君	三三九	岩崎 中清君
二二三	田井 兵吉君	二七三	竹下 文隆君	三一〇			
二二四	岡枝 捨次郎君	二七四	助川 伴四郎君	三一〇			

一昨二十三日衆議院規則第十五條但書ニ依  
リ議長ニ於テ議席ヲ左ノ通リ變更セリ

一昨二十三日委員理事互選ノ結果左ノ如シ

開院式 勅諭奉答文起草ノ件委員

委員長 熊谷 直太郎  
理事 横山金太郎君

○議長(橋本悦三郎君) 是ヨリ會議ヲ開キマス、日程第一、本院委員長ノ選舉ヲ行ヒマス

第一 全院委員長ノ選舉

○議長(橋本悦三郎君) 選舉ニ先テ一官致シマス、此選舉ノ手續ハ總テ先例ニ依リマス、尙ホ念ノ爲メ申上ゲマスレバ、投票ハ無名投票アリマス、諸君ノ御手許ニ配付シテアリマス所ノ投票用紙一名ヲ配賦セラレ、木札ノ名刺ヲ添ヘテ御持參アラシコトヲ望ミマス、是ヨリ點呼ヲ命ジマス

(書記官氏名ヲ點呼ス)

○議長(橋本悦三郎君) 投票箱ハアリマセシカニ 投票箱ナシト認メマス、投票箱閉鎖ニ開

(書記官投票及名刺ノ數ヲ計算ス)

○議長(橋本悦三郎君) 投票數三三五十六、名刺ノ數モ是ト符合致シテ居リマス、本投票ノ通半數ハ百七十九アリマス、是ヨリ投票ノ結果ヲ命ジマス

(書記官投票ノ結果ヲ報告ス)

○議長(橋本悦三郎君) 投票ノ結果ヲ書記官長ヨリ報告致シマス

(田口書記官長朗讀)

二百三十六 伊藤仁太郎君

(拍手起ル)

百十四 村上被四郎君

三 野依 秀市君

○議長(橋本悦三郎君) 衆議院議員第三十二條ニ依リマシテ、伊藤仁太郎君ヲ委員長ニ當選セラレマシ

(拍手起ル)

全院委員長選舉投票者氏名左ノ如シ

- |         |          |         |         |         |         |         |         |          |        |          |          |        |         |        |         |        |         |        |         |         |        |        |          |         |          |        |        |         |        |
|---------|----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|----------|--------|----------|----------|--------|---------|--------|---------|--------|---------|--------|---------|---------|--------|--------|----------|---------|----------|--------|--------|---------|--------|
| 伊藤仁太郎君  | 石坂 豊一君   | 若崎 幸治郎君 | 磯部 尚君   | 井上 知治君  | 大妻 健君   | 今井 健彦君  | 猪野 毛利榮君 | 林 隆一君    | 原 豊兵衛君 | 原口 初太郎君  | 原 秀夫君    | 原 豊助君  | 赤名 成章君  | 八田 宗吉君 | 花城 永渡君  | 西方 利馬君 | 仁田 大八郎君 | 堀川 美哉君 | 本多 貞次郎君 | 星島 二郎君  | 土井 續大君 | 豊田 牧君  | 沼田 嘉一郎君  | 大野 伴隆君  |          |        |        |         |        |
| 伊藤仁太郎君  | 石川 又八君   | 若本 武助君  | 磯部 清吉君  | 坂谷 順助君  | 一瀬 一二君  | 飯村 五郎君  | 林 隆治君   | 林 儀作君    | 原 辨一君  | 堀山 一郎君   | 堀山 一衛門君  | 堀七右衛門君 | 堀田 國松君  | 堀部 岩吉君 | 堀本 太吉君  | 西村 茂生君 | 堀江 正三郎君 | 本田 義成君 | 星 康平君   | 保良 潤之助君 | 戸田 虎雄君 | 東海 賢君  | 大崎 清作君   | 大石 倫治君  |          |        |        |         |        |
| 大山 重雄君  | 太田 正孝君   | 小高 三郎君  | 小山田 義孝君 | 岡田 伊太郎君 | 長田 桃蔵君  | 渡邊 伍君   | 若宮 貞夫君  | 加藤 久米四郎君 | 川子 南雄君 | 高田 貞吉君   | 青野 善右衛門君 | 貝谷 眞次君 | 横山 泰造君  | 依光 好秋君 | 田中 真代松君 | 田邊 七六君 | 田尻 藤四郎君 | 田村 實君  | 高橋 泰造君  | 高見 之通君  | 竹澤 太一君 | 立川 太郎君 | 中村 祐右衛門君 | 丹下 茂十郎君 | 玉置 吉之丞君  | 津雲 國利君 | 坪山 徳彌君 | 中野 勇治郎君 |        |
| 大木 貞太郎君 | 小笠原 三九郎君 | 小野 守 君  | 岡田 忠彦君  | 岡本 一巳君  | 沖島 健三君  | 渡邊 興七君  | 加藤 知正君  | 加藤 健五郎君  | 金光 勝夫君 | 野又 春一君   | 河上 智太郎君  | 横川 寅次君 | 米田 規矩郎君 | 田中 貞二君 | 田邊 健一君  | 田尻 生五君 | 田子 一民君  | 田口 文次君 | 高橋 保君   | 高倉 寛君   | 竹下 文隆君 | 立川 平君  | 武田 徳三郎君  | 瀧 正雄君   | 多木 久米次郎君 | 津崎 尚武君 | 土倉 宗明君 | 中野 雄一郎君 |        |
| 中島 守利君  | 中村 高壽君   | 名川 侃市君  | 向井 俊雄君  | 上田 幸吉君  | 上原 平太郎君 | 内野 辰次郎君 | 梅村 大君   | 野田 俊作君   | 熊谷 巖君  | 熊谷 五右衛門君 | 久原 房之助君  | 窪井 義道君 | 窪井 義道君  | 窪井 義道君 | 窪井 義道君  | 窪井 義道君 | 窪井 義道君  | 窪井 義道君 | 窪井 義道君  | 窪井 義道君  | 窪井 義道君 | 窪井 義道君 | 窪井 義道君   | 窪井 義道君  | 窪井 義道君   | 窪井 義道君 | 窪井 義道君 | 窪井 義道君  | 窪井 義道君 |

- |        |          |        |         |        |        |         |        |       |       |        |        |         |         |        |        |         |         |          |         |        |         |        |       |        |       |        |       |        |        |
|--------|----------|--------|---------|--------|--------|---------|--------|-------|-------|--------|--------|---------|---------|--------|--------|---------|---------|----------|---------|--------|---------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|--------|
| 村上被四郎君 | 内ヶ崎 作三郎君 | 工藤 健男君 | 矢野 庄太郎君 | 堀田 正一君 | 堀田 四郎君 | 前田 房之助君 | 橋本 忠雄君 | 堀山 勝君 | 牧山 勝君 | 町田 忠治君 | 小山 徳彌君 | 小泉 又次郎君 | 木村 三三郎君 | 青木 本實君 | 佐藤 興一君 | 佐藤 兵五郎君 | 作田 高太郎君 | 木村 小左衛門君 | 清水 留三郎君 | 重松 原治君 | 平川 辰太郎君 | 藤田 徳藏君 | 百瀬 波君 | 鈴木 寅彦君 | 伊藤 肇君 | 戸田 由美君 | 加藤 一君 | 野中 徹也君 | 山道 真一君 |
| 村上被四郎君 | 内ヶ崎 作三郎君 | 工藤 健男君 | 矢野 庄太郎君 | 堀田 正一君 | 堀田 四郎君 | 前田 房之助君 | 橋本 忠雄君 | 堀山 勝君 | 牧山 勝君 | 町田 忠治君 | 小山 徳彌君 | 小泉 又次郎君 | 木村 三三郎君 | 青木 本實君 | 佐藤 興一君 | 佐藤 兵五郎君 | 作田 高太郎君 | 木村 小左衛門君 | 清水 留三郎君 | 重松 原治君 | 平川 辰太郎君 | 藤田 徳藏君 | 百瀬 波君 | 鈴木 寅彦君 | 伊藤 肇君 | 戸田 由美君 | 加藤 一君 | 野中 徹也君 | 山道 真一君 |

- |        |        |         |        |        |        |        |        |        |        |        |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |
|--------|--------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 河野 一郎君 | 小林 朝治君 | 藤生 安太郎君 | 益谷 秀次君 | 前田 未藏君 | 松岡 健三君 | 八角 三郎君 | 山下 谷次君 | 山田 又司君 | 山口 義一君 | 山口 義一君 | 山崎 達之助君 | 山崎 達之助君 | 山崎 達之助君 | 山崎 達之助君 | 山崎 達之助君 | 山崎 達之助君 | 山崎 達之助君 | 山崎 達之助君 | 山崎 達之助君 | 山崎 達之助君 | 山崎 達之助君 | 山崎 達之助君 | 山崎 達之助君 | 山崎 達之助君 | 山崎 達之助君 | 山崎 達之助君 | 山崎 達之助君 | 山崎 達之助君 | 山崎 達之助君 |
|--------|--------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|

- |       |        |        |        |        |       |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |
|-------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 後藤 信君 | 近藤 市郎君 | 江藤 九郎君 | 青木 三郎君 | 青木 精一君 | 青田 勝君 | 安藤 正純君 | 安藤 正純君 | 安藤 正純君 | 安藤 正純君 | 安藤 正純君 | 安藤 正純君 | 安藤 正純君 | 安藤 正純君 | 安藤 正純君 | 安藤 正純君 | 安藤 正純君 | 安藤 正純君 | 安藤 正純君 | 安藤 正純君 | 安藤 正純君 | 安藤 正純君 | 安藤 正純君 | 安藤 正純君 | 安藤 正純君 | 安藤 正純君 | 安藤 正純君 | 安藤 正純君 | 安藤 正純君 | 安藤 正純君 |
|-------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|

- |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 瀬川 嘉助君 | 世野 弘一君 | 鈴木 三郎君 | 鈴木 義隆君 | 鈴木 安孝君 | 鈴木 安孝君 | 鈴木 安孝君 | 鈴木 安孝君 | 鈴木 安孝君 | 鈴木 安孝君 | 鈴木 安孝君 | 鈴木 安孝君 | 鈴木 安孝君 | 鈴木 安孝君 | 鈴木 安孝君 | 鈴木 安孝君 | 鈴木 安孝君 | 鈴木 安孝君 | 鈴木 安孝君 | 鈴木 安孝君 | 鈴木 安孝君 | 鈴木 安孝君 | 鈴木 安孝君 | 鈴木 安孝君 | 鈴木 安孝君 | 鈴木 安孝君 | 鈴木 安孝君 | 鈴木 安孝君 | 鈴木 安孝君 | 鈴木 安孝君 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|

- |        |          |        |         |        |        |         |        |       |       |        |        |         |         |        |        |         |         |          |         |        |         |        |       |        |       |        |       |        |        |
|--------|----------|--------|---------|--------|--------|---------|--------|-------|-------|--------|--------|---------|---------|--------|--------|---------|---------|----------|---------|--------|---------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|--------|
| 村上被四郎君 | 内ヶ崎 作三郎君 | 工藤 健男君 | 矢野 庄太郎君 | 堀田 正一君 | 堀田 四郎君 | 前田 房之助君 | 橋本 忠雄君 | 堀山 勝君 | 牧山 勝君 | 町田 忠治君 | 小山 徳彌君 | 小泉 又次郎君 | 木村 三三郎君 | 青木 本實君 | 佐藤 興一君 | 佐藤 兵五郎君 | 作田 高太郎君 | 木村 小左衛門君 | 清水 留三郎君 | 重松 原治君 | 平川 辰太郎君 | 藤田 徳藏君 | 百瀬 波君 | 鈴木 寅彦君 | 伊藤 肇君 | 戸田 由美君 | 加藤 一君 | 野中 徹也君 | 山道 真一君 |
|--------|----------|--------|---------|--------|--------|---------|--------|-------|-------|--------|--------|---------|---------|--------|--------|---------|---------|----------|---------|--------|---------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|--------|

○議長(橋本悦三郎君) 御座リ致シマス、今朝議會ニ於テハ、衆議院規則第四十條ニ依リ、議案案查ノ爲メ常任委員ヲ設ケ、其數ハ四十五人ト致シタイト思ヒマス、之ニ御具議アリマセシカ

(異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(橋本悦三郎君) 御具議ナシト認メマス、仍チ其通り決シマシク、日程第二、常任委員ノ選舉ニ移リマス

第二 常任委員ノ選舉

○議長(橋本悦三郎君) 是ヨリ諸君ハ各部ニ御參集ノ上、常任委員ノ選舉ヲ行ハレ、其結果ヲ議長マデ御出アランコトヲ望ミマス、尙ホ議長ヨリ後期事務審議ノ議案ニ付キ御報告ガアル等アリマス、暫時休致シマス

午前十一時十三分休庭

午前十一時五十三分再開

○議長(秋田清憲) 休庭前ニ引續キ會議ヲ開キマス、開院式勅諭奉答草案ノ願末ヲ御報告致シマス、本日午前十一時迄内政



第八 無補給法案(政府提出) 第一讀會  
 第九 未稅捐納特別會計法中改正法律案(政府提出) 第一讀會  
 第十 右各案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉 第一讀會  
 第十一 金融債務臨時停付法案(政府提出) 第一讀會  
 第十二 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉 第一讀會  
 第十三 商標聯合法案(政府提出) 第一讀會  
 第十四 商標聯合法案(政府提出) 第一讀會  
 第十五 右各案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉 第一讀會  
 第十六 市町村立常小學校臨時停課補助法案(政府提出) 第一讀會  
 第十七 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

○議長(秋田清吉) 議案ノ報告ヲ致セマ  
 (書記官朗讀)  
 一 政府ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ  
 (第一號) 昭和七年度歳入歳出總算追加案  
 (特第一號) 昭和七年度特別會計歳入歳出總算追加案  
 (追第一號) 豫算外歳入ノ負擔トナルベキ契約ヲ爲スル要件  
 (以上八月二十五日提出)  
 一 議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ  
 地租ノ免除ニ關スル法案 安達 齋藤君  
 提出者 安達 齋藤君  
 開國稅則用者總分法中改正法律案 安達 齋藤君  
 提出者 安達 齋藤君  
 民法中改正法律案 安達 齋藤君  
 提出者 安達 齋藤君  
 南法中改正法律案 安達 齋藤君  
 提出者 安達 齋藤君

提出者 安達 齋藤君  
 南法施行法中改正法律案 安達 齋藤君  
 提出者 安達 齋藤君  
 利息制限法中改正法律案 安達 齋藤君  
 提出者 安達 齋藤君  
 銀行法中改正法律案 安達 齋藤君  
 提出者 安達 齋藤君  
 加藤 一君 野田文一郎君  
 小山 谷君 戸田 貞吉君  
 小田 虎造君 山田 貞吉君  
 民事訴訟法中改正法律案 戸田 貞吉君  
 提出者 戸田 貞吉君  
 農林省官制中改正法律案 戸田 貞吉君  
 提出者 戸田 貞吉君  
 農林省官制中改正法律案 戸田 貞吉君  
 提出者 戸田 貞吉君  
 中央郵便市場法中改正法律案 戸田 貞吉君  
 提出者 戸田 貞吉君  
 村上被四郎君 藤井 啓一君  
 (以上八月二十五日提出)  
 決議案(地方金融整理ノ爲メ銀行設立ノ件)  
 提出者 安達 齋藤君  
 (以上八月二十四日提出)  
 (左ノ報告ハ期日ヲ經テモ未ダ參照ノ爲メ未ダ初稿ス)  
 澤川低水工事ニ關スル建議案 中野 啓一君  
 提出者 中野 啓一君  
 濁水地方救済ニ關スル建議案 中野 啓一君  
 提出者 中野 啓一君  
 仁田大八郎君 宮本 一郎君  
 春名 成孝君 太田 正孝君  
 倉元 要一君 山口 忠五郎君  
 島原 幸三君 雲仙 國立公園指定ニ關スル建議案 中野 啓一君  
 提出者 中野 啓一君  
 網走海濱港修築ニ關スル建議案 中野 啓一君  
 提出者 中野 啓一君

提出者 安達 齋藤君  
 南法施行法中改正法律案 安達 齋藤君  
 提出者 安達 齋藤君  
 利息制限法中改正法律案 安達 齋藤君  
 提出者 安達 齋藤君  
 銀行法中改正法律案 安達 齋藤君  
 提出者 安達 齋藤君  
 加藤 一君 野田文一郎君  
 小山 谷君 戸田 貞吉君  
 小田 虎造君 山田 貞吉君  
 民事訴訟法中改正法律案 戸田 貞吉君  
 提出者 戸田 貞吉君  
 農林省官制中改正法律案 戸田 貞吉君  
 提出者 戸田 貞吉君  
 農林省官制中改正法律案 戸田 貞吉君  
 提出者 戸田 貞吉君  
 中央郵便市場法中改正法律案 戸田 貞吉君  
 提出者 戸田 貞吉君  
 村上被四郎君 藤井 啓一君  
 (以上八月二十五日提出)  
 決議案(地方金融整理ノ爲メ銀行設立ノ件)  
 提出者 安達 齋藤君  
 (以上八月二十四日提出)  
 (左ノ報告ハ期日ヲ經テモ未ダ參照ノ爲メ未ダ初稿ス)  
 澤川低水工事ニ關スル建議案 中野 啓一君  
 提出者 中野 啓一君  
 濁水地方救済ニ關スル建議案 中野 啓一君  
 提出者 中野 啓一君  
 仁田大八郎君 宮本 一郎君  
 春名 成孝君 太田 正孝君  
 倉元 要一君 山口 忠五郎君  
 島原 幸三君 雲仙 國立公園指定ニ關スル建議案 中野 啓一君  
 提出者 中野 啓一君  
 網走海濱港修築ニ關スル建議案 中野 啓一君  
 提出者 中野 啓一君

中、出來得ル限り速ニ正式ノ承認ヲ與フル  
 決定ノ下ニ、目下高敷ノ準備ヲ整ヘワ、アル  
 ル次第デアリマス  
 在滿帝國國境ノ間滿ナル運轉被制ノ爲  
 ニ、適當ナル施設ヲ行フコトノ緊要ナル  
 ハ、夙ニ認メラレタル所デアリマスガ、今  
 般取敢ヘズ現在諸國ノ首腦ニハ同一人ノ  
 ニ當リ、滿洲ニ於ケル現實ノ事情ニ應ジ、  
 必要ニシテ適切ナル措置ヲ講ゼルコト  
 ト相成リ、ゾデアリマス、而シテ重要施設  
 以來既ニ一年ニ近ク、此間滿洲ノ警備ニ在  
 テ困難ニ堪ヘ忍ビ、兵艦ノ配置ニ從事シ  
 テ、治安ノ恢復ニ盡力シテ、アル將兵ノ辛  
 苦ニ對シ、重ねテ深ク感謝ノ意ヲ表スルモ  
 ノデアリマス

諸君、不況困難ノ難局ニ直面シテ、農山  
 漁村及中小工業ノ窮狀ニ對シ、之ガ匡救  
 策ヲ講ズルコトハ、今朝議會ノ使命デアリ  
 マス、現下ノ不況ニ付キマシテハ、天災  
 陛下ノ深ク御憂念アラセラル、或ニ恐慌  
 ニ堪ヘザル所デアリマス、而シテ今般長ク  
 モ時局匡救ノ爲ニ適當な施設及準備ヲ講  
 シテ、多額ノ内帑ヲ御下賜アラセラル、  
 聖恩ノ宏大ナル、誠ニ感戴ニ堪ヘマセズ、  
 聖旨ヲ奉讀シ、篤力行ヲ行フ結果ヲ觀メ、  
 以テ來歲ニ關ヒ率ランコトヲ期スル次第  
 アリマス、固ヨリ時局ノ匡救ニ適切ナル施  
 設ヲ實現致シ、人心安定ノ對策ヲ進行スル  
 コトガ、現内閣ノ重要ナル任務ノ一デアリ  
 マスカラ、萬難ヲ排シテ是ガ達成ヲ期シテ  
 ツアルノデアリマス、然ルニ滿、前朝議會  
 ノ衆議院ニ於キマシテ、通貨流通ノ困難、  
 農村其他ノ負債整理、公共事業ノ建設、必  
 ナル諸案ヲ提出スベキ旨ノ決議モアリ、政  
 府モ其意ヲ同ジスルモノデアリマスガ故  
 ニ、出來得ル限り決議ノ趣旨ニ副ヘンコト  
 ヲ期シマシテ、爾來數案具體案ノ作成ニ努  
 シテ、茲ニ諸君ノ協賛ヲ請フベキ時期ニ達  
 シタノデアリマス

先づ政府ハ現下ノ經濟セル金融ノ疏通ヲ  
 圖ルガ爲メ、産業資金等ノ供給ト相俟テ、  
 今後三年間低利資金ヲ放出シテ、銀行及  
 業組合ノ不動産ニ對シテ、貸付金ヲ融通化セ  
 シムルコト、シ、之ガ資金融通ニ當リ不  
 動産銀行及業組合中央金融ニ損失ヲ生ジタ  
 ル場合ニハ、政府ニ於テ之ヲ補償スルコト  
 ト致シタノデアリマス、固ヨリ此等資金ノ  
 融通ナル疏通ハ、産業組合系統ニ屬スル各  
 種機關ノ活動ハ、快ク所大ナルベキハ、官  
 マデモナイノデアリマス、其後能ク  
 充シ、其事業ノ發達ヲ助長シ、且之ガ活  
 用ヲ適當ナラシメントコトヲ期シ居ル次第  
 デアリマス、政府ハ又低利政策ヲ採リ、引  
 シテ、來月十日ヨリ郵便貯金利率ノ引  
 下ヲ行ヒ、一般金利ノ低下ヲ導キ、金  
 融ノ潤滑ヲ圖ラントスルモノデアリマス、  
 兼算ノ實施ト上述諸般ノ施設トニ依リ、通  
 貨流通ノ潤滑ヲ期セントスルモノデアリマ  
 ス

次ニ農村其他ノ負債整理ニ關シマシテハ、  
 先づ以テ一方ハ各般低利資金ニ付テ、本  
 年度以降三年間定期ノ到來スベキ元利  
 金及現ニ延滞セル元利金ニ對シ、適當ナル  
 融通策ヲ與フルノ方途ヲ講ズルコト、致シ  
 外、一方ハ、確實ナル債務者ノ負債整理  
 ニ關シ、更生ノ機會ヲ與フルガ爲メ、農村  
 ハ、國庫共助ノ精神ニ基ケル負債整理組合  
 設ケシメマシテ、計畫的組織的ニ負債ノ整  
 理ヲ行ハセ、政府及道府縣ニ於テハ之ニ對  
 シテ整理資金ヲ供給スルコト、シ、又既存  
 ノ金融債務ニ付キマシテハ、債權者債務者  
 互ニ依リ債務ノ整理ヲ設ケルコト、致シ  
 タノデアリマス  
 更ニ進んで政府ハ積極的ニ適切ナル事業  
 ヲ起シテ産業ヲ興ヘ、不況ニ沈淪セル農  
 村ヲ打開セシムルガ爲メ、道路其他ノ工事ト共  
 各般ノ農林土木事業ヲ實施スル等ノ方法ヲ  
 講ジ、由テ以テ窮乏セル農山漁民ニ直接  
 勞ノ機會ヲ與ヘ、過ク貧窮收入ノ途ヲ開ク



右ノ外務省改訂成ニ要スル經費、金銀  
債券臨時發行法施行ニ關スル經費等アリ  
マシ

以上ハ今午政府ノ於テ計置シタル昭和七  
年度ニ於ケル時局區畫ニ關スル經費ノ大體  
ニ付テ説明シタルアリマス、右ノ經費  
ノ内一節ハ豫算編成ノ後、施行經費  
ノ範圍内ニ於テ支拂シ得ルモノガアリマス  
トシ、此分ハ實行經費ヲ増額スルコト、シ  
テ、今日追加算入トシテ豫算ノ總額ヲ金  
額ハ、一般會計ニ於テ數出總額一億四千六  
百六十餘萬圓アリマス、而シテ之ニ對シ  
ル歳入ノ追加算入一億六千三百四十餘萬  
圓アリマス、歳入歳出差引歳入超過額  
千六百七十餘萬圓ハ、前述ノ實行經費増額  
ノ財源ニ充ツルノデアリマス

別會計ノ分、總額公債七百萬圓、朝鮮事業  
公債三百三十餘萬圓、臺灣公債六百六十  
餘萬圓、總本公債一億六千餘萬圓、計千二百  
六十餘萬圓、合計一億七千五百四十餘萬圓  
アリマス、之ニ對シテ決定セル本年度公  
債發行總額六億七千萬圓ヲ加ヘマシムルハ、  
昭和七年度ニ於ケル公債發行總額一億八  
千二百萬圓トナリマス、

右發行總額中、七千七百餘萬圓ハ支拂公債  
アリ、又新發公債中、現金公債其他政府債  
ノ引受ノ金額九千八百餘萬圓アリマス、  
ナリマス、此金額ハ今日ノ狀況ニ於テハ一  
應日本銀行アリテ之ヲ引受ケシムル見込デ  
アリマス

次ニ我國經濟ノ振興ヲ打聞シ、且ツ  
歳入増進ノ爲メ、根本手段トシテハ、  
貨ノ供給ヲ増進スルコトヲ要スル  
コト、前記ニ於テ説明セタル日本銀行  
準備金ノ増進、故國外銀行ノ低減ニ  
關スル法律ノ如キモ、是ガ對策ノ一端ニ外  
ナラカ、今日ノ時局ニ對シテ、今日更ニ  
貯蓄ノ利率ヲ低減シ、一分二厘引下  
テ三分トシテ、來月十月一日ニ實行スル  
コト、及シテ、現行貯蓄ノ利率更  
如キハ、成ベク之ヲ低減スルコトアリマス

今日ノ非常時ニ際シ、經濟界全體ノ  
救済ノ爲メ、一般金利ノ低下ヲ圖ルコト  
ガ最モ重要ナル事ナリ、此際ニ於テハ、  
由テ大體重要ナル貸付利率ノ低下  
ヲ、資金ノ融通ヲ受ケル各地方團體ノ  
救済ニ資スルコト、農林及中小工業界  
ノ救済ニ資シ、併セテ一般金利ノ低下ヲ  
導クニ資スルコトヲ要ス

政府ハ預金部資金ノ性質ニ鑑ミ、成ベク  
之ヲ地方ニ配分スル方針ヲ採ラマシ  
テ、現下ノ時局ニ際シ、時局區畫對策  
對シ、出來得ル限リ多額ノ資金ヲ供給スル  
コトノ必要ヲ認メ、前記振興及農林工業  
救済金四千餘萬圓、建設ノ政府債及農林  
救済金五萬圓ノ内、昭和七年度分トシテ  
救済一億圓、建設組合金五萬圓、建設  
ノ内、昭和七年度分トシテ救済一億二  
百萬圓、中小工業救済金三千萬圓、  
其他各救済資金等、總額一億二千六百  
餘萬圓、及ツ建設資金ノ融通ヲ爲スコト  
決定セリ

政府ハ預金部資金ノ性質ニ鑑ミ、成ベク  
之ヲ地方ニ配分スル方針ヲ採ラマシ  
テ、現下ノ時局ニ際シ、時局區畫對策  
對シ、出來得ル限リ多額ノ資金ヲ供給スル  
コトノ必要ヲ認メ、前記振興及農林工業  
救済金四千餘萬圓、建設ノ政府債及農林  
救済金五萬圓ノ内、昭和七年度分トシテ  
救済一億圓、建設組合金五萬圓、建設  
ノ内、昭和七年度分トシテ救済一億二  
百萬圓、中小工業救済金三千萬圓、  
其他各救済資金等、總額一億二千六百  
餘萬圓、及ツ建設資金ノ融通ヲ爲スコト  
決定セリ

建設モ、前議會ニ於ケル帝國議會ノ院議  
ニ當リテ、時局對策トシテ、  
モ適當ト信ジタルモノヲ採擇シマシタ  
第アリマス、今日ノ時局ニ際  
シテハ、國民ガ單ニ政府ノ對シテ、  
依順スルガ如キコトガ、到底所期ノ  
效果ヲ收ムルコトガ出来ナイノデアリ  
マシ、國民自身力更生ノ策ヲ以テ、  
打開ノ道ヲ求メ、私ハ國家ノ内外ニ  
テアリマス、私ハ國家ノ内外ニ  
ル下ノ非常時ニ際シテ、我々國民ガ其  
有ノ緊急不救ノ精神ヲ發揮シテ、此  
世界ノ救済ニ堪ヘラレシコトヲ希  
シテ止マヌノ  
デアリマス

今日ノ非常時ニ際シ、經濟界全體ノ  
救済ノ爲メ、一般金利ノ低下ヲ圖ルコト  
ガ最モ重要ナル事ナリ、此際ニ於テハ、  
由テ大體重要ナル貸付利率ノ低下  
ヲ、資金ノ融通ヲ受ケル各地方團體ノ  
救済ニ資スルコト、農林及中小工業界  
ノ救済ニ資シ、併セテ一般金利ノ低下ヲ  
導クニ資スルコトヲ要ス

政府ハ預金部資金ノ性質ニ鑑ミ、成ベク  
之ヲ地方ニ配分スル方針ヲ採ラマシ  
テ、現下ノ時局ニ際シ、時局區畫對策  
對シ、出來得ル限リ多額ノ資金ヲ供給スル  
コトノ必要ヲ認メ、前記振興及農林工業  
救済金四千餘萬圓、建設ノ政府債及農林  
救済金五萬圓ノ内、昭和七年度分トシテ  
救済一億圓、建設組合金五萬圓、建設  
ノ内、昭和七年度分トシテ救済一億二  
百萬圓、中小工業救済金三千萬圓、  
其他各救済資金等、總額一億二千六百  
餘萬圓、及ツ建設資金ノ融通ヲ爲スコト  
決定セリ

政府ハ預金部資金ノ性質ニ鑑ミ、成ベク  
之ヲ地方ニ配分スル方針ヲ採ラマシ  
テ、現下ノ時局ニ際シ、時局區畫對策  
對シ、出來得ル限リ多額ノ資金ヲ供給スル  
コトノ必要ヲ認メ、前記振興及農林工業  
救済金四千餘萬圓、建設ノ政府債及農林  
救済金五萬圓ノ内、昭和七年度分トシテ  
救済一億圓、建設組合金五萬圓、建設  
ノ内、昭和七年度分トシテ救済一億二  
百萬圓、中小工業救済金三千萬圓、  
其他各救済資金等、總額一億二千六百  
餘萬圓、及ツ建設資金ノ融通ヲ爲スコト  
決定セリ

○國務大臣ノ演説ニ對スル質疑  
(森田君發言)  
○國務大臣ノ演説ニ對スル質疑  
○國務大臣ノ演説ニ對スル質疑

○國務大臣ノ演説ニ對スル質疑  
(森田君發言)  
○國務大臣ノ演説ニ對スル質疑  
○國務大臣ノ演説ニ對スル質疑

○國務大臣ノ演説ニ對スル質疑  
(森田君發言)  
○國務大臣ノ演説ニ對スル質疑  
○國務大臣ノ演説ニ對スル質疑

○國務大臣ノ演説ニ對スル質疑  
(森田君發言)  
○國務大臣ノ演説ニ對スル質疑  
○國務大臣ノ演説ニ對スル質疑







有利な金輸出の禁止、金貨の流通、...

○大田色々外情等、...

○大田色々外情等、...

○大田色々外情等、...

大田色々外情等、...

○大田色々外情等、...

○大田色々外情等、...

○大田色々外情等、...





ヲ御指シテナルノデアラウトモヘテ居リマ  
ス、輸出生絲ノ執制販賣ト云フコトハ色々  
今日マデ考究セラレテ居リマス、吾々共  
今日其考究ヲ致シテ居リマスガ、其  
影響スル所ハ對外的ノ關係アリ、又對内  
ノ各種ノ業者ニ關係ガアリマシテ、簡單ニ  
實行出來ル問題デハアリマセス、尙ホ考究中  
ニ屬シテ居ルト御答スルノ外ハアリマセス  
ソレカラ農村ノ更生ノ爲ニ計畫經濟、農村  
計畫ト云フヤウナコトヲ言ハレテ居ルガ  
ウ云フ意味カ、是ハ恐ラク農算ニアリマス  
ル農村經濟更生計畫ニ關シテノ御答アラ  
ウト思ヒマスガ、私ハ今日ノ農村ニ關シ  
居ル根本問題ハ薄山アルト考ヘテ居リマ  
ス、其一ツハ農村ガ經濟ヲ計畫的ニヤテ  
行クコトニ於テマデ餘程ノ餘地ガアル、之  
ヲ進メナクテレバナラズ、農家デア、テモ、  
農村デア、テモ、産業ノ方面、生産ノ方面  
デモ、消費ノ方面デモ、又販賣其他ノ方面  
ニ於キマシテモ、計畫ト秩序ノアル組織ニ  
進メナクテレバナラズ、是ハ永遠ノ方策トシ  
テ今カラ着手ヲ十分ニシテ行カナクテレバ  
ラスコトデアル、過去ニ於テモ相當行ハレ  
テ、アリマスケレドモ、是ハ矢張り農村經濟  
更生ノ具體的ノ方策ト考ヘテ居ルノデアリ  
マス、其事ヲ意味シテ居ルノゴザイマス、  
左様御承知ヲ願ヒマス

ナラナカク爲ニ御答ガナカクノゴト思ヒ  
マス、簡單ニ其事ヲ申上ゲテ御答タイト思  
ヒマスガ、私ノ第一ニ御答ヲ致シテノハ、  
負債整理ノ問題デアリマス、負債整理ニ付  
テ今日ノ政府ノ御考デハ、只今農林大臣ノ  
御話ニナリマシテヤウナ行キ方、是デハ一  
因家ガ補償ヲシナイデ、單ニ低利資金ヲ  
ケラ動カシテ行カウト云フ行キ方デハ、  
本當ニ負債整理ノ目的ヲ達成シテ行ケナ  
イ、ソレデアラカラ國家ガ補償ヲスル、補  
償ヲスル上ニ何等カノ別ノ機關ヲ設ケテ  
レバナラナイ、何等カノ方法デオヤリマ  
ラナクテレバナラナイ存ジマスガ、此點ハ  
大蔵省ノ所管ト思ヒマスカラ、大蔵大臣  
御答申上ゲテノデアリマス、ドウゾ御答  
願ヒタイト思ヒマス

ソレカラ第二ニ金利ノ問題、金利ノ問題  
ハ何ノ事ヲ言ウカ分ラヌト御考ヤラレマ  
シタガ、金利ノ問題ハ大蔵大臣自ラ言ハ  
レタ、金利ヲ低下スコトハ金融ノ疏通ヲ  
スコトガ目的デアル、私共モチウモ、ア  
リマスガ、併ナガラ今日金融ノ疏通ヲス  
ルニオヤリマシタル所則金利低下ノ行キ方ト  
云フモノハ、庶民階級ノ手ヲ進メ、行キ  
利ハドウカト云フト、特殊銀行ノ手ヲ進  
メ行キト云フト、一番末端ニ行キテ六分二厘  
デアリマス、私ハ是ハ安イ金利ト思ヒマ  
セス、モウ少シ安イ出来ルモノデハナイカ  
ト云フコトヲ願フカ、ソレデアリマス、ソ  
レカラ若シ他ノ方法デ行ケナラバ、法律ノ  
力ヲ使フ御答トカ何ト云フモノガ御答  
省カラ出ルヤウデアリマスガ、非常ニ高利

貸ノヤウナ高イ金利ヲ取ル者ハ、是ハ高利  
貸仕伏ト云フヤウナ意味デ、高イ金利ヲ取  
ラナクテ云フコトモ、是モ金利ヲ或ル程  
度マデ御制シテ行クコトデハナイカト思ヒ  
マス、是ハ大蔵省ノ所管デハアリマセス  
レドモ、大蔵大臣トシテオヤリマシタル  
ハ、是カラマデモウ少シ安イ金利デ、下ノ  
方マデ行流ル方法ガナイカト云フコトヲ御  
答見テノデアリマス

(國務大臣高橋是清君答)

窮狀ヲ想ヘラレタ中ノ具體的ノ問題トシテ  
ハ、米ノ價ノ安イノト、養蠶家、製絲家ノ  
窮狀トデアタ、其時分ニハ前二頁目二圖ニ  
モナラズ、若シソレヨリ下テハ農家ハ逆  
モ食、テ行ケス、肥料代何モ増ヘテモソ  
ハナイト云フコトガ一般ノ御答デアタ、ソレ  
ガ今日一頁目四圖ニ於テ云フコト、其方  
ノ苦情ハ少シモ聞エタナク、聞エタナ  
ク、ナク云フコトガ實際ニ經濟界ニ及ボス  
影響ハドウデアルカト云フト、其地方ノ銀  
行ガ、アノ當時ハ假令百萬圓ノ金デモ中  
々養蠶家、製絲家ノ爲ニ開通シテ融通スル  
云フコトハ困難デ、始終其困難ノ點ガ聞  
エタノデアアル、所ガ今日ハ其苦情ニ應  
金融通關カラ因ルト云フ御答スルコトモ  
無クナク、ソレナラズ、融通モ付イテ來、  
又農家デモ品物ガ相當ノ値ニ賣レテ收入ガ  
多クナレバ、借リテモノハ自分ノ力ヲ進  
ト云フコトニ向テ來タ、凡ソ今日政府ガ  
直接ナリ、間接ナリ、間接ト云フノハ  
即チ預金部ヲ經テデスガ、是デケノ、十六  
億ノ金ガ三年間ノ中ニ使用サレル其效果ト  
云フモノハ、其金ガ如何ニ使ハレルカト云  
フ其方法手段ニ依ルコトデアリマスガ、一  
ツニハ十六億ノ金ガ唯十六億一ツノ用ヲ足  
シテ直ダ戻テ來ルノデハ本當ノ效果ハ得  
テ來ナイ、ソレガ廻轉々々シテ、此十六億  
ノ金ガ十六億ニモ廻轉シテ行カナクテ此  
經濟界ハ立直ラナイ、若シ其通りニ此金ガ  
運轉サレテ、經濟界ガ立直、テ行ケバ、今マ  
デ借金ニ苦シミ、利息モ元金モ拂ヘナイト  
叫バレテ此際ハ即チ行クノデアアル、ソレ

今日ノ要ハ餘人ノ御答ニ對シテ相當ナル  
收入ノアルヤウニスルコト云フノガ根本デア  
ル、デ今日ノ所ハ其事ガ是カラ行ハレヤウ  
ト云フ時デアアル、吾々或レモノハ既ニチウ  
ナク居ル、御承知デアリマセウガ今日中小  
商工業者ノ或レ種類ノモノハ非常ニ忙シイ  
コトニナラシメテ、是ハマデ或レ品物ニ關  
テ居ルノデ、一般的ニハマデ忙シイ  
ナイ、併シ今度ノ政府ノ政策ノ爲ノ資金  
或レ種類ノ商工業者ガ資金ヲ居ルノ同種  
ノ資金ガ一般的ニ現ハレテ來ルモノト信  
テ居ルノデアリマス、是ハ銀行政策ノ爲  
ニ七億ノ國庫補償ヲシテ高橋ガ、今日國民  
ノ相對ノ負債、無擔保ノ負債、其整理ニ付  
テ金ヲ貸シテヤルト云フコトニ對シテ補償  
シナイト何事ダト云フヤウナ、御答ノヤ  
ウナ御話デアタ、併シ前ノハアレハ單ニ銀  
行ヲ救済スル爲ノ七億デハナイ、銀行ニ預  
金ヲシテアル預金者ノ保護ト云フコトガ第  
一ノ目的デアタ、銀行其ノヲ保護スルノ  
デハナイ、預金者ニ迷惑ヲ與ケナイヤウニ  
シ、預金者ニ安心ヲ與ヘルト云フノガ國家  
ノ執、方針デアタノデアアル、決シテ個人  
ノ借財ヲ染ニシテヤルト云フヤウナ意味デ  
ハナカク、ソレデ御答シテ置キマス

今日ノ要ハ餘人ノ御答ニ對シテ相當ナル  
收入ノアルヤウニスルコト云フノガ根本デア  
ル、デ今日ノ所ハ其事ガ是カラ行ハレヤウ  
ト云フ時デアアル、吾々或レモノハ既ニチウ  
ナク居ル、御承知デアリマセウガ今日中小  
商工業者ノ或レ種類ノモノハ非常ニ忙シイ  
コトニナラシメテ、是ハマデ或レ品物ニ關  
テ居ルノデ、一般的ニハマデ忙シイ  
ナイ、併シ今度ノ政府ノ政策ノ爲ノ資金  
或レ種類ノ商工業者ガ資金ヲ居ルノ同種  
ノ資金ガ一般的ニ現ハレテ來ルモノト信  
テ居ルノデアリマス、是ハ銀行政策ノ爲  
ニ七億ノ國庫補償ヲシテ高橋ガ、今日國民  
ノ相對ノ負債、無擔保ノ負債、其整理ニ付  
テ金ヲ貸シテヤルト云フコトニ對シテ補償  
シナイト何事ダト云フヤウナ、御答ノヤ  
ウナ御話デアタ、併シ前ノハアレハ單ニ銀  
行ヲ救済スル爲ノ七億デハナイ、銀行ニ預  
金ヲシテアル預金者ノ保護ト云フコトガ第  
一ノ目的デアタ、銀行其ノヲ保護スルノ  
デハナイ、預金者ニ迷惑ヲ與ケナイヤウニ  
シ、預金者ニ安心ヲ與ヘルト云フノガ國家  
ノ執、方針デアタノデアアル、決シテ個人  
ノ借財ヲ染ニシテヤルト云フヤウナ意味デ  
ハナカク、ソレデ御答シテ置キマス

今日ノ要ハ餘人ノ御答ニ對シテ相當ナル  
收入ノアルヤウニスルコト云フノガ根本デア  
ル、デ今日ノ所ハ其事ガ是カラ行ハレヤウ  
ト云フ時デアアル、吾々或レモノハ既ニチウ  
ナク居ル、御承知デアリマセウガ今日中小  
商工業者ノ或レ種類ノモノハ非常ニ忙シイ  
コトニナラシメテ、是ハマデ或レ品物ニ關  
テ居ルノデ、一般的ニハマデ忙シイ  
ナイ、併シ今度ノ政府ノ政策ノ爲ノ資金  
或レ種類ノ商工業者ガ資金ヲ居ルノ同種  
ノ資金ガ一般的ニ現ハレテ來ルモノト信  
テ居ルノデアリマス、是ハ銀行政策ノ爲  
ニ七億ノ國庫補償ヲシテ高橋ガ、今日國民  
ノ相對ノ負債、無擔保ノ負債、其整理ニ付  
テ金ヲ貸シテヤルト云フコトニ對シテ補償  
シナイト何事ダト云フヤウナ、御答ノヤ  
ウナ御話デアタ、併シ前ノハアレハ單ニ銀  
行ヲ救済スル爲ノ七億デハナイ、銀行ニ預  
金ヲシテアル預金者ノ保護ト云フコトガ第  
一ノ目的デアタ、銀行其ノヲ保護スルノ  
デハナイ、預金者ニ迷惑ヲ與ケナイヤウニ  
シ、預金者ニ安心ヲ與ヘルト云フノガ國家  
ノ執、方針デアタノデアアル、決シテ個人  
ノ借財ヲ染ニシテヤルト云フヤウナ意味デ  
ハナカク、ソレデ御答シテ置キマス





ハ、總理大臣ノ官邸ニ於テチリ云フ御茶會...

○議長(秋田清憲) 永井國勝大臣

○議長(秋田清憲) 永井國勝大臣...

○議長(秋田清憲) 藤田...

○議長(秋田清憲) 藤田...

本ノ森林ガ多年伐採セラレテ居リマシテ...

○議長(秋田清憲) 藤田...

○議長(秋田清憲) 藤田...

○議長(秋田清憲) 藤田...

○議長(秋田清憲) 藤田...

イト存シマシテ、忍ビ難キ所ヲ忍ビテ代...

○議長(秋田清憲) 大石...

○議長(秋田清憲) 大石...

○議長(秋田清憲) 藤田...

○議長(秋田清憲) 藤田...

ス、血盟問題アリ、愛憎問題アリ、何...

○議長(秋田清憲) 藤田...

○議長(秋田清憲) 藤田...

○議長(秋田清憲) 藤田...

○議長(秋田清憲) 藤田...

藤田君ガ閣下チテ編成ナル、ノデア...

○議長(秋田清憲) 藤田...

○議長(秋田清憲) 藤田...

○議長(秋田清憲) 藤田...

○議長(秋田清憲) 藤田...

ナイ、是セナイト云フ事實ヲ疑ハシ...

○議長(秋田清憲) 藤田...

○議長(秋田清憲) 藤田...

ル、吾々ハ此時局ニ對シテ部分的ノ破産...

○議長(秋田清憲) 藤田...

○議長(秋田清憲) 藤田...

トナリ、人ガ其國ヲ愛護シテ其情財ニ充...

○議長(秋田清憲) 藤田...

○議長(秋田清憲) 藤田...

藤田君ガ閣下チテ編成ナル、ノデア...

○議長(秋田清憲) 藤田...

○議長(秋田清憲) 藤田...

一、下、平生ヲ實行ノ餘格ナキ計畫ヲ...

御覽ナシ、一億圓ノ補償ヲ付テ...

調停方出来ルト見フカ、事ハ小ナリト...

此日本ノ更生ヲ策スルコトガ出来ルト...

國民同盟ハ然ラバ何ヲ主張スルカ、私共...

在ノ數字ヲ維持シテ置クコトハ...

ノ政策ハ、ドノ國ニ於テモ失敗シタ、...

在ノ數字ヲ維持シテ置クコトハ...

ノ低利借款、已ムヲ得ザル場合ノ貿易管理...

ニ至リ、面シテ海外ニ送ル投資スルニ...

ルカヲ見極メ、貨幣ノ對價値ノ落着ク...

在ノ數字ヲ維持シテ置クコトハ...

在ノ數字ヲ維持シテ置クコトハ...

在ノ數字ヲ維持シテ置クコトハ...

在ノ數字ヲ維持シテ置クコトハ...

在ノ數字ヲ維持シテ置クコトハ...

ノ低利借款、已ムヲ得ザル場合ノ貿易管理...

ニ至リ、面シテ海外ニ送ル投資スルニ...

ルカヲ見極メ、貨幣ノ對價値ノ落着ク...

在ノ數字ヲ維持シテ置クコトハ...





帝國ノ海軍擴張ヲ根本ノモノトシテ、此非  
 常時内閣ヲ相済ムモノト思フカ(拍手)  
 陸軍、私ハ海軍ヲ引用シテ政治上ノ討論  
 ニ用ユルガ如キコトハ非ナリトシテ、海軍  
 者アリマス、併ナガラ東軍ニ對シテハ  
 御勳勳ガ出テ居リマス、全文ヲ拜讀スルコ  
 トハ、我々ハマスガ、帝國軍隊ガ自衛權ノ發  
 動ニ依リ、彼等ナル行動ニ依リ、寧リ以テ  
 兼テ制シ、到ル處處警備ノ野ニ馳ヒテ帝  
 國ノ使命ヲ全ウシタル其忠烈ヲ嘉スルト云  
 フ意味ノ御勳勳ガ出テ居リマス(拍手)因  
 兵士ハ此御勳勳ヲ拜シテ洵ニ感激ニ堪ヘナ  
 カラデセウ、果シテモナキ土庫時代ニモ、  
 此大天ニ感マレナガラモ、此御勳勳ヲ想ヒ  
 ス時、日本國民トシテ忠勇ノ血ガ心氣ニ漲  
 テ來ルデアラウト思フ、是等ノコトデアル  
 而モ日本ノ國家意思ガ最も尊嚴ナル形ノ軍  
 人ハ、此御勳勳ノ中ニ表現セラレテ居ル、  
 之ニ對シテ一國ノ國長官ガ——評議者デ  
 ヤナイ——此日本ノ行動ニ對シテ「アグレ  
 ー」泥濘ガ泥濘ト言ハレテモ泥濘ハ痛  
 タハナイガラウガ世界ハ許サスト、コンナ  
 事ヲ言ハレテ此御勳勳セズシテ相済ムト思  
 ハレルカ、今日ノ外務大臣ノ演說中ニハ多  
 分ソレニ對シテ聲明ト受取レルヤウナ御所  
 モアル、併シ向テガ言ハレタ名指シテ平和主  
 義ヲ高調シ、不戰條約ノ精神ヲ高調シ、滿  
 洲問題ヲ檢討シ、今日ノ日本ノ行動ヲ不戰  
 條約違反ナリト斷言シ、今日ノ「シチニエ  
 シヨ」即チ現狀ヲ「シチニエ」ナリト言ハレ  
 ル、而シテ此泥濘ヲ、故ハ不戰條約ヲ以テ  
 制シテシテ言フコト勿レ、國際聯盟ニ反映

シ、共同ノ制裁ガアルゾト云フ意味ノ演說  
 文句ヲ破ベテ居ル、斯ウ云フ無禮ノ言ヲ爲  
 テレタルニ對シテ、我々居ルトハ何等デア  
 ルカ、齋藤總理大臣ハ地方長官會議ニ於テ  
 奧知トシテ其勇頭ニ於テ勳勳ヲ擯置スル程  
 ノ人ニアル、此非常時局ヲ擔任シ、日本  
 國ノ問題ノ焦點タル滿洲問題、此問題ニ對  
 シテアレバ、御勳勳ガ幾度チレテ居ル、此日  
 本國是ノ進行中ニ、之ニ「チヤレンジ」シテ  
 實論ニ向テ進言シ、言ヒ得位デ演説マシテ、  
 抑、陛下ヲ補弼シ奉ル大任ニ堪ヘ得ルト  
 信ズルヤ否ヤ、實ニシテ行ニ之ニ伴ハズ、  
 國民ノ苦シク之ヲ遺憾トスル所デアル、内田  
 外務大臣ガ非常時局内閣ニ列セラレテヨリ、  
 今北ヨリハ外務省ノ面目ヲ一新シ、任官當  
 初カラ即時承継一踏張りデヤ、テ來ラレテ  
 御決心ヲ感服スルモノデアリマス、併シ百事  
 多忙ノ際、内閣ノ全意思及外務省總體ノ全  
 意思ガ一氣貫通シテ貴方ヲ援護スルニ至ラザ  
 ルノ結果、斯ノ如キ問題ヲ起スニ至ラザ  
 思フ、内田外務大臣ノ奮闘御決意ハ壯トス  
 ルガ、貴方ノ御決心ノ下ニ、斯ノ如キ忠告  
 演説セラレテ居ルコトヲ見ルニ及ンデ、果シ  
 テ此大任ヲ勤メスルニ堪ヘルヤ否ヤハ私  
 展テ者デアル、此點ニ對シテハ内田外務大  
 臣ヨリハ總論大臣タル齋藤閣下ノ御答辯ヲ  
 要求スルノデアリマス

陸軍、今日ノ外務大臣ノ演說中ニ、國際  
 聯盟ニ對スル根本的ナ日本ノ態度ガ決定的  
 ナ聲明セラレテ居リマス、十月ハ總會ガ  
 開カレテ「リットン」報告ヲ基礎トシテ、  
 日文關係ノ最終會議ヲ爲サントシテ、アル  
 ノデアリマス、此十月ニ開カレントスル聯  
 盟ノ總會ハ、三月十日ノ聯盟ノ決議ノ續  
 デアリマス、三月十日ノ決議ハ九月三十  
 日、十二月十日兩回ノ決議ヲ基礎トシ、是  
 等一貫セルモノハ日本ノ軍隊ヲ進ニ附屬  
 地ニ撤收スル、支那ノ警備權ニ信託シ、日  
 本人ノ生命財產ヲ保護スルト云フ支那ノ聲  
 明ニ信託シテ、九月十八日ノ現狀ニ滿洲  
 ヲ復セト云フ主要デアリマス、九月三十日  
 ノ決議ガソレデアリ、十二月十日ハ之ヲ更  
 ニ確固スルノミナラス、「ブリアン」首相ノ  
 如キハ軍隊撤退ノ要求ニハ期限コソ附イテ  
 居ラヌガ、進ニ今撤退中ノ軍隊ヲ全部撤退  
 セシメントスルモノデアル、調査員ヲ派遣  
 スルガ、此調査員ガ到着スル迄ニマダ日本  
 軍隊ガ撤退シテ居ラヌナラ、進ニ其實情ヲ  
 報告セト、左様ニ申シテ居る條約ニ軍隊ヲ  
 撤退ヲ要求シテ居リマス、是ガ十二月十日、  
 共十二月十日ノ決議ヲ基礎ニ三月十日ノ決  
 議トナシテ居ル、其間ニ亞米利加ハ三月一  
 日ノ日本ニ對スル抗議ヲ提出シテ居ル、其  
 抗議ニ依ルト不戰條約ノ條章ニ背イタル結  
 果得タル如何ナル狀態モ、條約モ、協定モ、  
 承認シナイト云フ、此亞米利加ノ外交的活  
 動ト支那ノ外交的要求、即チ日支間ノ問題  
 ヲ兩國ノ問題トシテ決定セズ、國際聯盟  
 十五條ノ適用ヲ要求スル、即チ上海、滿洲  
 問題ヲ括メテ聯盟ニ對シテ云フ要求ヲシテ  
 居ル、此二ツガ一掃ニナリテ三月十日ノ聯  
 盟ノ會議トナシテ居ル、尙將來、日本ヲ滿  
 洲ニ於ケル不戰條約ノ違反者ナリトシ、此  
 原則ノ下ニ此會議ヲ行ハレテ居ル、兵ヲ撤

退スルコト、九月十八日以前ノ現狀ニ復ス  
 コト、此二ツノ原則ガ確立セラレテ居ル、而  
 モ其問題ノ解決法ヲ國際聯盟十五條ニ依  
 テ當事者ヲ除イタル聯盟ニ解決スル、已ム  
 ラ得ズンバ第四項及第九項ヲ適用シ、次ニ  
 ハ十六條ヲ適用シテ、此國際聯盟ノ解決ニ  
 服從セザル國ニ對シテ懲罰ノ規定ヲ以テ臨  
 ム、斯ノ如クニ特カシテ居ル、是ガ決議ヲ  
 レテ其席上ニ於テ——是ハ内田外務大臣就  
 職以前デアリマスガ、其席上ニ於テ帝國ノ  
 代表ハ十五條ノ適用ニ反對シテ保留シ、留  
 保ノ下ニ會議ニ參列シテ居ルノデアリカ  
 ラ、此決議ニハ加ハラヌ、決議ノ成立ハ妨  
 害シタカナイカラ加ハラヌト言フテ保留シ  
 マシテ、ソレ故ニ日本ヲ除キ、支那ハ命令  
 ニ間ニ合ハズシテ保留、他ノ國ニ依リ滿洲  
 一政ヲ以テ可決決定セラレテ居リマス、我ガ  
 日本ノ代表ハ十五條ノ適用ヲ保留シテ居ル  
 カラ、會議ニ加ハラヌノハ當リ前デハナイ  
 カ、ガカラ日本ハ此會議ノ結果ニ責任ガナ  
 イト言ウテ居ル、併ナガラ「ブリアン」ハチ  
 ウ言ウテ居ナイ、聯盟規約ノ議事規則ニ照  
 シテ、保留ハ決議ト看做シ、日本保留セルガ  
 故ニ滿洲一政可決決定シテ言ウテ居ル、更  
 ニ英國ノ總理大臣モ、日本ノ保留ハ此決議ノ  
 拘束力ニ何等ノ影響ヲ及ボスモノニアラズ  
 ト言ウテ居ル、即チ十五條ノ適用セントス  
 ル決議ノ後、十九人委員會ガ出來、保留シ  
 タル結果出來タ十九人委員會ニ、日本代表  
 ハ出席シテ議論ヲシテ居ル、我國ノ重要問  
 題タル滿洲問題ハ三月十日ノ決議ニ依リテ  
 會議ノ進行中デアリマス、然ルニ故ニ亞米

利加ノ演說アリ、世界ノ列國ノ輿論ヲ動か  
 シ、聯盟ノ上流ニ導ク流シテ、日本ニ對ス  
 ル外交上ノ一大挑戰ヲ爲シテ居ル、此時ニ  
 當リ日本ガ此國際情勢ノ下ニ根本的ノ決  
 意ヲ表明スルコトガ、私ハ必要デアルト思  
 フ、政府ハ會テ十三對一ノ決意ヲ示シテコ  
 トガアル、今度ハ五十三對一デモ行カナケ  
 レバナラス、政府ハ聯盟ニ對スル態度ニ於  
 テ五十三對一ニ尙ホ辭セズト云フ、根本的  
 ノ信念ヲ此議場ニ於テ表明セラレシコトヲ  
 私ハ要求スル、併ナガラ此位ノ聲明ニ照準  
 セラレルコトハナイト思フ、私ハ國際的情  
 勢ノ下ニ日本ヲ進歩トナサズトモ、是位ノ  
 コトハ斷ハナイト思フ、亞米利加ハ  
 何ノ實際上ノ利害ヲ感ジテ滿洲問題ニ對シ  
 テ是レ以上實力ヲ發出シテ來マスカ、言論  
 ナラヤリマス、併シ實際的ニハ出テ來ラレ  
 マセヌ、英吉利ガドウシテ來マスカ、大陸  
 ニ佛蘭西ヲ控ヘ印度問題ノ不安ヲ懷イテ居  
 ル、ドウシテ東洋ニ進ニ日本ニ挑戰スルノ  
 實際的必要ヲ感ジマスカ、況ヤ日露ノ間ニ  
 ハ最近邊境條約成立シ、彼ヨリハ領土不可  
 侵條約ノ要求モ出テ居ル、領土不可侵條約  
 ノ締結ヲ要求シテ居ル、斯様ニ微妙ナル外  
 交關係ガ動キツ、アル時ニ、ドウシテ日本  
 ニ對シテ五十三對一ノ結果實質的ニ制裁ヲ  
 爲スノ力ガ列國ニアルカ、其必要ガドウシ  
 テ列國ニアルカ、言論ナラセバ言ヒマス、  
 抑ヘレバ租借シテウニ見エルカラコソ、東  
 界列國ハ日本ノ行動ニ對シテ色々ノ言論ヲ  
 換ム、併シ若シ日本ガ斷ジテ讓ラザルノ意  
 志ヲハ、キリ明示シテ時、何レノ國ガ實力

ヲ以テ進歩トナシマスガ、私ハソナハ馬鹿  
 タコトハ決シテナイコトヲ確信スル、極東  
 ニ於ケル特殊ノ日本ノ立場ヲ利用シ、日本  
 ニ國際聯盟ノ列國ヲ配ニシテ、中正ノ態度  
 ヲ以テ臨ミ、坦々タル道ヲ進ミ得ルガ如ク  
 帝國外交ヲ推進スルコトハ、堪能ナリ内田  
 チンヲ快クシテ進デモ出來ルコトデア  
 ト私ハ確信スル、ソレ故ニ私ハ寸毫ノ危險  
 ナクシテ其根本信念ヲ故ニ表明セラレシ  
 コトヲ要求スル次第デアリマス、私ノ質問  
 セントスルコトハ多クアリマスガ、是ガク  
 質問致シ、明確ナル答辯ヲ要求致シマス  
 (拍手)

○議長(秋田清吉) 齋藤總理大臣  
 (國務大臣(子爵齋藤實) 中野君ノ御質  
 問ニ付キマシテ、時局巨變ノ問題ニ付キマ  
 シテ段々御進ニナリマシタガ、御意見ノ箇  
 條モアリマシテ、其點ニ付テハ御答ヘ申上  
 ギマセヌガ、豫算ニ關シマスルコトノ事實  
 ニ付テ一言申上テ御答ヒタイト思フ、ソレ  
 ハ此豫算編成ニ當リマシテハ、全ク此目的  
 ヲ時局巨變ノ目的ニ向ケマシテ編成致シマ  
 シタノデアリマス、決シテ各省ノ平素カラ  
 有テ居ルモノヲ持出シタト云フ次第デハ  
 ゴザリマセヌ、此點ニ付キマシテハ特ニ注  
 意ヲ致シタノデアリマスカラ、左様御承知  
 ヲ願ヒタイト思ヒマス、今同ノ提案ハ主ト  
 シテ應對策ヲ目的ト致シタノデアリマス  
 テレドモ、或程度ノ根本策モ無難提案致シ  
 テ居ルノデアリマス  
 尙ホ先週申述ベマシタ通り、根本策ニ

付キマシテハ三年間ニ互リマシテ此目的ヲ  
 達スル考テ居ルノデアリマス  
 ソレカラ不動資金融通、即チ債務調整  
 ノ實施ニ付キマシテハ、十分目的ヲ達シ得  
 ル考ヲ以テ提案致シタノデアリマス、此點  
 ニ付テハ御答ヒナイヤウニ思ヒタイト思ヒ  
 マス、ソレカラ後ノ問題ニ付キマシテハ他  
 ノ大臣カラ御答致シマス

○國務大臣(伯爵内田康哉) 只今中野君  
 ヲリ外交問題ニ付キハ、然ラズナル御質問ガ  
 アリマシタ、其初メニ承認ノ時機ニ付テ此  
 處デモ少々明確ニ言明スルヤウニト御希  
 望ガアタヤウニ存ジマス、承認ヲ速ニスル  
 ト云フコトハ六月ノ議會ニ於テ、當時ノ臨時  
 外相齋藤子爵ガ言明セラレマシタ通りデア  
 リマシテ、其言明ノ中ニハ準備ヲ終リ次第  
 成ベク速ニスルコトヲ言明ガアタヤウニ  
 存ズルノデアリマス、如何ニ速ニ承認ヲセ  
 ヲト仰セラレテモ、承認ノ如キハ兩國ノ將  
 來ニ永ク關係ヲ及ボス重大ナル關係ヲ設定  
 スルノデアリマスカラシテ、チウ輕キニ右  
 ヲリ左ニスルコト云フ譯ニハ至リ難キマス、  
 私ハ一月月十二日頃月ヲ等フ程度デハナリマ  
 ススケレドモ、私ノ外相ニ就任致シマシタ  
 ノハ先月ノ六日デアリマシテ、今日デ漸ク  
 一箇月半位ニナルノデアリマス、此位ノ時  
 期ハ御與ヘ下サランコトヲ私ハ希望スルノ  
 デアリマス、然ラバ直グニ明日デモ速スカ  
 ト云フ御質問モアルカモ知ラマセヌケレド  
 モ、是モチウ速急ニハ行キ難キ、併シ最  
 早準備ノ見當モ付キマシタカラシテ、ソレ

故ニ不日承認ヲ行フ積リデアルト云フコト  
 ヲ申上ゲ得ルノデアリマスガ、是レ以上ニ  
 何日頃、又ドウ云フ時頃ニ承認スルコト云  
 フコトハ斷斷リテ致シマス(笑聲起ル)決シ  
 テ是マデ唯合法云々ノ事ニ付テは、此準備  
 ヲ進ベシタノデアリナイノデアリマス、先  
 來若ヨリモ御質問ガアリマシタガ、此色々  
 ナ決議ノ關係ト云フモノハ、是ガ所期今度ノ  
 問題ノ土蓋ヲ作、テ居ルノデアリマス、日  
 本ノ立場ガ九國條約ニモ背カズ、不戰條約  
 ニモ背カナイト云フノガ即チ我ガ強硬デア  
 ル、私ハ何處マデモ此點ヲ以テ押進シタ  
 イト思フノデアリマス、更ニ日本ヲ無土ニ  
 シテマデモ戰フト云フヤウニ御質問ガアリ  
 マシタガ、是ハ斯ウ云フ正當ナル我主張ガ  
 行ハレザル時ニハ、我國民ハ國ヲ無土ニス  
 ルモ厭ハナイト云フ意味合ヲ私ハ表明シタ  
 積リデアアルノデアリマス、私ハ無土ニナル  
 ヤウナコトハナイト思フ、必ズヤ關係列國  
 ハ我ガ主要ノ至當ナルコトヲ認メテアラ  
 ウ、又認メシムルコトニ努力シテ、アルノ  
 デアリマス

ソレカラ此滿洲問題ニ付テ米國ノ國務卿、  
 其他ノ國ノ人ノ言說ニ付テ御質問ガアリマ  
 シタガ、是ハ中ニハ中野君ノ御質問ト、私  
 等ガ解釋スル所ガ違フ點モ多クアリヤウニ  
 思ヒマス、併シ私ハ故ニ此問題ニ對シテ論  
 議ヲ開ハスコトハ、何等國益ニ實スル所ガ  
 ナイト思ヒマスカラ、是亦斷斷リマスル  
 以外ハナイノデアリマス(笑聲、拍手)

○中野正剛君(發言)  
 只今齋藤總理大臣ノ御答辯  
 ヲ承リマシタガ、少シモ答辯ニナラテ居



第二 昭和七年法律第六號中改正法律  
案(昭和七年第一號會計法)附則  
ニ充テル爲メ債權ノ額ニ付テハ(政府  
府債) 第一號會

第一 日本銀行、農工銀行、北  
海銀行、以下ノ銀行(以下ノ銀行トシテハ)  
銀行ノ左ノ方法ニ依リテ不慮損失金  
額ノ算定アリタル場合ニ於テ金庫ノ  
額ヲ算定スル必要アリトシタルトキハ大  
蔵大臣ノ定ムル所ニ依リ當該銀行又ハ  
其ノ債權者ニ對シテ資金ノ融通ヲ爲スコ  
トヲ得

第二 當該銀行ニ對シテ不慮損失金  
額ノ算定アリタル場合ニ於テ金庫ノ  
額ヲ算定スル必要アリトシタルトキハ大  
蔵大臣ノ定ムル所ニ依リ當該銀行又ハ  
其ノ債權者ニ對シテ資金ノ融通ヲ爲スコ  
トヲ得

第三 當該銀行ノ不慮損失金  
額ノ算定アリタル場合ニ於テ金庫ノ  
額ヲ算定スル必要アリトシタルトキハ大  
蔵大臣ノ定ムル所ニ依リ當該銀行又ハ  
其ノ債權者ニ對シテ資金ノ融通ヲ爲スコ  
トヲ得

第四 日本銀行、農工銀行、北  
海銀行、以下ノ銀行(以下ノ銀行トシテハ)  
銀行ノ左ノ方法ニ依リテ不慮損失金  
額ノ算定アリタル場合ニ於テ金庫ノ  
額ヲ算定スル必要アリトシタルトキハ大  
蔵大臣ノ定ムル所ニ依リ當該銀行又ハ  
其ノ債權者ニ對シテ資金ノ融通ヲ爲スコ  
トヲ得

第五 當該銀行ノ不慮損失金  
額ノ算定アリタル場合ニ於テ金庫ノ  
額ヲ算定スル必要アリトシタルトキハ大  
蔵大臣ノ定ムル所ニ依リ當該銀行又ハ  
其ノ債權者ニ對シテ資金ノ融通ヲ爲スコ  
トヲ得

第六 當該銀行ノ不慮損失金  
額ノ算定アリタル場合ニ於テ金庫ノ  
額ヲ算定スル必要アリトシタルトキハ大  
蔵大臣ノ定ムル所ニ依リ當該銀行又ハ  
其ノ債權者ニ對シテ資金ノ融通ヲ爲スコ  
トヲ得

第七 當該銀行ノ不慮損失金  
額ノ算定アリタル場合ニ於テ金庫ノ  
額ヲ算定スル必要アリトシタルトキハ大  
蔵大臣ノ定ムル所ニ依リ當該銀行又ハ  
其ノ債權者ニ對シテ資金ノ融通ヲ爲スコ  
トヲ得

第八 當該銀行ノ不慮損失金  
額ノ算定アリタル場合ニ於テ金庫ノ  
額ヲ算定スル必要アリトシタルトキハ大  
蔵大臣ノ定ムル所ニ依リ當該銀行又ハ  
其ノ債權者ニ對シテ資金ノ融通ヲ爲スコ  
トヲ得

中貸付年及償還方法ニ關スルモノ、  
農工銀行法第六條ノ二及第七條ノ規  
定、同法第六條第二號及第七條ノ三第  
一項ノ規定中貸付金額貸付年及償還  
方法ニ關スルモノハ北海道拓殖銀行  
法第七條第一項第二號及第七條ノ二ノ  
規定中貸付年及償還方法ニ關スルモノ  
ハ第一條ノ規定ニ依リテ適用スルモノ  
トシテ適用セズ

第九 政府ハ前條ノ規定ニ依リテ交付ス  
ル爲メ必要ナル額ヲ限度トシ公債ヲ發行  
スルコトヲ得

第十 本法ニ依リテ交付スル公債(政府  
府債)ハ時價ヲ參照シテ大蔵大臣ノ  
定ムル所ニ依リテ交付スルモノトシ  
テ之ヲ定ム

附則  
昭和七年法律第六號中改正法律案  
第一號會  
第一條ノ二及第六條中左ノ改正ス  
第一條ノ二及第六條中左ノ改正ス  
第一條ノ二及第六條中左ノ改正ス

附則  
昭和七年法律第六號中改正法律案  
第一號會  
第一條ノ二及第六條中左ノ改正ス  
第一條ノ二及第六條中左ノ改正ス  
第一條ノ二及第六條中左ノ改正ス

附則  
昭和七年法律第六號中改正法律案  
第一號會  
第一條ノ二及第六條中左ノ改正ス  
第一條ノ二及第六條中左ノ改正ス  
第一條ノ二及第六條中左ノ改正ス

附則  
昭和七年法律第六號中改正法律案  
第一號會  
第一條ノ二及第六條中左ノ改正ス  
第一條ノ二及第六條中左ノ改正ス  
第一條ノ二及第六條中左ノ改正ス

附則  
昭和七年法律第六號中改正法律案  
第一號會  
第一條ノ二及第六條中左ノ改正ス  
第一條ノ二及第六條中左ノ改正ス  
第一條ノ二及第六條中左ノ改正ス

附則  
昭和七年法律第六號中改正法律案  
第一號會  
第一條ノ二及第六條中左ノ改正ス  
第一條ノ二及第六條中左ノ改正ス  
第一條ノ二及第六條中左ノ改正ス

物令ヲ以テ之ヲ定ム  
第八條 第六條第一項ノ契約ニ基キ政府  
ガ國債發行ニ對シテ支拂フべき損失補  
償金ハ國債證券ヲ以テ之ヲ交付スルコ  
トヲ得

第九條 政府ハ前條ノ規定ニ依リテ交付ス  
ル爲メ必要ナル額ヲ限度トシ公債ヲ發行  
スルコトヲ得

第十條 本法ニ依リテ交付スル公債(政府  
府債)ハ時價ヲ參照シテ大蔵大臣ノ  
定ムル所ニ依リテ交付スルモノトシ  
テ之ヲ定ム

附則  
昭和七年法律第六號中改正法律案  
第一號會  
第一條ノ二及第六條中左ノ改正ス  
第一條ノ二及第六條中左ノ改正ス  
第一條ノ二及第六條中左ノ改正ス

附則  
昭和七年法律第六號中改正法律案  
第一號會  
第一條ノ二及第六條中左ノ改正ス  
第一條ノ二及第六條中左ノ改正ス  
第一條ノ二及第六條中左ノ改正ス

附則  
昭和七年法律第六號中改正法律案  
第一號會  
第一條ノ二及第六條中左ノ改正ス  
第一條ノ二及第六條中左ノ改正ス  
第一條ノ二及第六條中左ノ改正ス

附則  
昭和七年法律第六號中改正法律案  
第一號會  
第一條ノ二及第六條中左ノ改正ス  
第一條ノ二及第六條中左ノ改正ス  
第一條ノ二及第六條中左ノ改正ス

附則  
昭和七年法律第六號中改正法律案  
第一號會  
第一條ノ二及第六條中左ノ改正ス  
第一條ノ二及第六條中左ノ改正ス  
第一條ノ二及第六條中左ノ改正ス

附則  
昭和七年法律第六號中改正法律案  
第一號會  
第一條ノ二及第六條中左ノ改正ス  
第一條ノ二及第六條中左ノ改正ス  
第一條ノ二及第六條中左ノ改正ス

農工銀行又ハ北海道拓殖銀行ハ、銀行ヨリ  
不慮損失金ノ算定アリタル場合ニ於テ金庫ノ  
額ヲ算定スル必要アリトシタルトキハ大  
蔵大臣ノ定ムル所ニ依リ當該銀行又ハ  
其ノ債權者ニ對シテ資金ノ融通ヲ爲スコ  
トヲ得

農工銀行又ハ北海道拓殖銀行ハ、銀行ヨリ  
不慮損失金ノ算定アリタル場合ニ於テ金庫ノ  
額ヲ算定スル必要アリトシタルトキハ大  
蔵大臣ノ定ムル所ニ依リ當該銀行又ハ  
其ノ債權者ニ對シテ資金ノ融通ヲ爲スコ  
トヲ得

農工銀行又ハ北海道拓殖銀行ハ、銀行ヨリ  
不慮損失金ノ算定アリタル場合ニ於テ金庫ノ  
額ヲ算定スル必要アリトシタルトキハ大  
蔵大臣ノ定ムル所ニ依リ當該銀行又ハ  
其ノ債權者ニ對シテ資金ノ融通ヲ爲スコ  
トヲ得

農工銀行又ハ北海道拓殖銀行ハ、銀行ヨリ  
不慮損失金ノ算定アリタル場合ニ於テ金庫ノ  
額ヲ算定スル必要アリトシタルトキハ大  
蔵大臣ノ定ムル所ニ依リ當該銀行又ハ  
其ノ債權者ニ對シテ資金ノ融通ヲ爲スコ  
トヲ得

農工銀行又ハ北海道拓殖銀行ハ、銀行ヨリ  
不慮損失金ノ算定アリタル場合ニ於テ金庫ノ  
額ヲ算定スル必要アリトシタルトキハ大  
蔵大臣ノ定ムル所ニ依リ當該銀行又ハ  
其ノ債權者ニ對シテ資金ノ融通ヲ爲スコ  
トヲ得

農工銀行又ハ北海道拓殖銀行ハ、銀行ヨリ  
不慮損失金ノ算定アリタル場合ニ於テ金庫ノ  
額ヲ算定スル必要アリトシタルトキハ大  
蔵大臣ノ定ムル所ニ依リ當該銀行又ハ  
其ノ債權者ニ對シテ資金ノ融通ヲ爲スコ  
トヲ得

農工銀行又ハ北海道拓殖銀行ハ、銀行ヨリ  
不慮損失金ノ算定アリタル場合ニ於テ金庫ノ  
額ヲ算定スル必要アリトシタルトキハ大  
蔵大臣ノ定ムル所ニ依リ當該銀行又ハ  
其ノ債權者ニ對シテ資金ノ融通ヲ爲スコ  
トヲ得

農工銀行又ハ北海道拓殖銀行ハ、銀行ヨリ  
不慮損失金ノ算定アリタル場合ニ於テ金庫ノ  
額ヲ算定スル必要アリトシタルトキハ大  
蔵大臣ノ定ムル所ニ依リ當該銀行又ハ  
其ノ債權者ニ對シテ資金ノ融通ヲ爲スコ  
トヲ得

農工銀行又ハ北海道拓殖銀行ハ、銀行ヨリ  
不慮損失金ノ算定アリタル場合ニ於テ金庫ノ  
額ヲ算定スル必要アリトシタルトキハ大  
蔵大臣ノ定ムル所ニ依リ當該銀行又ハ  
其ノ債權者ニ對シテ資金ノ融通ヲ爲スコ  
トヲ得